令和3年度 業務実績等報告書

日本司法支援センター

目次

I	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Π	日本司法支援センターの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Ш	中期目標・中期計画・年度計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
IV	令和3年度の事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
V	令和3年度における業務実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	・自己評価表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	1 総合法律支援の充実のための措置に関する事項
	【 $1-1$ 】職員(常勤弁護士を除く。)の配置及び能力の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	【 $1-2$ 】常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	【1-3】一般契約弁護士・司法書士の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	【1-4】事務所の存置等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	【1-5】関係機関等との連携強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	2 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
	【2-6】適切な情報提供の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	【 2 - 7 】 法教育事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	【 2 - 8 】民事法律扶助業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	【 2 - 9 】 国選弁護等関連業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	【 2-10】司法過疎対策業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	【2-11】適切な(犯罪被害者)支援・援助の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	【 $2-12$ 】被害者参加旅費等支給業務の適切な実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3	業務運営	の効率化に関する事項
	[3-13]	一般管理費及び事業費の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	[3-14]	情報提供業務(犯罪被害者支援業務の一部を含む。)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	[3-15]	民事法律扶助業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	[3-16]	国選弁護等関連業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	財務内容	の改善に関する事項
	[4-17]	自己収入の獲得等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	[4-18]	民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97
	[4-19]	財務内容の公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	その他業	務運営に関する重要事項
	[5-20]	業務運営の体制維持 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	[5-21]	内部統制の確実な実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	[5-22]	情報セキュリティ対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	[5-23]	業務内容の周知を図る取組の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	[5-24]	報酬・費用の立替・算定基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

I はじめに

日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)は、総合法律支援を担う組織として平成18年4月10日に設立され、同年10月2日から業務を開始し、以後、情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務及び犯罪被害者支援業務の主要5業務と受託事業を実施してきた。

第1期中期目標期間においては、世界的な経済不況の下での情報提供業務の増大や法律相談援助、代理援助件数の増大、被 疑者国選弁護制度の対象事件の大幅な拡大、裁判員裁判の円滑な実施等に対応してきた。

第2期中期目標期間においては、我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の被災者に対して、平成24年4月1日に施行された「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」(以下「震災特例法」という。)に基づき、「東日本大震災法律援助事業」を実施した。さらに、平成25年12月から、犯罪被害者等が被害者参加人として公判期日に出席した際の旅費等を支給する「被害者参加旅費等支給業務」も開始した。

第3期中期目標期間においては、震災特例法の有効期限が平成30年3月31日まで延長されたことを受け、東日本大震災法律援助事業を継続したほか、司法ソーシャルワーク(*)事業計画を策定し、実施体制の整備、関係機関との連携強化等の取組を進めた。また、改正総合法律支援法により新設された大規模災害の被災者に対する「被災者法律相談援助」を平成28年熊本地震から実施するとともに、平成30年1月24日からは、認知機能が十分でない方に対する「特定援助対象者法律相談援助」や、DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方に対する「DV等被害者法律相談援助」を開始した。

今期の第4期中期目標期間(平成30年4月1日から令和4年3月31日まで)においては、震災特例法の有効期限が令和3年3月31日まで再延長されたことを受け、同日付けで失効するまでの間、東日本大震災法律援助事業を継続した結果、相談援助件数は累計45万件に達した。また、被災者法律相談援助、特定援助対象者法律相談援助及びDV等被害者法律相談援助を適切に実施するとともに、平成30年6月の改正刑事訴訟法施行による被疑者国選弁護の対象事件拡大に対応した。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染対策と社会生活の維持を両立することが大きな課題となった。支援センターにおいても、利用者等の安全確保と利便性向上のため、電話等を活用した法律相談を地方事務所の実情に応じて実施するとともに、飛沫防止板の設置やマスク着用、十分な換気といった対策をした上で対面での法律相談も実施した。

また、情報提供業務においては、新型コロナウイルス感染症や災害対応に関する問合せ等に幅広く対応した結果、法テラス・サポートダイヤルの利用件数が令和3年9月3日に500万件に達した。特に、新型コロナウイルス感染症に関する情報については、ホームページに掲載したQ&Aを更新するなど迅速な情報提供に努めた。

さらに、「外国人在留支援センター」の開設に合わせ、同施設内に令和2年7月1日に設置した国際室では、関係機関と連携して在留外国人からの問合せ等に対応しているほか、電話による多言語情報提供サービスについては、10言語に対応するなどして、外国人の司法アクセス充実に取り組んでいる。

そのほか、支援センターは、これまでの取組を踏まえ、引き続き、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を目指し、組織体制の整備、業務の改善等の推進に努めた。

本報告書は、令和3年度の取組について、年度計画に即して業務実績を報告するものである。

* 高齢者・障がい者をはじめ、自らが法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でないなどの理由で自ら法的援助を求めることが期待できない者に対し、福祉機関等と連携して働き掛け、そうした者の法的問題を含めた総合的な問題解決を図る取組。

Ⅱ 日本司法支援センターの概要

1 業務の内容

総合法律支援法等に基づき、主に次のような業務を行う。

(1) 本来業務(総合法律支援法第30条第1項)

ア 情報提供業務

利用者からの問合せに応じて、電話、面談、電子メール等により、法制度に関する情報と、相談機関・団体等(弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等)に関する情報を無料で提供する業務。

イ 民事法律扶助業務

- ① 経済的にお困りの方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い(一般法律相談援助)、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う(代理援助、書類作成援助)業務。
- ② 認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等(特定援助対象者)に対し、資力にかかわらず法律相談等を実施する業務(特定援助対象者援助事業)。
- ③ 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、被災地において法律相談を円滑に実施することが特に必要と認められるものとして政令で指定された大規模災害の被災者を対象に、災害発生日から1年を超えない範囲内で、その生活の再建に当たり必要な法律相談を実施する業務(被災者法律相談援助)。

ウ 国選弁護等関連業務

- ① 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名並びに裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の算定・支払等を行う業務。
- ② 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定・支払等を行う業務。

工 司法過疎対策業務

身近に法律家がいないことその他の事情により法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律事務全般の提供等を行う業務。

才 犯罪被害者支援業務

- ① 犯罪の被害に遭われた方や御家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携しての適切な相談窓口の紹介や取次ぎを行い、必要に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士(以下「精通弁護士」という。)を紹介する業務。
- ② DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがある方に対し、資力にかかわらず、被害の防止に関して必要な 法律相談を実施するDV等被害者法律相談援助業務。
- カ 被害者参加旅費等支給業務

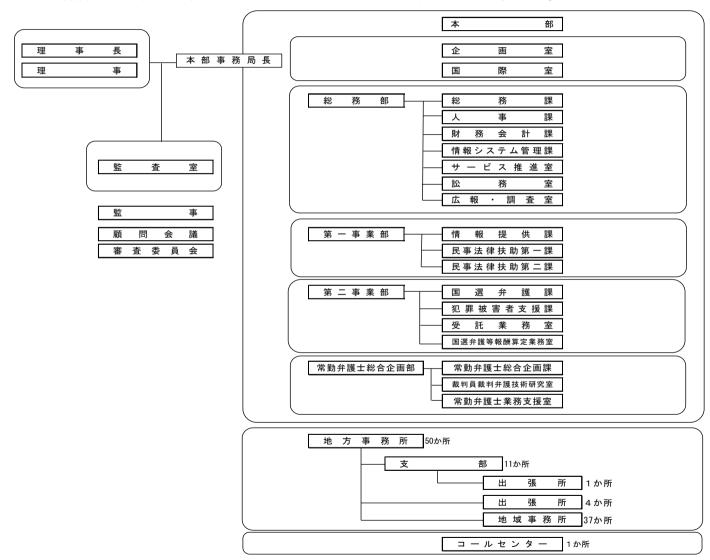
犯罪の被害に遭われた方や御家族の方などが、適切に刑事裁判に参加することができるよう、被害者参加人として公判期日(又は公判準備)に出席した際の旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的な側面から犯罪被害者等を支援する業務。

- (2) 受託業務(総合法律支援法第30条第2項) 支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律 事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。
- (3) 東日本大震災法律援助事業(震災特例法第3条第1項)

東日本大震災について災害救助法が適用された市町村(東京都を除く。)に平成23年3月11日時点で住所等を有していた方を対象に、資力の状況にかかわらず、無料で法律相談を行い(震災法律相談援助)、震災に起因する紛争について、裁判外紛争解決手続を含む従来の民事法律扶助制度より広い範囲の法的手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う(震災代理援助、震災書類作成援助)業務。

2 法人の組織

本部及び地方事務所等の組織図は、下図のとおりである(令和4年3月31日現在)。



なお、全国の事務所所在地は、資料1のとおりである。

【資料1】日本司法支援センター(法テラス)全国事務所所在地等一覧

3 法人の沿革

平成18年4月10日 支援センター設立 同年10月2日 支援センター業務開始 なお、支援センターの令和4年3月31日までの沿革については、資料2のとおりである。

【資料2】日本司法支援センターのあゆみ(~令和4年3月31日)

4 根拠法

総合法律支援法(平成16年6月2日公布、平成16年法律第74号)

- 5 主務大臣 法務大臣
- 6 資本金 3億5,100万円(政府全額出資)
- 7 役員の状況(令和4年3月31日現在)

理事長 板 東 久美子 (平成30年4月10日就任) 理 事 丸 島 俊 介 (平成29年10月1日就任) 理 事 山 崎 学 (平成28年4月10日就任) 理 事 北 原 斗紀彦 (平成30年4月10日就任) 理 事 新 保 美 香 (平成30年4月10日就任) 監 事 山 下 泰 子 (平成24年9月3日就任)

8 職員の状況

令和4年3月31日現在、常勤職員数は899名(常勤弁護士を含む。)である。

Ⅲ 中期目標・中期計画・年度計画

日本司法支援センターの中期目標・中期計画

支援センターは、平成30年2月に法務大臣から指示された同年4月1日から令和4年3月31日までの間に支援センターが 達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を受け、中期計画を作成し、法務大臣に認可された。

また、支援センターは、中期計画に基づき、令和3年度の業務運営に関する計画(年度計画)を定め、令和3年3月29日、 法務大臣に届け出た。

【資料3】日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画

IV 令和3年度の事業概要

1 総括

(1) 利用者の立場に配慮した業務遂行

利用者の立場に配慮した業務遂行のため、法テラスへ来所することが困難な高齢者・障がい者を対象とした出張法律相談や指定相談場所での相談体制の充実を図るとともに、新型コロナウイルス感染症まん延状況を鑑み、令和2年5月11日に開始した電話等を活用した法律相談の対象期間を令和4年9月30日まで延長した。新型コロナウイルス感染症まん延などの事情がない平常時においても、高齢者や障がい者など既設の相談場所に赴いて相談することが困難な方を対象とした電話等を活用した法律相談が実施できるよう業務方法書を改正した。

また、新型コロナウイルス感染症に対して、ホームページに掲載したQ&Aを更新するなど、利用者が必要とする情報の 迅速な提供に努めるとともに、令和2年7月豪雨の被災者に対する被災者法律相談援助を令和2年7月14日から令和3年 7月2日まで実施し、被災者の生活再建の支援をした。

さらに、「外国人在留支援センター」内に設置している国際室では、関係機関と連携して在留外国人等の司法アクセス充実に取り組んだ。

(2) 地方協議会の開催

支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所等において、協議内容を工夫しながら地方協議会を開催した。

(3) 常勤弁護士の確保

常勤弁護士とは、支援センターとの間で、総合法律支援法第30条に規定する支援センターの業務に関し、主として他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士のうち、支援センターに常時勤務する契約をしている弁護士(常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程(平成18年規程第22号)第1条)である。

常勤弁護士数は、平成30年度末で合計198名、令和元年度末で合計201名、令和2年度末で合計194名、令和3年度末で合計183名となり、合計84か所(全国40か所の地方事務所、7か所の支部、37か所の地域事務所)に配置した。

なお、人数については資料4、配置先については資料5のとおりである。

常勤弁護士数を増加するための対策を引き続き強化した。

【資料4】常勤弁護士配置·採用実績等一覧(平成24年度~令和3年度)

【資料5】常勤弁護士配置先一覧(令和4年3月31日現在)

(4) 内部統制の構築・運用に関する点検

内部統制推進委員会の下に設置した業務管理小委員会において、令和2年度に実施した内部監査での指摘事項等に関して モニタリングを行い、改善に向けた必要な措置を検討・実施するとともに、コンプライアンス小委員会において、職員に対 するコンプライアンス教育を強化した。

2 各業務

(1) 情報提供業務

ア コールセンターにおける情報提供

入電状況に応じたオペレーター配置や各種の研修、民事法律扶助業務における資力要件確認等の実施により、効率的な 運営と利用者に対するサービスレベルの維持の両立を図った。

令和3年度の問合せ件数は、377,753件で、令和2年度に比べて28,220件増加した。

平成24年度からの情報提供業務における問合せ件数の推移は、資料7及び資料8のとおりである。

【資料7】日本司法支援センター業務実績(平成24年度~令和3年度)

【資料8】令和3年度情報提供件数の推移

イ 地方事務所における情報提供

地方事務所における情報提供の件数は全国合計 216,639 件で、令和2年度に比べ14,428 件増加した。

【資料7】日本司法支援センター業務実績(平成24年度~令和3年度)

【資料8】令和3年度情報提供件数の推移

ウ ホームページによる情報提供

通常の情報提供に加え、東日本大震災の被災者等に向けた情報提供として、ホームページに相談窓口情報一覧を継続して掲示したほか、新型コロナウイルス感染症に関するQ&Aの作成・更新を行った。

エ 関係機関との連携・協力関係強化

地方事務所の実情に応じて、連携の必要性が高い関係機関等に参加依頼をして地方協議会を開催することにより、利用者その他の関係者から、利用者の目線での業務遂行に資する実践的な意見を得ることができ、また、関係機関・団体との連携協力関係を新たに構築しあるいは引き続き確保することができた。また、地方事務所において、地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会等の高齢者・障がい者支援を担う福祉機関・団体との間でオンラインにより意見交換等を実施するなどし、高齢者・障がい者に対する法的支援に適切に対応ができるよう、関係機関・団体との連携・協力関係の充実・強化に努めた。

オ 東日本大震災等の災害に対する対応

被災地に設置した被災地出張所において、地元の地方公共団体と協力し、各種専門家によるワンストップの相談会を実施したが、令和4年3月をもって同業務の実施を終了した。

平成23年11月から設置した震災法テラスダイヤル(法テラス災害ダイヤル(被災者専用フリーダイヤル))については、令和3年度も継続して被災者からの問合せに対応した。

(2) 民事法律扶助業務・震災法律援助業務

ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況

令和3年度における民事法律扶助業務の援助実績は、一般法律相談援助実施件数が312,770件、代理援助開始決定件数は103,478件、書類作成援助開始決定件数は3,393件であった。一般法律相談援助実施件数は、令和2年度実績(290,860件)に比べて増加した。代理援助開始決定件数は、令和2年度実績(105,630件)に比べて減少した。

令和3年度における特定援助対象者法律相談援助の実施件数は、789件であり(なお、令和2年度の実施件数は743件であった。)、内訳は、成年後見等に関する相談が最も多く、次いで多重債務事件が多かった。

令和2年7月豪雨に適用された被災者法律相談援助の実施件数(令和2年7月14日~令和3年7月2日分)は、6,121件であり、家事事件、多重債務事件、金銭事件など多岐にわたる相談が寄せられた。

令和3年度における震災法律援助の援助実績は、震災法律相談援助の実施件数が490件であり、そのうち、94.5%が茨城・宮城・福島・岩手の四県における相談であった。また、震災代理援助開始決定件数は786件であり、内訳は、損害賠償請求事件が776件、ADR申立手続が10件であった。なお、震災特例法が令和3年3月31日で失効したため、震災法律援助の新規申込みも同日付けで終了したが、震災特例法失効前に震災代理援助または震災書類作成援助を決定した事件の控訴審もしくは上告審については、審査の上、震災法律援助として決定することができる。

- 【資料7】日本司法支援センター業務実績(平成24年度~令和3年度)
- 【資料9】令和3年度援助申込状況(民事法律扶助)
- 【資料 10】令和 3 年度援助申込状況(震災法律援助)
- 【資料 11】 令和 3 年度援助決定件数等状況(民事法律扶助)
- 【資料 12】令和 3 年度援助決定件数等状況 (震災法律援助)
- 【資料 13】 令和 3 年度代理援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)
- 【資料 14】令和 3 年度代理援助事件の事件別内訳(震災法律援助)
- 【資料 15】令和3年度書類作成援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)
- 【資料 16】令和3年度書類作成援助事件の事件別内訳(震災法律援助)
- 【資料 28】最近 5年間の援助決定件数(代理援助・書類作成援助の合計)の推移

イ 契約弁護士・契約司法書士数

民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・契約司法書士の確保に努めた結果、令和4年4月1日時点における契約弁護士数は、24,056名(令和3年4月1日時点から28名増)、契約司法書士数は、7,525名(同25名増)となった。また、震災法律援助業務に関しては、令和4年4月1日時点で、弁護士3,217名(令和3年4月1日時点から43名減)、司法書士1,225名(同12名減)と震災法律援助契約を締結している。

【資料7】日本司法支援センター業務実績(平成24年度~令和3年度)

【資料 17】契約弁護士数(民事法律扶助·震災法律援助)

【資料 18】契約司法書士数(民事法律扶助・震災法律援助)

ウ 立替金等の状況

令和3年度の代理援助に係る立替金合計(常勤弁護士に法律事務を取り扱わせた場合の負担金を含む。)は149億8393万円、書類作成援助に係る立替金合計(前同)は3億807万円、法律相談援助に係る費用は17億9204万円であり、令和3年度中の償還金は112億6057万円であった。

償還免除等の合計は51億9366万円となった(令和2年度比7.3%増)。

【資料 51】令和 3 年度立替金残高表

【資料52】令和3年度法律相談費実績

【資料53】令和3年度代理援助立替金実績

【資料 54】令和 3 年度書類作成援助立替金実績

【資料 55】令和3年度末現在(令和4年3月現在)における立替発生年度ごとの償還等の状況

(3) 国選弁護等関連業務

ア 受理件数

令和3年度の被疑者国選弁護事件受理件数は72,308件(令和2年度比4.95%減)であった。また、被告人国選弁護事件受理件数は46,594件(同6.95%減)、国選付添事件の受理件数は2,604件(同11.46%減)であった。

【資料7】日本司法支援センター業務実績(平成24年度~令和3年度)

【資料 19】国選付添事件受理件数

【資料 29】国選弁護事件受理件数(被疑者)

【資料30】国選弁護事件受理件数(被告人)

イ 国選弁護人契約の締結

被疑者国選の拡大等に的確に対応するため、国選弁護人契約弁護士の人数の拡大に努めており、令和4年4月1日時点における国選弁護人契約の契約弁護士数は、30,950名(令和3年4月1日時点から53名増)、国選付添人契約の契約弁護士数は、15,909名(同23名増)となった。

【資料7】日本司法支援センター業務実績(平成24年度~令和3年度)

【資料 20】国選弁護人契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)

【資料 21】国選付添人契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)

(4) 司法過疎対策業務

令和3年度末において、司法過疎対策として設置している地域事務所(以下「司法過疎地域事務所」という。)数は34 か所であり、司法過疎地域事務所に勤務する常勤弁護士数は50名となった。

(5) 犯罪被害者支援業務等

ア 犯罪被害者支援業務

コールセンターに犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714(なくことないよ)」を設け、犯罪被害者支援の経験や知識を有する担当者が犯罪被害者等に二次的被害を与えることがないよう、その心情に配慮しながら情報提供を行っている。令和3年度の問合せ件数は合計15,908件となり、令和2年度に比べ1,599件増加した。

全国の地方事務所において、電話や面談による情報提供や、精通弁護士の紹介業務を行った。地方事務所における「犯罪被害・刑事手続等」に関する問合せ件数は全国で12,108件であり、令和2年度に比べ1,340件増加、精通弁護士の紹介は1,181件であり、令和2年度に比べ71件減少した。

令和3年度におけるDV等被害者法律相談援助業務の実施件数は972件であり、令和2年度に比べ11件減少した。また、DV等被害者法律相談援助弁護士数は2,198名(令和4年4月1日現在)となり、前年に比べ101名増加した。

- 【資料7】日本司法支援センター業務実績(平成24年度~令和3年度)
- 【資料 22】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数実績
- 【資料23】令和3年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容
- 【資料24】地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況
- 【資料 40】令和3年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」の問合せに関する紹介先機関・団体
- 【資料 41】地方事務所における問合せ件数実績(犯罪被害者支援業務)
- 【資料 42】令和3年度地方事務所で対応した問合せ内容(犯罪被害者支援業務)

イ 国選被害者参加弁護士関連業務

被害者参加弁護士契約弁護士数は 5,631 名(令和 4 年 4 月 1 日現在)となり、前年に比べ 61 名増加した。 また、令和 3 年度における被害者参加人からの選定請求件数は 661 件となり、令和 2 年度に比べ 30 件減少した。

- 【資料7】日本司法支援センター業務実績(平成24年度~令和3年度)
- 【資料 35】被害者参加弁護士契約弁護士数の推移
- 【資料49】被害者参加人のための国選弁護制度の実績状況
 - ウ被害者参加旅費等支給業務

令和3年度における被害者参加人の旅費等請求件数は2,977件であり、支給額は2115万6232円であった。

【資料57】令和3年度被害者参加旅費等支給業務実績

(6) 受託業務

令和3年度において、受託業務としては、平成19年10月1日から開始された日本弁護士連合会からの委託による「日本 弁護士連合会委託援助業務」を行った。

【資料25】令和3年度委託援助事業統計表(申込総受理件数)

ア 業務内容

業務内容は、(i)刑事被疑者弁護援助、(ii)少年保護事件付添援助、(iii)犯罪被害者法律援助、(iv)難民認定に関する法律援助、(v)外国人に対する法律援助、(vi)子どもに対する法律援助、(vi)精神障がい者に対する法律援助、(vii)心神喪失者等医療観察法法律援助、(ix)高齢者・障がい者・ホームレス等に対する法律援助の9つにわたるが、いずれも契約弁護士による活動と弁護士報酬や費用等を援助するものである。

イ 件数

令和3年度における日本弁護士連合会委託援助業務の申込総件数は10,364件(令和2年度比324件減)であった。

【資料7】日本司法支援センター業務実績(平成24年度~令和3年度)

【資料25】令和3年度委託援助事業統計表(申込総受理件数)

V 令和3年度における業務実績

【年度計画】

支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者等に対する特別の配慮や外国語を母語とする者への対応を含め、利用者の立場に立った業務遂行を常に心掛ける。また、参考となる取組については全職員で共有する。

利用者からの意見、苦情等を真摯に受け止め、必要に応じて関係部署・職員や関係者に伝達するなどして業務の改善を行う。また、多様な意見を業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を1回以上開催し、必要に応じて業務の改善を行う。

主に国費により支援センターの業務運営に要する経費が賄われていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。

1 総論

独立行政法人の枠組みで設置された支援センターは、理事長のリーダーシップの下、高齢者・障がい者に対する配慮を含め、利用者の立場に立った親切・丁寧なサービスを迅速に提供することが求められていることから、令和3年度においても、法的支援の実施体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を取りながら、利用者が利用しやすい法律サービスの提供に努めた。

2 利用者からの意見、要望等の取扱い

本部及び全国の地方事務所へ寄せられた利用者からの様々な意見、要望、苦情等については、本部サービス推進室にて「利用者から寄せられた声」として、情報を毎月集約の上、理事長、理事及び監事に対して定期的に報告し、支援センターの業務運営に役立てた。

また、こうして寄せられた貴重な意見等は、業務別や内容別(職員や契約弁護士等の応対に関するものなど。)に分析を 行い、そのうち、業務の改善が必要と考えられる事案については、支援センターとして求められる適切な対応策を検討の上、 全国の執務の参考としてグループウェアへ掲示し、迅速な情報共有を図った。

さらに、新規採用者研修において、接遇に関する教材動画を視聴するなど、利用者への適切な対応についてスキルの向上を図った。

3 顧問会議の開催状況

令和4年2月3日に第20回顧問会議を開催した。

〈会議の概要〉

令和3年度及び第4期中期目標期間における業務の概況並びに今後の取組について報告した。

また、コロナ禍における法テラスの対応や災害と司法アクセスについて、意見交換を行った。

(注) 顧問会議のメンバーは次のとおりである(五十音順、敬称略)。

片 山 善博 早稲田大学公共経営大学院教授

髙 木 剛 一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会顧問

津島 雄二 弁護士

中山 弘子 元新宿区長

長谷部由起子 学習院大学大学院法務研究科教授(令和4年3月15日まで)

坂東眞理子 昭和女子大学理事長・総長

村木 厚子 元厚生労働事務次官

4 組織運営理念の周知徹底

階層別研修の各階層において、法テラス運営理念に関する講義を実施し、我が国の財政状況を踏まえた上での業務の充実化・効率化について論じさせるなど、支援センター職員としてコスト意識を持って業務に当たる必要性を認識させた。

【資料6】法テラス運営理念

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画(中期目標)	年度評価				項目別調
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	書No.
I. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項					•
1 職員(常勤弁護士を除く。)の配置及び能力の向上	В	В	В	В	1-1
2 常勤弁護士の採用,配置及び資質の向上 【難易度:高】	С	С	В	В	1-2
3 一般契約弁護士・司法書士の確保	В	В	В	В	1-3
4 事務所の存置等 【重要度・難易度:高】	В	В	В	В	1-4
5 関係機関等との連携強化	В	С	С	В	1-5
Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					
6 適切な情報提供の実施	A	A	A	Α	2-6
7 法教育事業	A	A	A	Α	2-7
8 民事法律扶助業務 【重要度:高】	A	В	В	В	2-8
9 国選弁護等関連業務	А	A	A	A	2-9
10 司法過疎対策業務	В	В	В	В	2-10
11 適切な(犯罪被害者)支援・援助の実施 【重要度:高】	В	В	A	A	2-11
12 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施	В	В	В	В	2-12
Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項					
13 一般管理費及び事業費の効率化 【重要度:高】	В	В	В	В	3-13
14 情報提供業務(犯罪被害者支援業務の一部を含む。)	A	В	В	В	3-14
15 民事法律扶助業務	В	В	В	В	3-15
16 国選弁護等関連業務	В	В	В	В	3-16
IV. 財務内容の改善に関する事項					
17 自己収入の獲得等 【難易度:高】	В	В	В	В	4-17
18 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等【重要度・難易度:高】	A	A	A	A	4-18
19 財務内容の公表	В	В	В	В	4-19
V. その他業務運営に関する重要事項					
20 業務運営の体制維持	В	В	В	В	5-20
21 内部統制の確実な実施	В	В	В	В	5-21
22 情報セキュリティ対策 【重要度:高】	В	В	В	В	5-22
23 業務内容の周知を図る取組の充実 【重要度:高】	В	В	В	В	5-23
24 報酬・費用の立替・算定基準	В	В	В	В	5-24

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書(I. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	1.当事務及び事業に関する基本情報						
1 - 1	職員(常勤弁護士を除く。)の配置及び能力の向上						
当該項目の重要度、		関連する政策評価・					
困難度		行政事業レビュー					

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31/令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
	人事課主催研修 (実施人数)	(参考指標)	-	171人	131人	135人	354 A	(参考情報) 平成29年度:221人 総常勤職員数(常勤弁護士を除く。):716人 (令和4年3月31日現在)	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価

中期目標 第3・2(1)ア 職員(常勤弁護士を除く。)の配置及び能力の向上

職員の配置は、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量の変動について的確に把握・分析し、業務量に応じた適正かつ効率的な ものとする。

職員の能力の向上のため、多様な経験を積むことができる人事配置等を行う。また、改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助を含め、支援センターの 多様な取組に適切に対応できるよう、視聴覚教材の配付等も活用しつつ、職員に対する研修を適切に実施する。

- 中期計画 I・2(1)ア 職員(常勤弁護士を除く。)の配置及び能力の向上
 - (7)職員の配置については、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえ、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関 する取組に配慮しつつ、既存業務の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、事務手続の合理化の観点を考慮した業務量に応じた適正 なものとする。また、職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。
 - (4) 人事配置等により多様な経験を積ませるとともに、改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助を含めた支援センターの多様な取組に適切に対応するた め、採用年次、経験年数、担当業務の別等に応じた研修を実施し、職員の能力向上を図る。

- 年度計画 I・2(1)ア 職員(常勤弁護士を除く。) の配置及び能力の向上
 - (7) 職員の配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、今後の増加が見込まれる外国人 対応を含む既存業務の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点を考慮した業務量に応じた 適正なものとする。また、職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。
 - (イ) 人事配置等により多様な経験を積ませるとともに、改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助を含めた支援センターの多様な取組への適切な対応と、 利用者の立場に立った業務遂行の更なる推進のため、研修内容の見直しを進めつつ、OJT及び採用年次、経験年数に応じた階層別研修を実施し、各階層 の職員に求められる業務知識の修得及び職員の能力向上を図る。

また、これまで階層別研修は、集合研修を中心に実施してきたところ、新型コロナウイルス感染症対策を兼ねて積極的に取り組んでいるDVD視聴及び オンライン研修等を積極的に活用することで、職員全体のスキルの向上を図る。さらに、階層別研修だけでなく、業務研修にもこれら研修方法を導入し、 各地で執務する職員の日々の業務に直結するような研修を実施し、業務スキルの向上を図る。

1) 17 /m let m	1. II > > =				
主な評価指標 職員(常勤弁護士を除く。)の配置及び能力の向上に向けた取組 支援センターの業務実績・自己評価	T 口 木 三 ンi	と支援センター評価委員会に			
業務実績 業務実績	自己評価		日本可伝文後ピング 計画委員会に よる評価		
業務実績等報告書(資料編):なし	評定	В	評定	Ц	
乗伤夫領守報 一	評定に至っ			_ ごった理由	
1	採用・暫		計化に主	こつに理田	
. , , = 1		· -			
職員の採用選考に当たっては、多肢択一式問題や事務処理能力検査、適性検査 のほか、面接を複数回実施した。面接の実施に際しては、本部事務局長、部長、		F度においては、受験者の利便			
のはか、面接を複数回美地した。面接の美地に除しては、本部事務局長、部長、 課室長及び課室長補佐のほか、係長及び主任といった幅広い役職の者を面接員に		ひ新型コロナウイルス感染症			
		見から、一部オンラインによる したほか、全和9年度に引き			
選任するとともに、地方事務所から事務局長も面接員に選任することで、多角的 な視点から受験者の能力及び適性を判断した。		∖したほか、令和2年度に引き 採用試験等を実施することで、			
な祝点から支帳者の能力及い適性を刊倒した。 令和2年度からは、受験者の利便性の向上及び新型コロナウイルス感染症対策	.,, ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
の観点から、筆記試験及び一次面接をオンラインにて実施しており、令和3年度	- ,	験者の中からの採用選考を行いている。			
の観点がり、重乱試験及び一次面接をオンラインにて美地しており、宣和3年度も継続した。	, , , , , , ,	は採用を行った。さらに、イン・マスな道 1.1 校界活動の本字			
(2) 採用実績	ターンシップを導入し、採用活動の充実 を図った。また、「ジョブリターン制				
^{(2) 採用 美額}	を図った。また、「ショノックーン間 度 (女性活躍とワークライフバランス				
軍用を継続し、一次募集及び二次募集計693名から選考した26名を採用した。	推進のため、令和元年度に導入した、育				
世内を極続し、	推進のため、令和元年度に導入した、育 児、介護、配偶者の転勤及びその他の理				
		配偶者の転勤及いての他の母 中途退職した元常勤職員を再採			
用するため、当該有期契約職員の所属部署における管理監督者(本部課室長、地		P 歴 趣 職 した 九 帯 動 職 員 を 円 採 度) に 基 づ き 、 退 職 時 に 同 制 度			
方事務所事務局長等)による評価等を行い、有期契約職員16名から選考した1名		また企業でき、 とないでは、 に基づさ、 とないでは、 にはいでは、 にはいいでは、 にはいいでは、 にはいいでは、 にはいいでは、 にはいいでは、 にはいいでは、 にはいいでは			
を合格とした。	1 47 14 1 13 71	、 対組を継続した。			
(3) インターンシップの導入		x組を秘続した。 員の配置については、総合法律			
め、インテープラブラグラス 新卒採用において、センターの業務について理解を深めるとともに採用後のミ		そに向けた体制整備及び提供す			
スマッチを防ぐことを目的として、ロールプレイ形式で民事法律扶助や情報提供		スの更なる向上に配慮しつつ、			
の利用者対応を疑似体験できるプログラムを企画し、50名の応募者の中から8名	• /	*いえなる円土に配慮しつう、 準化及び事務手続の合理化の観			
を選考して令和4年2月に東京地方事務所で実施した。		これ及り事務子続い古壁化の観 とて人事異動を行うとともに、			
(4) 女性活躍とワークライフバランスの推進		いた更に適正な人員配置実現			
中途退職した元常勤職員を、一定の要件のもとで再採用する「ジョブリターン		ぶった文に過止な人員配置失死 所たな人員再配置計画策定に向			
制度」を継続した。	• -	準備を行った。また、令和2			
THE TOTAL OF THE T		学品を行うた。また、1462 導入した、「転勤特例制度」			
2 配置	,	動きやすさ確保を目的とした転			

- (1) 令和4年4月期の広範な人事異動(138名)の実施に向け、以下の点を考慮した。
 - 各地方事務所が取り扱う事件数、事務所の規模等
 - 業務の平準化及び事務手続の合理化
 - ・ 総合法律支援の体制整備及びサービスの質の向上
- (2) 業務量に応じた更に適正な人員配置を実現するため、令和4年度中の新たな人員再配置計画の策定に向けて、業務量の検証、配置数の検討などを行い、計画案を作成した。
- (3) 令和2年度から、職員の働きやすさを確保することを目的に導入した「転勤特例制度」(未就学児の育児をしている職員や親族の介護等をしている職員を対象として、転勤の回避や希望する事務所への転勤を内容とする制度)について、その運用を継続した。
- (4) 令和2年度から、職員が積極的に能力を発揮できる場を提供し、ひいては組織 全体を活性化することを目的に導入した「ジョブポスティング制度」(特定の業 務を担当する職員を、職員の中から広く募集する制度)について、その運用を継 続した。

3 研修等

人事課主催研修(階層別研修等)については、新型コロナウイルス感染症対策を 兼ねて、オンライン研修及びDVD研修を実施するとともに、職員の育成につい て、OJTやメンター制度を活用するなどした。また、オンラインを活用したテー マ別研修を実施したほか、外部研修に参加するなどして、職員の質の向上を図っ た。

- (1) 人事課主催研修
 - ア 階層別研修(オンライン研修及びDVD研修) 以下の研修を実施し、延べ354名が受講した。
 - ① 新規採用者研修
 - ② フォロー・アップ研修:採用後2年目の職員を対象
 - ③ ステップ・アップ研修:採用後3年目の職員を対象
 - ④ 実務能力パワーアップ研修:2級職員を対象
 - ⑤ 管理職育成研修:選抜した3級職員を対象
 - ⑥ 4級合格者研修:4級合格者を対象

動の回避や希望する事務所への転勤を内容とする制度)、「ジョブポスティング制度」(職員が積極的に能力を発揮できる場を提供することによる組織の活性化などを目的とし、特定の業務を担当する職員を職員の中から広く募集する制度)の運用を継続した。

以上から、所期の目標を達成したものと考える。

【研修等】

新型コロナウイルス感染症対策を兼ねて、人事課主催研修(階層別研修等)については、オンライン研修及びDVD研修を実施し、採用年次、経験年数に応じて、職員の能力向上を図った。

職員の育成について、OJTでは、より効果的な取組となるよう「OJTハンドブック」を改訂し、同ハンドブックに基づきOJTの実施に取り組んだ。また、メンター制度では、「新入職員メンター制度実施要領」を改訂し、メンター研修を実施した上、メンターの相談体制を確立したほか、新規採用者との面談をオンラインで定期的に実施するなど、新規採用者のメンタル面を含めた支援体制の充実に取り組んだ。

また、オンラインの活用により、従来の集合型では参加が困難であった未就学児等を抱えた職員が、テレワークで参加するなど、研修により参加しやすい環境となった。さらに、オンラインの特性を生かし、全国の職員を対象とした短時間

イ その他研修

① 事務局長等対象研修:2回実施

② 評価者研修:4回実施

③ 管理職におけるコミュニケーション能力向上研修:1回実施

(2) OIT

職場の上司・先輩等が、仕事に必要な知識やノウハウ等を意識的・計画的・継|務員等の実務に対する職員の理解を深め 続的に指導・伝授する職員の育成のための取組であるOITにおいては、新規採 用者の活用を想定した「OITハンドブック」を改訂し、それに基づくOITを 実施した。

(3) メンター制度

ア メンター制度の具体的な運用について定めた「新入職員メンター制度実施要 領」の改訂

イ メンター研修の実施

ウ オンラインによるメンター面談の実施

(4) テーマ別研修の実施

以下のテーマにつきオンライン研修を開催した。

ア 総務部門(財務会計)研修:1同実施

イ 業務(民事法律扶助)研修:2回実施

(5) 中核を担う人材の育成

以下の外部研修に職員が参加した(派遣又はオンライン受講)。

ア 東京都人材育成センター:職員4名(派遣)

イ 人事行政研究所研修:職員11名 (オンライン)

ウ 総務省統計研究研修:職員129名 (オンライン)

エ 国家公務員等研修:職員2名(オンライン)

オ 国立公文書館公文書管理研修 I:職員31名 (オンライン)

カ 国立公文書館公文書管理研修Ⅱ:職員18名(うち派遣1名、オンライン17 名)

でのテーマ別研修を複数回実施したこと で、職員の研修の機会を大幅に増加さ せ、業務等に関するより深い知識の修得 及び理解の向上に努めた。

外部研修への派遣については、国家公 るほか、統計分析能力向上等を期待し、 各階層に各研修への参加を促すなどし て、支援センターの中核となる職務を担 う人材の育成を図った。

以上のとおり、年度を通じて各階層の 職員に求められる業務知識の修得及び能 力向上に適切に取り組み、所期の目標を 達成したものと考える。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書(I. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
1 - 2	常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上					
当該項目の重要度、 困難度	【難易度:高】常勤弁護士の配置については、各地域の法的ニーズや事務所ご との業務量を把握・分析した上で地元弁護士会等の関係機関・団体との協議を 経る必要があるなど、外部的・他律的要因の影響を受けざるを得ないことか ら、難易度は高い。					

2	2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成29年度)	平成30年度	平成31/令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
	常勤弁護士1人当 たりの事件処理件 数	前年度比3%増加	総件数:39件 扶助件数:23件 国選件数:12件 有償件数:3件	43件 (10. 2% 増) 26件 13件 3件	34件(20.9% 減) 19件 11件 3件	30件(11.8% 減) 16件 11件 3件	33件(10.0% 増) 17件 12件 3件	(参考情報) 平成30年度:常勤弁護士数198名、総計8,618件、 扶助5,182件、国選2,645件、有償791件 平成31/令和元年度:常勤弁護士数201名、総計 6,952件、扶助3,847件、国選2,328件、有償777件 令和2年度:常勤弁護士数194名、総計5,994件、 扶助3,111件、国選2,242件、有償641件 令和3年度:常勤弁護士数183名、総計6,219件、 扶助3,249件、国選2,315件、有償655件 ※常勤弁護士数には、養成常勤弁護士等を含む。 ※左記扶助件数・国選件数・有償件数について は、小数点以下を切り捨てたため、合計と総件数 は一致しない。 ※扶助件数・国選件数について根拠資料を見直し たため、基準値を含めた数値は平成30年度の業務 実績報告書と一致しない。		
	(参考) 常勤弁護士数	採用数 (うち新スキーム)	21名 (18名)	15名 (14名)	25名 (23名)	24名 (21名)	5名	※期末総数は、3月末日時点の人数である。 ※令和3年度は司法修習の時期が例年より後倒し になったことにより、司法修習終了直後の者の採		

	退職者数	38名	32名	22名	31名	16名	用はなかった。同年度末時点で司法修習中の内定
	期末総数	215名	198名	201名	194名	183名	者数は17名であり、これらの者を令和4年5月に
							採用する見込みとなった。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価

中期目標 第3・2(1)イ 常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのでき る人材の確保を図る。

常勤弁護士については、改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助を含め、支援センターの主要業務である民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等 を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、総合法律支援の適切な実施が遂行できる体制となるよう、各地域に おける法的ニーズや事務所ごとの業務量を把握・分析し、配置人数の適正化を図るとともに、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果の把握 を行い、常勤弁護士が担う各種業務の効率的な実施体制を構築する。また、地元弁護士会との協議を実施するなどし、常勤弁護士の活動に対する理解を求め つつ、常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置に向けた取組を促進する。

改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助への対応を含め、常勤弁護士が各種法律事務を適切に取り扱えるよう、研修等の実施により常勤弁護士の資質 の向上に努めるとともに、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。

【指標】

・常勤弁護士1人当たりの事件処理件数について、前年度比で3パーセント以上増加させる。

- 中期計画 I・2(1)イ 営動弁護士の採用、配置及び資質の向上
 - (7) 常勤弁護士の採用に当たっては、説明会等を活用し、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期 - 待に応えることのできる人材を確保する。そのため、常勤弁護士の給与については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。
 - (イ) 全国的に総合法律支援を適切に実施できる体制となるよう、各地域における法的ニーズや事務所ごとの常勤弁護士の業務量を把握・分析し、常勤弁護士 の配置人数の適正化に努めるとともに、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果の把握を行い、常勤弁護士が担う各種業務の効率的な実施 体制を構築する。また、地元弁護士会との協議を実施するなどし、常勤弁護士の活動に対する理解を求めつつ、常勤弁護士を配置できていない地方事務所 への配置に向けた取組を促進する。
 - (ウ) 研修等の実施により常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、支援センターの中核となって職務を行う人材を育成する。
 - (エ) (ア)から(ウ)までの取組の実施に当たっては、常勤弁護士が、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等とともに、改正総合法律支援法により新たに加 わった業務を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどに留意する。

- 年度計画 I・2(1)イ 営勤弁護士の採用、配置及び資質の向上
 - (ア) 常勤弁護士の採用に当たっては、近時、その成果が支援センターの重要な課題となっていることを踏まえ、会場での説明会に加えて、コロナ禍に対応し たウェブ就職説明会を実施し、遠方の司法修習生も参加しやすいような工夫を継続して行い、常勤弁護士の活動内容や魅力、充実した研修を受講できるこ と、将来のキャリアプラン等を積極的に周知するなど様々な採用活動を行う。また、司法修習生のみならず、法曹実務経験のある弁護士を対象とした求人

広告等も行うことで、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材を確保する取組を進める。なお、常勤弁護士の給与については、実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考とする現行水準を維持する。

- (4) 全国的に総合法律支援を適切かつ効率的に実施できる体制となるよう、常勤弁護士の配置人数の適正化を図るため、引き続き、各地域における法的ニーズや事務所ごとの常勤弁護士の業務量を把握・分析し、その配置人数の変更・調整を行う。また、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果の把握方法や常勤弁護士の効率的な業務実施体制についての検討を進める。さらに、常勤弁護士を地方事務所に配置できていない地域については、地元弁護士会に対し、常勤弁護士の活動に対する理解を求めるとともに、配置に向けた協議をするなど、常勤弁護士の配置に向けた取組を続ける。
- (ウ) 常勤弁護士が、民事法律扶助事件や裁判員裁判対象事件を含む国選弁護等関連事件に適切に対応し、司法ソーシャルワークにも適切に取り組めるよう、 常勤弁護士業務支援室、裁判員裁判弁護技術研究室及び専門的な外部講師等を活用するなどし、より実践的な研修を実施する。

また、中堅層を対象とする専門分野に特化した研修、常勤弁護士間において弁護技術や経験の共有を図るブロック別研修や実務トレーニー・実務トレーナー研修等を積極的に活用するとともに、法曹経験10年以上で、法律事務所のマネジメントや後進を指導するのにふさわしい常勤弁護士がメンターとして後進の育成をすることで、常勤弁護士の全体的な能力の向上を図り、支援センターの中核になって職務を行う人材を育成する。

主な評価指標 常勤弁護士の配置及び能力の向上に向けた取組状況				
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法	去支援センター評価委員会し
業務実績	自己評価		よる評価	li
業務実績等報告書(資料編):【資料4、5、31、32、33、36】	評定	В	評定	
1 採用	評定に至っ	った理由	評定に至	至った理由
(1) 常勤弁護士採用のための就職説明会の開催、採用情報の周知等	1 常勤	弁護士の採用及び配置人数の維		
・ 司法修習生、司法試験合格者等に採用案内パンフレット等を配布	持			
・ 本部主催の常勤弁護士の業務内容・採用情報等に関する就職説明会をオンラ	常勤	幹護士の採用及び配置人数に関		
インで開催(合計3回)		生に向けた常勤弁護士の魅力等		
・ 支援センターホームページ、日本弁護士連合会会員専用サイトやメールマカ	の周知泡	舌動や、司法修習生に向けた就		
ジン等に法曹経験者向けのものを含む就職情報を常時掲載		会を継続的に実施した。令和3		
・ 弁護士会や法科大学院等が主催する就職説明会に参加して採用情報等を告知	年度の技	采用に関する事務も新型コロナ		
(弁護士会は合計9回、法科大学院は合計3回、司法試験予備校は合計2回)		ス感染症対策に配慮した方法		
(2) 常勤弁護士への関心を高めるためのエクスターンシップ実習生の受入れ、法科	(オン	ライン方式等) を用いて実施せ		
大学院生を対象とした業務説明会の開催等	ざるを行	导ず、令和2年度に引き続き制		
本部主導による法科大学院からのエクスターンシップ実習生の受入れ		い状況であったが、積極的な広		
各地の法律事務所において10校の法科大学院から合計35名の法科大学院生を	報活動の	の工夫等により、年度末時点の		
受入れ	内定者	数を含めれば、採用人数をおお		
司法研修所の選択型実務修習企画への参加	むね維持	寺することができる見込みとな		
各地の地方事務所、支部及び地域事務所において司法修習生を受入れ(合計	った。			
92名)				
司法修習生、司法試験合格者、法科大学院修了生、法科大学院生及び大学生	2 資質(の向上		
等を対象とした常勤弁護士による連続講演会(全12回)及び同講演会の録画視	令和	2年度の緊急事態宣言等を受け		
聴会の実施(1回)	て中止	・延期となっていた研修につい		
・ 本部主導による法科大学院生を対象とした説明会をオンラインで開催(合計	て、令	和3年度はオンライン会議方式		
13回)	を積極的	内に活用することにより再開さ		
・ 大学や法科大学院において、常勤弁護士による講義を実施(合計13回)	せ、常	動弁護士の能力向上のために各		
・ 大学生や高校生向けイベントに参加し、常勤弁護士の業務を説明(合計 5	種研修	と実施した。		
回)	また	、メンター制度を導入するな		
(3) 広報の強化による常勤弁護士の活動内容・採用に関する認知度向上	ど、若	手の常勤弁護士に対するフォ		
支援センターホームページ内「スタッフ弁護士採用サイト」の随時更新	ローア	ップを充実させた。		
・ 常勤弁護士のPRポスターを作成し、全地方事務所、常勤弁護士が配置され	,			

ている支部及び地域事務所に配布するとともに、各関係機関等への配布を準備

- ・ 常勤弁護士のドキュメンタリー動画を作成し、法テラス公式YouTubeで公開
- ・ 法テラス公式Twitterによる採用イベント等の告知
- ・ 「スタッフ弁護士Facebookページ」による採用イベント等の告知
- ・ 前記サイト及びドキュメンタリー動画の案内チラシを作成し、説明会等で配 布
- (4) 総合評価のための面接の実施

日本弁護士連合会の協力を得て、支援センター職員としての資質ばかりでなく、弁護士としての資質にも着目した採用面接を実施

- (5) 内定者へのフォロー体制整備
 - ・ 養成中の常勤弁護士による「養成スタ弁日記」を内定者にメール送信
 - ・ フォロー担当の常勤弁護士を選定
 - 内定者交流会をオンラインで開催(合計3回)
- (6) 新規採用者の確保

以上の取組により、56名の応募者の中から、総合法律支援に意欲的な法曹経験者5名を新規採用。

なお、令和3年度は司法修習の時期が例年より後倒しになったことにより、司 法修習終了直後の者の採用はなかった。同年度末時点で司法修習中の内定者数は 17名であり、これらの者を令和4年5月に採用する見込みとなった。

2 配置

- (1) 常勤弁護士の配置
 - ア 常勤弁護士の配置の必要性、配置人員の妥当性の検証

事務所ごとの常勤弁護士の業務量等を把握・分析した上で、常勤弁護士の配置の必要性や配置人数の妥当性を検証するとともに、地方事務所を対象に、常勤弁護士の配置の必要性に関する調査を実施し、必要に応じて、常勤弁護士の配置等について地方事務所執行部等に対するヒアリングを実施した。

民事法律扶助事件数や国選弁護事件数のほか、司法ソーシャルワークをはじめとする各地における常勤弁護士の各種役割等を踏まえ、日本弁護士連合会と連携して、常勤弁護士の配置の必要性等を検討した。

以上の検討を経て、常勤弁護士を地方事務所に配置できていない地域については、地元弁護士会に対し、常勤弁護士の活動に対する理解を求めるととも

3 常勤弁護士の活動等

前年度に続いて、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、常勤弁護士は、司法ソーシャルワーク活動等を活発に行い、各地のニーズに応じた役割を果たしたこともあり、常勤弁護士の事件処理件数は前年度比で増加し、指標を大きく上回った。

4 評定

以上のとおり、年度計画に定めた 常勤弁護士の採用、配置等の項目に おいて、評価対象となる指標を大き く上回るとともに、所定の業務に取 り組んだため、評定はBとした。 に、配置に向けた協議をするなど、常勤弁護士の配置に向けた取組を行った が、配置の実現には至らなかった。

イ 配置人数等

令和3年度末時点における配置人数:183名

令和2年度末比:11名減

ウ 事務所ごとの配置人数の検討

前記アの検証を踏まえ、業務量等に応じた必要な常勤弁護士の配置を継続しており、適正な配置人数については検討を続けている。

(2) 常勤弁護士が取り扱う事件により生じる財政的効果の把握等

常勤弁護士が取り扱う事件の困難性や常勤弁護士が情報提供等を行った件数も踏まえた上で、事務所ごとの常勤弁護士の業務量を把握・分析するとともに、事件の平均単価及び費用に係るデータを収集した。

以上の方法により把握・収集した情報やデータを基に事務所ごとの収支を試算 した。

3 研修等

(1) 実践的な研修等の実施

以下の業務研修を実施した(合計29回)。

ア 養成中の常勤弁護士に対する研修

- ① 定期業務研修:刑事事件・民事事件に関する基本的な技術習得を目的とした書面起案等の演習を行う研修
- ② 民事研修:研修員等が実施した模擬法律相談に関する議論等を通じて、法 律相談業務に関する基本的な技術を習得することを目的とした研修
- ③ 赴任前業務研修:支援センターの法律事務所への赴任に当たり、各業務の解説、業務実施及び事務所運営に当たって留意すべき事項を再確認する研修
- イ 赴任中の常勤弁護士に対する研修
 - ① パーソナリティ障害対応研修:パーソナリティ障害を抱える相談者等に対応するに当たって必要とされる専門的知識及び技能の習得・向上を図ることを目的とした実践的な研修
 - ② 赴任2年目業務研修:労働事件演習、刑事演習等
 - ③ 赴任4年目業務研修:民事事例研究演習、法テラス組織概論及び法律事務

所マネジメント等に関する研修

- ウ 裁判員裁判に関する研修
 - ① 裁判員裁判事例研究研修:殺意否認事件のケース・セオリー、ストーリーと反対尋問、心神耗弱と量刑についての主張、「量刑グラフ」についての主張等をテーマとした事例研究
 - ② 裁判員裁判専門研修: 取調べ対応についての助言・援助に関する研修
 - ③ 法医学研修:法医学の基礎知識を習得し、実践に活かすことを目的とした 研修
- エ その他の研修等
 - ① ブロック別研修:全国を9つのブロック(北海道・東北、関東A、関東B、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄)に分け、各ブロックにおいて講義・講演を策定して実施
- ② 全国経験交流会:全国各地に赴任している常勤弁護士が各地での活動を報告し、現制度の在り方や問題点、今後の課題等について議論を実施
- ③ 国際室による研修:難民支援、ハーグ条約案件に関する研修や在留資格に 関する事例検討会等を実施
- (2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室の活用
 - ア 前記(1)アないしウの研修の企画・実施、研修受講者によるアンケート結果に 基づく研修内容等の見直しを随時実施
 - イ 裁判員裁判弁護技術研究室による、常勤弁護士が受任している個別の裁判員 裁判を含む刑事事件に関する指導・助言を実施
 - ウ 常勤弁護士業務支援室による、常勤弁護士が受任している個別の民事・家事 事件等に関する指導・助言を実施。なお、令和3年度から、ソーシャルワーカ ーとしての経験豊富な社会福祉士・精神保健福祉士を専門員として迎え、社会 福祉士・精神保健福祉士の視点からの指導・助言を受けられる環境を整備
 - エ 常勤弁護士業務支援室による、養成中の常勤弁護士が個別の事件で起案した 書面の添削・講評を実施
 - オ 常勤弁護士業務支援室による、赴任1年目の常勤弁護士及び1人事務所に赴任している常勤弁護士に対するフォローアップ(電話かけプログラム)を実施
 - カ 常勤弁護士業務支援室により、必要に応じて、赴任1年目の常勤弁護士等が 赴任する法律事務所を訪問しての支援を実施
- (3) 常勤弁護士の外部派遣研修

法務省研修(大臣官房司法法制部):1名(約9か月間) (4) メンター制度導入	
横の カンケー 間及等へ 養成期間満了後1年目及び2年目の常勤弁護士並びにこれらと同程度の法曹実	
務経験年数の常勤弁護士を対象に、シニア常勤弁護士が担当制で支援を行うメン	
ター制度を、令和3年度から導入し、若手常勤弁護士への支援を実施した。	

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書(I. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	1.当事務及び事業に関する基本情報						
1 – 3	一般契約弁護士・司法書士の確保						
当該項目の重要度、		関連する政策評価・					
困難度		行政事業レビュー					

2	2. 主要な経年データ											
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31/令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報				
	民事法律扶助契約 弁護士数	(参考指標)	_	23, 371人	23, 740人	24, 028人		(参考情報) 平成29年度:22,346人 ※令和3年度については、第74期司法修習生の弁護士一斉登録が令和4年4月中旬にずれ込んだため、契約弁護士数には反映されていない。				
	民事法律扶助契約 司法書士数	(参考指標)	-	7,440人	7, 453人	7,500人	7, 525人	(参考情報) 平成29年度:7,294人				
	国選弁護人契約弁 護士数	(参考指標)		29, 297人	30, 160人	30,897人	30 950 A	(参考情報) 平成29年度:28,585人 ※第74期司法修習生の取扱いについては、民事法 律扶助契約弁護士数と同様				
	国選付添人契約弁 護士数	(参考指標)	_	15, 177人	15, 501人	15,886人		(参考情報) 平成29年度:14,867人 ※同上				
	被害者参加弁護士契約弁護士数	(参考指標)	_	5, 250人	5, 440人	5, 570人		(参考情報) 平成29年度:5,038人 ※同上				

DV等被害者法律							(参考情報)
相談援助契約弁護	(参考指標)	_	1,882人	1,953人	2,097人	2,198人	平成29年度:1,716人
士数							※同上

中期目標 第3・2(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保

改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施や刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大への適切な対応を含め、民事法律扶助業務 及び国選弁護等関連業務等について全国的に均質な業務の効率的な遂行を実現するため、弁護士会及び司法書士会と連携し、各地域における法的ニーズへの 対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努めるとともに、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。

中期計画 I・2(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保

改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施及び刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大への適切な対応を含め、民事法律扶助の 担い手となる弁護士・司法書士、並びに国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務を全国的に均質かつ効率的なも のとするため、弁護士会及び司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するなどして各制度に対する理解を求めることにより、各地域におけ る法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努めるとともに、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図 る。

年度計画 I・2(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保

民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士、国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士並びにDV等被害者法律相 談援助の担い手となる弁護士の業務を全国的に均質かつ効率的なものとするため、弁護士会及び司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施す るとともに、説明資料を配布するなどして各制度に対する理解を求めることにより一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図りつつ、各 地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努める。

主な評価指標 一般契約弁護士・司法書士の確保				
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法	支援センター評価委員会に
業務実績	自己評価		よる評価	
業務実績等報告書(資料編):【資料17、18、20、21、35、48、49】	評定	В	評定	
1 民事法律扶助契約弁護士及び民事法律扶助契約司法書士の確保	評定に至っ		評定に至	った理由
日本弁護士連合会が実施を予定している講習会に、民事法律扶助業務(特定援助	本部及び	が全地方事務所において、日本		
対象者法律相談援助を含む。)及び震災法律援助業務の資料を提供し、両業務の周知及び利用の促進を図った。47地方事務所において、弁護士会・司法書士会と連携		合会、弁護士会等の関係機関と		
しつつ、支援センターの業務に関する説明会や協議会を実施したほか、未開催の地		つ、説明会や協議会・意見交換		
方事務所においても、地方協議会の開催などを通じて、民事法律扶助契約弁護士及		こり、説明資料を配布するなど		
び民事法律扶助契約司法書士の確保や両業務の制度に対し、より深い理解を求める		受契約弁護士・司法書士の確保		
ための取組を実施した。 →民事法律扶助契約弁護士数:令和4年4月1日時点 24,056名		結果、民事法律扶助契約弁護 t 徐世 B 初始司法書 L		
→氏事法律扶助契利并護士数: 令和4年4月1日時点 24,056名 (令和3年4月1日時点から28名増加)	-	k律扶助契約司法書士、国選弁 弁護士、国選付添人契約弁護		
民事法律扶助契約司法書士数:令和4年4月1日時点 7,525名	100, 17, 11, 17	开護士、国選刊 你人笑利开護 看参加弁護士契約弁護士、DV		
(令和3年4月1日時点から25名増加)		ョ参加弁暖工矢約弁暖工、DV 长律相談援助弁護士の契約者数		
	1 10 1 1 1 1 1	3年作成後の介護工の契約省級 3令和2年度より増加した。		
2 国選弁護人契約弁護士及び国選付添人契約弁護士の確保		也方事務所において民事法律扶		
全地方事務所において、国選弁護等関連業務の周知のための説明会や協議会(弁		引する研修等を実施したほか、		
護士会との共催を含む。)を開催したり、同業務周知のための説明資料の配布を行		協議会も複数回にわたり実施		
うなどして、同業務制度の周知を行った。 →国選弁護人契約弁護士数:令和4年4月1日時点 30,950名	し、さらに	こ、国選弁護等関連業務や犯罪		
→国選升護人类利升護工数: 〒和4年4月1日時点 30,930名 (令和3年4月1日時点から53名増加)	被害者支持	爰業務に関しても、新型コロナ		
国選付添人契約弁護士数:令和4年4月1日時点 15,909名	ウイルス原	成染症対策に配慮した形式で研		
(令和3年4月1日時点から23名増加)	修、説明会	会及び協議会を実施し、各制度		
	を周知して	てより深い理解を求めること		
3 被害者参加弁護士契約弁護士及びDV等被害者法律相談援助契約弁護士の確保	, ,,,,,	22約弁護士・司法書士が提供す		
(1) 日本弁護士連合会との協議の場において、被害者参加人のための国選弁護制度	るサービス	スの質の向上を図った。		
の運用状況を説明するとともに、被害者参加弁護士契約締結に向けての協力要請	_	が、所期の目標を達成したもの		
等を行った。また、地方事務所においても、説明会や協議会を通じて、被害者参	と考える。			
加人のための国選弁護制度の周知を図り、契約弁護士の確保に努めた。				
→被害者参加弁護士契約弁護士数:令和4年4月1日時点 5,631名				
(令和3年4月1日時点から61名増加)				

うち女性弁護士数:令和4年4月1日時点 1,302名

(令和3年4月1日時点から24名増加)

- (2) 日本弁護士連合会との協議の場において、同連合会の犯罪被害者支援委員会委員、両性の平等委員会委員及び子どもの権利委員会委員に対し、DV等被害者法律相談援助の運用状況を説明するとともに、DV等被害者法律相談援助契約締結に向けての協力要請を行った。また、地方事務所においても、説明会や協議会を通じて、DV等被害者法律相談援助制度の周知を図り、契約弁護士の確保に努めた。
 - →DV等被害者法律相談援助契約弁護士数:令和4年4月1日現在2,198名 (令和3年4月1日時点から101名増加)
 - うち女性弁護士数:令和4年4月1日現在758名

(令和3年4月1日時点から31名増加)

4 サービスの質の向上

(1) 民事法律扶助業務

前記1の説明会や協議会において、依頼者への制度説明、適切な事件管理と報告の徹底を求めるなどし、民事法律扶助制度に対し、より深い理解を求めることで弁護士・司法書士の業務を全国的に均質かつ効率的なものとするよう努め、サービスの質の向上を図った。

- (2) 国選弁護等関連業務
 - ア 研修、協議会、説明会等の実施

40の地方事務所(支部を含む。)において、延べ112回、刑事弁護に関連した研修、協議会、説明会等を実施した(弁護士会等との共催を含む。)。その内容としては、新規登録弁護士を対象とした国選弁護・付添制度の研修や裁判員裁判の弁護活動に関する説明会、休日国選業務を含む国選弁護人等候補指名通知態勢に関する協議会などであった。

イ 報酬請求に関する規程等の周知

諸規程の正確な理解が的確な報告と過誤事案の防止にとって重要であるため、全地方事務所において、契約弁護士(契約弁護士になろうとする新規登録弁護士を含む。)に対して、改訂後の報告書様式のホームページ掲載箇所の案内、「国選弁護報酬及び費用についての基本的な説明(FAQ)」の配布、並びに、被疑者釈放後の国選弁護人の復路交通費に係る取扱い及びいわゆるAT

M窃盗事案における特別成果加算に係る取扱いの各変更等についての周知を行った。

(3) 犯罪被害者支援業務

全地方事務所において、犯罪被害者に対する法的支援を適切かつ充実したものとするため、被害者参加人のための国選弁護制度及びDV等被害者法律相談援助並びにこれらの制度に関連する法律業務につき、集合形式での実施のほかオンラインによる開催や書面での意見聴取・資料配布等、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した形態で、以下の取組を実施した。

- 弁護士会主催の説明会、協議会等への参加
- 地方事務所主催の説明会、協議会等の実施
- ・ 地方事務所・弁護士会共催による研修、説明会、協議会等の実施

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書(I. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
1 - 4	事務所の存置等								
当該項目の重要度、	【重要度:高】効率的で効果的な業務運営を実現するためには、事務所の存 関連する政策評価・								
困難度	置等の必要性について不断の検討を行うとともに、必要な見直しを進めるこ 行政事業レビュー								
	とが重要であることから、重要度は高い。								
	【難易度:高】事務所の存置の見直しについては、多様な要素を調査・分析								
	した上で、それらを総合考慮する必要があり、また、当該地域の住民や地方								
	公共団体、弁護士会等の関係機関等との間の調整にも多大な時間・労力を必								
	要とするなど、目標の達成には多くの困難が伴うことから、難易度は高い。								

2	主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31/令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
	出張所数	(参考指標)	_	10か所	10か所	10か所		(参考情報)うち2か所が被災地出張所 平成29年度:11か所(うち7か所が被災地出張 所)		
	扶助・国選対応地 域事務所数	(参考指標)		4か所	3 か所	3 か所	3か所	(参考情報) 平成29年度: 4か所		
	司法過疎地域事務 所数	(参考指標)		35か所	34か所	34か所	34か所	(参考情報) 平成29年度:35か所		

中期目標 第3・2(3) 事務所の存置等

事務所については、あまねく全国において法による紛争解決に必要なサービス等の提供が受けられる社会の実現を目指す総合法律支援法の基本理念を踏ま まつつ、存置・移設・設置の必要性について不断の検討を行うとともに、特に、出張所・扶助国選対応地域事務所・司法渦疎地域事務所については、以下の 見直しを進める。なお、司法過疎地域事務所の設置に際しては、引き続き、設置基準を設定した上で、具体的な検討過程を明らかにする。

- ア 地方事務所と地理的に近接する出張所については、地方事務所との統合を含め、組織運営を合理化する方向での見直しを進める。 また、東日本大震災の被災地に設置している臨時出張所については、政府が定める復興・創生期間の終了時期等を踏まえた見直しを進める。
- イ 扶助・国選対応地域事務所については、当該地域における一般契約弁護士の増加状況、一般契約弁護士による民事法律扶助・国選弁護等関連事件の受任 状況、維持コスト等を踏まえつつ、組織の在り方の見直しを進める。
- ウ 常勤弁護士を除く登録弁護士数が大きく増加した地域にある司法過疎地域事務所については、 司法過疎地域事務所の設置趣旨に鑑みて、統廃合を含め た見直しを進める。

中期計画 I・2(3) 事務所の存置等

事務所については、総合法律支援法の理念を踏まえ、その存置・移設・設置の必要性について不断に検討し、必要な見直しを進める。なお、出張所、扶 助・国選対応地域事務所、司法過疎地域事務所については、以下の点に留意する。

ア 出張所

地方事務所と地理的に近接する出張所については、維持コスト等を踏まえつつ、地方事務所との統合を含め、組織運営を合理化する方向での見直しを進 める。

また、東日本大震災の被災地に設置している臨時出張所については、政府が定める復興・創生期間の終了時期等を踏まえた見直しを進める。

イ 扶助・国選対応地域事務所

当該地域における一般契約弁護士の増加状況、一般契約弁護士による民事法律扶助・国選弁護等関連事件の受任状況、維持コスト、常勤弁護士の業務量 等を踏まえつつ、組織の在り方の見直しを進める。

ウ 司法過疎地域事務所

常勤弁護士を除く登録弁護士数が大きく増加した地域にある司法過疎地域事務所については、その設置趣旨に鑑みて、当該地域の法律事務取扱業務量、 実働弁護士数、実働弁護士1人当たりの人口、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、当該司法過疎地域事務所における業務量、採算性等の要素 を踏まえ、統廃合を含めた見直しを進める。

なお、司法過疎地域事務所の設置に際しては、引き続き、上記要素等を考慮した設置基準をあらかじめ設定した上で、設置に係る具体的な検討体制や意 思決定プロセスを明確化するなど、その検討過程を明らかにする。

年度計画 I・2(3) 事務所の存置等

事務所については、その存置・移設・設置の必要性について検討し、必要な見直しを進める。

ア出張所

地方事務所と地理的に近接する出張所については、維持コスト等を踏まえつつ、地方事務所との統合を含め、組織運営を合理化する方向での見直しに向 けた検討を行う。

また、東日本大震災の被災地への設置を継続した2出張所については、被災地における需要や出張所の業務量、維持コストを踏まえつつ、必要な見直し を進める。

イ 扶助・国選対応地域事務所

扶助・国選対応地域事務所を設置した地域における一般契約弁護士の増加状況や、民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件の受任状況のほか、常勤弁 護士の業務量や事務所の維持コスト等を踏まえつつ、その存廃について検討する。

ウ 司法過疎地域事務所

常勤弁護士を除く登録弁護士数が大きく増加した地域については、実働弁護士数だけでなく、当該地域の実働弁護士1人当たりの人口、法律事務取扱業 務量、一般契約弁護士による民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件の受任状況のほか、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、更には当該地 域に設置された司法過疎地域事務所における業務量や採算性等を踏まえ、その存廃について検討する。

また、上記要素等を踏まえて地域の需要の有無を分析し、需要が見込まれる地域の地方事務所を通じて関係機関に働きかけるなどしてその要望を吸い上 げた上で、法務省及び日本弁護士連合会等と協働して新規設置に取り組むとともに、その検討過程を明らかにする。

主な評価指標事務所の業務実施体制の見直しに向けた取組状況						
支援センターの業務実績・自己評価					会支援センター評価委員会に	
業務実績	自己評価			よる評価		
業務実績等報告書(資料編):【資料5】	評定	В		評定		
1 出張所	評定に至っ	った理由		評定に至	でで理由	
地方事務所と地理的に近接する出張所については、業務量、利用者の利便性、地	出張所に	こついては、業務量、利力	用者の			
域における法的ニーズ等を把握・分析し、組織運営を合理化する方向での見直しに	利便性、均	地域における法的ニーズ	等の把			
向けた検討を行った。また、東日本大震災の被災地への設置を継続した2出張所に	握・分析に	こ努めるとともに、出張	折が設			
ついては、被災地における需要や出張所の業務量、維持コスト等を踏まえ、見直し	置されてい	いる地方事務所の執行部	と協議			
に向けた検討を行った。	を行うなる	どして、必要な見直しに「	句けた			
	検討を行	った。被災地出張所につ	ついて			
2 扶助・国選対応地域事務所	は、被災地	他におけるニーズや復興の	の状況			
設置可能性のある地域について、日本弁護士連合会等の意見を聴取した上で、当	等諸事情を踏まえ、見直しに向けた検討					
該地域の法律事務取扱業務量、採算性、既存の事務所の統廃合の当否等といった要素は含めて、大塚というに要素が含め、ために関する。	を行った。	扶助・国選対応地域事	務所及			
素も含めて、支援センター本部で総合勘案した結果、令和3年度中の新規設置や統 廃合は行わなかった。	び司法過	東地域事務所については、	関係			
	機関の意見	見を聴取した上で、本部 [*]	で諸要			
3 司法過疎地域事務所	素を総合	動案した結果、新規設置 ⁵	や統廃			
(1) 設置・存置等についての検討	合は行われ	なかった。				
司法過疎地域事務所の設置基準を踏まえ、法務省及び日本弁護士連合会等の意	常勤弁詞	隻士の配置人数について	は、司			
見を聴取した上で、当該地域の法律事務取扱業務量、採算性、既存の事務所の統	充 法過疎地域事務所ごとに取り扱う事件の					
廃合の当否等といった要素も含めて、支援センター本部で総合勘案した結果、令	種類・件数等を分析した結果に基づき、					
和3年度中の新規設置や統廃合は行わなかった。	業務量等に応じた必要な人数を配置でき					
新規設置については、前年度に日本弁護士連合会との間で新たに設けた作業部	るように見直し、これに応じた配置を進					
会を継続しつつ、新規設置すべき地域の検討を行った上、地元弁護士会に対し、	めている。					
常勤弁護士の活動に対する理解を求めるとともに、設置に向けた協議をするなど	以上から、所期の目標を達成したと考					
したが、本年度中の設置の実現には至らなかった。	える。					
(2) 常勤弁護士の配置人数についての検討						
司法過疎地域事務所ごとに取り扱う事件の種類・件数等を分析した結果に基づ						
いて、常勤弁護士の配置人数の見直しを行い、各事務所の業務量等に応じた配置						
を進めた。						

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書(I. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
1 - 5	関係機関等との連携強化						
当該項目の重要度、 困難度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー					

2	2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31/令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
	各地方事務所にお いて地方協議会を 毎年度開催する	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	49地方事務所	48地方事務所	50地方事務所	(参考情報) 平成30年度の合計回数:94回 平成31/令和元年度の合計回数:75回 令和2年度の合計回数:57回 令和3年度の合計回数:66回		
	地方公共団体、福 祉機関・団体への 業務説明を年度計 画で定めた回数実 施する	1,000回以上	1,000回以上	1,013回	716回		556I¤I	(参考情報) 令和2年度の合計回数:618回 ※令和2年度は年度計画において、数値目標を 定めていない。		

中期目標 第3・3 関係機関等との連携強化

改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施や刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大への適切な対応を含め、支援センターの業 務運営に当たっては、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体と極めて密接な連携が必要であることに鑑み、関係 機関連絡協議会及び地方協議会の開催等により、関係機関等との連携強化を図る。

【指標】

- ・各地方事務所において地方協議会を毎年度開催する。
- ・地方公共団体、福祉機関・団体への業務説明を年度計画で定めた回数実施する。

中期計画 I・3 関係機関等との連携強化

改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施や刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大への適切な対応を含め、支援センターの業 務運営に当たっては、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体との間の極めて密接な連携が必要であることに鑑 み、本部においては関係機関連絡協議会を開催し、地方事務所においては地方協議会や業務説明を実施するなどし、関係機関等との連携強化を図る。

年度計画 I・3 関係機関等との連携強化

- (1) 本部において、関係機関連絡協議会を開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対して定期的に支援センターの活動実 績を報告するとともに、今後の活動方針について協議し、支援センターの運営の参考とする。
- (2) 各地方事務所において、地方協議会(これに代わる取組を含む)を1回以上開催し、参加者に対して支援センターの業務に関する具体的情報を周知した 上で、参加者からの意見を聴き業務運営の参考とする。なお、地方協議会の開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数に加え、オンラインによ る開催等開催方法についても工夫し、特に議題については、改正総合法律支援法に基づく法的援助等の更なる周知・運用方法の改善や増加が見込まれる在 留外国人への対応、自然災害対応など、支援センターを取り巻く昨今の問題を踏まえたものとする。また、参考となる取組・事例については、他の地方事 務所にも共有する。

加えて、客観的な地域のニーズと利用し得る資源の分析を踏まえ、地域の実情に応じて、各地方事務所において、関係機関・団体との連携関係の構築・ 維持・強化を図るため、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等に対する業務説明を実施する。また、電話等法律相談など新型コ ロナウイルス感染症の感染拡大に対する取組について、積極的に関係機関へ業務説明を行う。特に、地方公共団体、福祉機関・団体に対する業務説明につ いては、地方協議会とは別に全国で1,000回(オンライン等によるものを含む。)以上実施する。

主な評価指標 関係機関等との連携強化に向けた取組状況					
主な評価指標 関係機関等との連携強化に同じた取組状况 支援センターの業務実績・自己評価			日本司法	支援センター評価委員会に	
業務実績	自己評価		よる評価		
業務実績等報告書(資料編):【資料37、38、39】	評定	В	評定		
1 関係機関連絡協議会の開催	評定に至っ		–		
本部において、関係機関連絡協議会を開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士		議会については、全国の50地方	F17C		
連合会及び日本司法書士会連合会に対して支援センターの活動実績を報告し、今後		おいて合計66回開催し、指標を			
の活動方針を協議した(会場集合形式及びオンライン形式により各1回開催)。	達成した。				
	開催日時	時を決めて実施する方式の業務			
2 地方協議会の開催	説明(オ)	ンラインを含む)の実施回数は			
(1) 開催状況	556回であ	5り、指標である1,000回(以			
全国の50地方事務所において合計66回開催した。	上) の55.	6%に留まった。その原因は、			
(2) 開催に当たり工夫した点等	①新型コ	ロナウイルス感染症が終息せ			
地方協議会の開催に当たっては、司法ソーシャルワークの一層の展開を図るべ	ず、対面に	こよる業務説明が困難であった			
く、連携先となる福祉機関・団体を中心に参加を呼びかけるとともに、支援セン	ことに加え、②関係機関側も同感染症に				
ターにおける業務や昨今の問題をテーマとした。	起因する	各種対応(緊急小口資金及び総			
(主な協議会のテーマ)	合支援資金申込の激増、生活保護申請の				
・ 司法ソーシャルワークについて(41回)	増加、感染リスクの高い高齢者・障がい				
・ 特定援助対象者法律相談援助について(33回)	者関係機関における感染症対策の徹底				
・ 高齢者・障がい者支援について(32回)	等)のため、オンラインを活用するとし				
・ 常勤弁護士の活動報告について(26回)	てもなお、	支援センターの業務説明に参			
・ DV等被害者法律相談援助について(19回)	加する余礼	俗がなかったことにあると考え			
・ 新型コロナウイルス感染症に係る対応について(10回)	られる。こ	このような結果となることが予			
開催形式については、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、複数の地方	想できた方	ため、支援センターは、上記①			
事務所においてオンライン形式で開催したほか、会場集合形式の場合は少人数で	②を解決で	する業務説明の方式として、地			
の開催とするなど、感染予防に留意しつつ活発な意見交換がなされるよう工夫を	方公共団	本、福祉機関・団体に対して、			
講じた。		クゼロで、いつでも・どこでも			
また、実施結果及び聴取した意見等を踏まえて、新たな連携の在り方を検討し		のできる動画配信による業務説			
た。		した。令和3年度におけるこれ			
(3) 参考となる取組・事例の共有		公共団体、福祉機関・団体向け			
これらの各地の取組・事例については、支援センター内のグループウェアに掲		生回数は合計3,404回である。			
載し、参考となる事例を全国で共有した。		こよる業務説明の実績を考慮す			
	れば、業績	努説明についての指標も、実質			

3 関係機関・団体との連携について

(1) 対面・オンラインによる業務説明の実施状況

関係機関・団体との連携関係の構築・維持・強化を図るため、地方協議会とは 別に、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等に対する 業務説明を全国で745回(うちオンライン133回)実施し、そのうち、地方公共団 体、福祉機関・団体に対する業務説明は556回(うちオンライン101回)であっ た。また、常勤弁護士を多数の福祉関係者の参加する「生活困窮者自立支援全国」レスク入居機関との連携を深めた。ま 研究交流大会」(一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク主催)や 「生活保護担当ケースワーカー全国研修会」(厚生労働省主催)の講師として派 遣し、福祉と司法が連携することによって福祉の側に生じるメリットの説明を交 えながら、支援センターの業務について説明した。

(2) 動画配信による業務説明

地方公共団体、福祉機関・団体に対して、次のとおり支援センターの業務内容 や連携することによる福祉側のメリット等について分かりやすく解説した YouTube動画を作成し、関係機関を通じて周知した。

ア 地方公共団体、福祉機関・団体向け動画(福祉と司法の連携シリーズ)の 作成

- (ア) 法テラスの使い方~地域福祉機関との連携~(合和3年度再生回数 1,498回)
- (イ) セーフティネットとしての法的支援(同再生数717回)
- (ウ) 福祉の現場にひそむ法的リスクシグナルの見つけ方(同再生数480回)
- (エ) 上手な法的支援の使い方 福祉と司法の座談会(同再生回数709回)
- イ 福祉機関等を通じた動画の周知
 - (ア) 困窮者支援情報共有サイトへの掲載
 - (イ) 地域福祉・ボランティア情報ネットワークメールニュース(社協版)へ の掲載
 - (ウ) 生活困窮者自立支援制度人材養成研修における周知
 - (エ) 生活困窮自立支援全国研究交流大会における周知
 - (オ) 生活保護担当ケースワーカー全国研修会における周知
 - (カ) 雑誌「生活と福祉」(全国社会福祉協議会出版部)への掲載
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関する取組についての業務説明

関係機関・団体を対象とした対面・オンラインによる業務説明745回のうち、 電話等法律相談など、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対する取組に関す 的に達成したといえる。

外国人支援に関する連携については、 外国人在留支援センター(フレスク)内 に設置された本部国際室において、他機 関に寄せられる相談を積極的に引き継い だり、運営協議会や勉強会等を通じてフ た、外国人支援者に対してもセミナー開 催を通じて、外国人支援に関する連携強 化を図った。

以上に加え、業務実績記載の各種連携 活動について、新型コロナウイルス感染 症が終息しない中で着実に実施したこと をふまえれば、所期の目的を達成したと 考える。

るものを96回(うちオンライン25回)実施した。また、YouTube動画において、電話等法律相談の実施や新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮した事例における法的支援について説明した。

(4) 地方事務所における関係機関との連携促進に向けた取組

地方事務所における関係機関との連携を促進するため、本部と内閣府男女共同 参画局との間で、性犯罪・性暴力被害に対する支援について、地方事務所と各地 のワンストップ支援センターにおける組織的な連携・協力を進めることを確認し た。

(5) その他の連携

厚生労働省令和3年度社会福祉推進事業「権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化に向けた都道府県の支援体制強化のための研修のあり方調査研究事業」を 実施し、今後、都道府県や福祉機関・団体の職員等を対象として実施が予定されている研修の教材として、権利擁護支援における福祉と司法の連携の意義や支援センターの活用方法等を解説する動画を作成した。

4 フレスク入居機関等との連携強化

外国人在留支援センター(フレスク)では、同所に設置された本部国際室を通じて、出入国在留管理庁を始めとする入居機関との連携が強化された。具体的には、他機関に寄せられる様々な相談のうち、法律問題や生活問題に関するものについて積極的に引継ぎを受けるなどして、連携を図った。また、週1回の運営協議会で各機関の相談対応状況やイベント情報を共有するとともに、必要に応じて各機関の相互理解を図るための勉強会を開催した。本連携により、東京出入国在留管理局が主催する「やさしい日本語研修」を地方事務所等が受講することが可能となった。

さらに、自治体や一元的相談窓口の相談員を含む全国の外国人支援者向けにオンラインセミナーを6回試行し、支援センターの業務を様々な現場で外国人支援に携わる人々に周知するとともに、要請に応じて他機関主催の研修に講師を派遣し、これらの人々の法的支援に関する知識獲得に貢献した。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書(Ⅱ.提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
2 - 6	適切な情報提供の実施					
当該項目の重要度、 困難度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー				

2	2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31/令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
	利用者満足度調査における評価	5 段階評価で平均 4 以上の評価の維 持	4	4. 4	4. 4	4. 3	4. 5	(参考情報) 平成29年度の調査結果:4.14		
	コールセンターの 対応件数	(参考指標)	-	362, 709件	395, 100件	349, 533件	377, 753件	(参考情報) 平成29年度: 339, 344件		
	多言語対応件数	(参考指標)	_	3,949件	4, 725件	5, 260件	6,065件	(参考情報) 平成29年度: 3, 163件		

中期目標 第4・1(1) 適切な情報提供の実施

利用者やニーズの多様化に対応するため、多様な方法での情報提供を実施するとともに、FAQ及び関係機関情報の充実を図る。

情報提供担当者に対する研修等の実施により、質の高いサービスの維持・向上に努めるとともに、民事法律扶助をはじめ、利用者に最適な支援への確実か つ円滑な橋渡しを行う。

また、地方事務所(支部・出張所を含む。)における情報提供の在り方について、コールセンターとの役割分担や関係機関との連携方法を踏まえた検討を 行い、利用者のニーズや各地の実情等に応じた情報提供を適切に実施する。

【指標】

・利用者満足度調査において、5段階評価で平均4以上の評価を維持する。

中期計画 Ⅱ・1(1) 適切な情報提供の実施

- ア 利用者の多様なニーズに応じた情報提供を実施するとともに、最新の情報を常に把握し、FAQや関係機関データベースの情報の充実を図る。
- イ 外部評価の結果を踏まえた研修を実施するなどして、質の高いサービスの維持・向上に努めるとともに、最適な関係機関の紹介、民事法律扶助への迅速 な取次ぎなど、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行う。
- ウ 地方事務所(支部・出張所を含む。)における情報提供業務に関しては、コールセンターとの役割分担を踏まえ、弁護士会・司法書士会、福祉機関等の 関係機関との直接的な連携が可能であるという特性をいかした業務の在り方について検討し、利用者のニーズや各地の実情に応じた情報提供を適切に実施 する。

年度計画 Ⅱ・1(1) 適切な情報提供の実施

- アーホームページ等を活用した情報提供や、増加する外国人利用者に対応するための多言語情報提供サービスの充実を図るとともに、関係機関に対するヒア リングを行うなどして、関係機関データベースに登載する情報を充実させる。また、最新の法制度情報を反映することでFAQの充実を図る。
- イ 質の高いサービスの維持・向上を図るため、情報提供担当者に対して、外部評価結果を踏まえた研修を実施するほか、FAQや関係機関データベースを 十分に活用できるよう指導する。また、最適な関係機関の紹介、民事法律扶助への迅速な取次ぎなど、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円 滑に行うために、コールセンターと地方事務所の情報共有の仕組みを構築するなどして、その連携を強化する。
- ウ 地方事務所(支部・出張所を含む。)における情報提供業務に関し、法的トラブルを抱える関係機関の被支援者を弁護士・司法書士につなげたり、法的 トラブル以外の問題を抱える支援センターの利用者を当該問題の解決につながる関係機関に取り次ぐなど、関係機関との双方向の連携による取組の試行を 継続実施し、効果的な事例については、他の地方事務所にも共有する。
- エ 利用者に対する満足度調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、提供するサービスの内容等の見直しを行う。

主な評価指標 情報提供業務の質の向上に向けた取組状況					
支援センターの業務実績・自己評価	日本司法	支援センター評価委員会に			
業務実績	自己評価		よる評価		
業務実績等報告書(資料編):【資料46】	評定	A	評定		
支援センターの情報提供業務は、コールセンターと地方事務所において、日々多数	評定に至っ	った理由	評定に至	った理由	
の問合せに対応している。令和3年度のコールセンターの対応件数は、377,753件であ	利用者の	の多様なニーズや社会情勢の変			
り、前年度より28,220件増加した。また、地方事務所の対応件数は216,639件であり、	化に対応っ	するため、FAQや関係機関の			
前年度より14,428件増加した。	データベー	-スを随時追加修正するなどし			
	た。特に、	新型コロナウイルス感染症へ			
1 利用者の多様なニーズへの対応	の対応では	はQ&Aの更新と情報提供を行			
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する取組	い、利用を	省が必要とする情報の迅速な提			
新型コロナウイルス感染症への対応では、前年度に開設したホームページ上の	供に努めた	た。ホームページの新型コロナ			
特設ページに掲載したQ&Aを適時に更新するなどして速やかに情報提供を行う	ウイルス原	感染症Q&Aページの閲覧人数			
など、利用者が必要とする情報の迅速な提供に努めた。	は86,250	は86,250人となった。			
(2) 高齢者・障がい者のニーズへの対応	外国人在留支援センター (フレスク)				
全ての地方事務所において、聴覚障がい者への情報提供等に対応するための筆	内に設置した本部国際室において、フレ				
談器及び高齢者や耳が聴こえにくい方のために取り込んだ音声の周波数帯域を調	スク入居機関との同席相談を行ったり、				
整して聴こえやすくする機械を設置し、高齢者・障がい者が情報提供を利用しや	地方自治体	本や地方事務所からの相談・問			
すい環境を整備した。	合せに対応するなど、早期の問題解決に				
(3) 外国人のニーズへの対応	寄与した。また、常勤弁護士等を対象と				
ア 国際室での取組	する外国人支援研修の開催、地方事務所				
外国人在留支援センター(フレスク)内に設置した本部国際室では、外国人	における耳	専門相談の開始など、外国人の			
に特化して面談及び電話による情報提供を行った(多言語情報提供サービスを	ニーズ拡え	大に適切に対応した。			
利用した359件を含む令和3年4月1日から令和4年3月31日までの対応実績は	情報提信	供担当者に対しては、第三者に			
837件)。同一フロアーに多数の機関が同居している利点をいかすべく、弁護士	よる客観的	り評価の結果を踏まえ、電話応			
を配置し、必要に応じて他の入居機関からの引継ぎ・同席相談にも対応してい	対等に関す	する対処方法につき、音声ログ			
る。地方自治体等の外国人相談・支援窓口や地方事務所職員からの相談・問合	のフィー	ドバック等、実効的な研修を実			
せにも随時対応し、外国人相談者の早期の問題整理に寄与した。	施した。る	また、利用者にとって最適な支			
外国人の法的支援に必要な知識を持った弁護士を全国に増やして外国人相談	1,141,	度しを確実かつ円滑に行うため			
者のニーズに適切に応えるべく、常勤弁護士等を対象に外国人支援研修を6回	回 に、コールセンターにおける資力要件確				
開催した。さらに、同研修につき、フレスク入居機関職員による受講を可能に	認やコーノ	レセンターへの電話の転送等を			
し、外国人相談対応体制の充実に努めた。	行うことに	こより、サービスの質の向上を			

イ 多言語による情報提供

外部委託による通訳サービス業者を通じ、電話による多言語情報提供サービスを実施した。同サービスは「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の一つであり、現在は10言語に対応している。令和3年度においては、これまで対応できなかった、プリペイド携帯電話や一部のIP電話からの架電ができるように整備した。

· 多言語対応件数 6,065件(令和2年度:5,260件)

また、多言語情報提供サービス及び民事法律扶助業務について説明した多言語リーフレット(10言語)を作成し、各地方事務所に設置した。

ウ 地方事務所での取組

外国人支援をテーマとする地方協議会を開催して、問題意識醸成のための活 ルを構築し、双方向の連携による取組の動を行った(愛知・三河)。また、関係機関や弁護士会の協力を得て、地方事務所において外国人向け専門相談を開始したり(三重)、一元的相談窓口等に とともに、面談によるきめ細やかな情報 外国人向け指定相談場所を設置した(岐阜)。 提供の効果的な方法を検討した。その結

エ 職員の対応能力向上のための取組

外国人利用者を始めとする言葉の壁を抱える利用者への対応能力を向上させるため、東京出入国在留管理局在留支援部門が主催する「やさしい日本語研修」をコールセンター及び地方事務所等の職員が受講した。

(4) FAQの追加更新・活用

FAQをより一層充実させるために、以下の取組を実施した。

- ・ データベース上のFAQの随時更新及び件数増加
- ・ 「キーワード検索」で表示されるよく利用されるFAQ1,103件をホームページ上で継続公開
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生を受けてホームページ上に掲載していたQ & A を随時更新
- → 新型コロナウイルス感染症Q&Aページ閲覧人数:86,250人(令和2年度:82,161人)

<令和3年度FAQ更新等件数>

- ·新規追加件数:6件
- ・更新件数 (利用のない FAQの登録抹消等を含む。):274件 (なお、これらを含む FAQ登録総件数:5,105件(うち震災関連506件))
- (5) 関係機関データベースの更新・追加

図った。加えて、地方事務所の情報提供 専門職員に対する研修、意見交換会も実 施し、支援センター全体の情報提供業務 の質の向上に向けた取組を実践した。

福祉機関等関係機関の支援を受けている方で、法的トラブルを抱えている方を 弁護士・司法書士につなげる取組の継続 に加えて、4か所の地方事務所・支部に おいて生活上のトラブルを抱える利用者 を福祉機関等に取り次ぐなどの連携モデルを構築し、双方向の連携による取組の 試行結果を全国の地方事務所に共有する とともに、面談によるきめ細やかな情報 提供の効果的な方法を検討した。その結 果を踏まえ、第5期中期目標期間以降 の、地方事務所における情報提供業務の 基本方針を策定し、地方事務所に通知した。

利用者満足度調査では、ホームページにおけるアンケートで4.2、コールセンターにおけるアンケートで4.8、地方事務所におけるアンケートで4.4といずれも高水準を達成し、全体平均でも4以上の評価を得た。また、外国語話者に対するアンケートでは、令和2年度に引き続き3段階評価で2.9という高水準を達成した。

なお、コールセンターの対応件数は過去10年度において2番目に多い件数を記録した。メールによる情報提供件数は59,754件と過去10年度で最も多い件数となった。

データベースをより一層充実させるために、以下の取組を実施した。

- ・ 関係機関データベースの継続的な更新及び新規登録
- 「相談窓口検索」のホームページ上での継続公開

<令和3年度関係機関データベース更新等件数>

- ・ 新規に追加した関係機関の窓口件数:約40件
- データベースの更新件数(利用のない窓口の登録抹消等を含む。): 約3,600件

(なお、これらを含む関係機関登録件数:約22,000件)

- 2 質の高いサービスの維持・向上
- (1) 情報提供担当者のサービスの質の向上
 - ア 社会福祉士資格等を有する職員の配置と第三者による客観的評価の活用 福祉機関等との連携を模索する方針から、令和元年度から引き続き、全国に 社会福祉士資格等を有する職員を配置できるよう採用に努めた。

また、第三者による客観的評価に基づき、コールセンターのオペレーターに 対し個別に指導を行うとともに、当該評価による指摘を踏まえ、コールセンターや本部における研修計画・内容の充実に努めた。

イ 研修等

FAQ・関係機関データベースからの適切な情報を抽出するスキルの向上を図るため、オペレーター等の研修用として相談分野別に作成した講義DVDを地方事務所等の全職員に共有し、これを活用した研修を地方事務所等で実施した。

また、地方事務所間をオンラインで結び、地方事務所における対応困難なケースへの対応の検討や、地方独自の取組等を共有する意見交換の機会を設け、情報提供業務の研さんに資する書籍を選定して地方事務所等に配布するなどし、支援センター全体の情報提供業務の質の向上に向けた取組を実践した。

また、コールセンターのスーパーバイザー又はオペレーターに対して、権利 擁護支援に関する研修を行った。

(2) 最適な支援への橋渡し

利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行うために、地方事務 所のナビダイヤルによる振分機能の導入、地方事務所からコールセンターへの電 話転送(内線転送)、資力要件確認サービスの実施、話中電話(話中で応答でき

以上から、所期の目標を上回る成果が 得られたものと考える。 ない電話)及び無応答電話(着信から一定時間内に応答できない電話)等のコールセンターへの自動転送(話中転送及び無応答転送)など、コールセンターを一層活用することにより、情報提供業務を効率的に運用した。

- ・ コールセンターにおける資力要件確認サービス対象事務所数 :64地方事務所(支部・出張所を含む(被災地出張所を除く))全て
- ・ コールセンターにおける資力要件確認サービス件数

(令和2年度64地方事務所(支部・出張所を含む))

- : 64,669件(令和2年度37,275件)
- ・ ナビダイヤル振分機能導入事務所数:31地方事務所(支部・出張所を含む) (令和2年度22地方事務所(支部・出張所を含む))
- 話中転送及び無応答転送対象事務所数
 - : 32地方事務所(支部・出張所を含む)

(令和2年度38地方事務所(支部・出張所を含む))

- ・ 話中転送及び無応答転送件数:27,378件(令和2年度27,493件)
- 内線転送件数:6,603件(令和2年度8,947件)
- ・ メールによる情報提供件数:59,754件(令和2年度:58,339件)

3 地方事務所の特性をいかした取組

福祉機関等関係機関の支援を受けている方で、法的トラブルを抱えている方を弁護士・司法書士につなげる従前の取組に加えて、4か所(長野、阪神、滋賀、青森)の地方事務所・支部において、法的トラブル以外の生活上の問題を抱える支援センターの利用者を自立相談支援機関や地域包括支援センター等の福祉機関等に取り次ぐ取組の試行を継続した。

4か所の事務所における取次件数:32件(令和2年度:46件)

また、上記4事務所の取組方法を全国の地方事務所に共有するとともに、地方事務所の特性である面談によるきめ細やかな情報提供を効果的に実施する方法についても10か所(神奈川、長野、新潟、阪神、滋賀、富山、鳥取、宮城、函館、香川)の地方事務所・支部において試行を継続した。

上記の取組を踏まえて、第5期中期目標期間以降の、地方事務所における情報提供業務の基本方針を策定し、地方事務所に通知した。

基本方針においては、面談・電話による情報提供を基幹業務と位置付けた上で、 各地域の実情に応じ、各事務所で一定の方針を定め、関係機関連携等の専門職員を 活用した情報提供を関連業務として実施することを定めた。

4 アンケート調査の実施

利用者満足度調査の結果、平均で4.5の評価を獲得した。

(1) ホームページにおけるアンケート

(満足度:5段階評価) 4.2 (令和2年度:3.8)

対象者:地方事務所等、コールセンター、メールによる情報提供の利用者

調査手法:ホームページ上でのウェブによる利用者アンケート

調査内容:職員対応、内容の的確性、認知経路、利用状況

(2) コールセンターにおけるアンケート

(満足度:5段階評価) 4.8(令和2年度:4.8)

対象者:コールセンター利用者

調査手法:情報提供利用直後にガイダンスによるアンケート実施

調査内容:オペレーターの対応についての満足度

(3) 地方事務所等におけるアンケート

(満足度:5段階評価) 4.4 (令和2年度:4.4)

対象者: 面談による情報提供を受けた利用者

調査手法:情報提供利用直後に用紙交付によるアンケート実施

調査内容:職員の対応についての満足度

(4) 多言語情報提供サービスにおけるアンケート

(満足度:3段階評価) 2.9 (令和2年度:2.9)

対象者:多言語情報提供サービスを利用したスペイン語、ポルトガル語、イ

ンドネシア語話者のうち、アンケートへの協力に了承した者

調査手法:情報提供直後に通訳業者の聴き取りによるアンケート実施

調査内容:職員の対応についての満足度

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書 (Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
2 - 7	法教育事業						
当該項目の重要度、		関連する政策評価・					
困難度		行政事業レビュー					

2	. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31/令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
	一般市民向け法教 育企画について、 年度計画で定めた 回数実施する	100回以上	100回	148回	135回	_		(参考情報) 令和2年度の合計回数:100回 ※令和2年度は年度計画において、数値目標を定 めていない。 ※令和3年度は数値目標を50回に定めた。		
	一般市民向け法教 育企画への参加人 数を前年度同水準 とする	4,000人以上	4, 000人	6, 828人	7, 956人	_	_	(参考情報) 令和2年度の合計参加人数:5,425人 ※令和2年度は年度計画において、数値目標を定めていない。 令和3年度の合計参加人数:4,654人 ※令和3年度は年度計画において、参加人数についての数値目標を定めていない		

中期目標 第4·1(2) 法教育事業

法教育関連事業を行う法務省その他の関係機関・団体との適切な役割分担を踏まえつつ、支援センターとして取り組むべき法教育事業の内容及び目標を具 体的に定めた上で、法教育事業の充実を図る。

【指標】

- ・一般市民向け法教育企画について、年度計画で定めた回数実施する。
- ・一般市民向け法教育企画への参加人数を前年度同水準とする。

中期計画 Ⅱ·1(2) 法教育事業

法教育関連事業を行っている法務省その他の関係機関・団体との適切な役割分担を踏まえつつ、支援センターとして取り組むべき法教育事業は一般市民を 対象とするものと位置付け、具体的な内容及び目標を定めた計画を策定した上で、同計画に基づいて一般市民向け法教育事業を実施する。

年度計画 Ⅱ·1(2) 法教育事業

支援センターが主として取り組むべき法教育事業は、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的としたものと位置付け、具体的な取組内 容や方法に関する計画を策定する。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症に係る政府や地方自治体の方針等を踏まえて、同感染症に係る問題に直面した 社会や国民生活の状況に応じた内容、オンラインセミナー等、多数の参加者を同時に会場に集めることなく事業を実施するための効率的かつ効果的な方法等 について検討を引き続き進め、感染防止及び感染対策に十分配慮した上で、各地の実情に応じて、若年層や高齢者を対象とする企画、図書館や大学等との共 催による取組等を重点的に実施するよう努める。その上で、新型コロナウイルス感染症感染拡大等の状況も踏まえつつ、全国で法教育企画を合計50回以上開 催するよう努める。

主な評価指標 法教育に資する情報の提供等に向けた取組状況					
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法	支援センター評価委員会に	
業務実績	自己評価		よる評価		
業務実績等報告書(資料編):【資料47】	評定	A	評定		
1 具体的な取組内容や方法に関する計画の策定	評定に至っ	た理由	評定に至	った理由	
令和2年度と同様、支援センターが取り組むべき法教育事業とは、一般市民を対	法務省る	その他の関係機関との適切な後	ī. Ž		
象に法的問題への対応能力を高めることを目的とした取組であると定めた。	割分担を踏	沓まえ、支援センターの法教育	Ĩ		
具体的な取組としては、令和2年度と同様、一般市民向けのシンポジウム、イベ	事業を、言	i に一般市民を対象に法的問題	頁		
ント、講演、講座等を実施することとしたが、令和3年度は新型コロナウイルス感	への対応負	も力を高めることを目的とした	<u>-</u>		
染症に係る政府や地方自治体の方針等を踏まえて、同感染症に係る問題に直面した	ものと位置	置付け、これに沿った実施計画	1		
社会や国民生活の状況に応じた内容、オンラインセミナー等、多数の参加者を同時	の策定・第	尾施に取り組んだ。			
に会場に集めることなく事業を実施するための効率的かつ効果的な方法等について	全地方事	事務所において、一般市民に向	ī		
検討を引き続き進め、感染症対策に十分配慮した上で、各地の実情に応じて、若年	けて開かれ	けて開かれた企画を実施するなど各地に			
層や高齢者を対象とする企画、図書館や大学等との共催による取組等を重点的に実	おいて工夫	やを凝らしながら、一般市民 向	ij		
施するよう努める計画とした。	け講演会等	等を多数回実施し、法教育事業	美		
本部においては、法教育事業に関するホームページでの情報発信、地方事務所が	の充実を図った。				
法教育企画を立案する際の参考とするための法教育教材などの資料の共有や、地方	これらの取組により、令和3年度の一				
事務所の法教育事業に用いることを目的とした動画の作成を計画した。	般市民向に	†法教育企画における実施回数	女		
	は114回、	参加人数は4,654人であった。			
2 法教育事業の取組	令和3年周	度は、新型コロナウイルス感勢	₩.		
(1) 法教育事業の実施状況	症の影響を踏まえて、実施回数の目標を				
全地方事務所において、一般市民向けの講演会、意見交換会、常勤弁護士等に	50回に定め、参加人数の目標を定めない				
よる学校における出前授業等のほか、具体的事例を取り入れるなどして法的問題	計画として				
への対応能力の向上につながるような業務説明を実施した(合計114回。参加人数	ロナウイルス感染症まん延以前の目標				
4,654人)。それらの実施に際しては、新型コロナウイルス感染症対策に十分配慮	(実施回数100回以上、参加人数4,000人				
した企画とするなど、各地において工夫を凝らしながら、法教育事業の充実を図	以上)を達成する実績を上げることがで				
った。	きた。				
・オンラインセミナー等の企画(集合形式との併用含む。) 30件	これは、新型コロナウイルス感染症対				
令和3年度に地方事務所が実施した一般市民向けの取組のうち、図書館や大学	策として、オンラインセミナー等の企画				
等との共催による取組については、令和4年度以降も引き続き力を入れて取り組	D の試行を進める等、新たな取組も開始す				
んでいきたいと考えている。これらの取組は、そのほとんどが共催先の施設を会					
場とした企画であり、広報活動についても図書館や大学側の協力を得られること	症の影響に	こよる厳しい状況の中において			

が多く、一定の参加人数を見込むことができることから、当センターの課題でも も、試行錯誤しながら、企画回数及び参 あった若年層を意識した法教育事業として位置付けている。 加人数のいずれにおいても高い水準を達

一方で、超高齢社会の中で、相続や成年後見制度等の法教育の重要性が増して 成したものであって、良い成果を得られいることから、高齢者を対象とする企画についても引き続き行っている。 たものと考える。

【主な実施例】

(埼玉)

名称:そなえる相続

実施内容:弁護士による講話

※さいたま市立大宮図書館との共催でオンラインにて実施

参加者:一般市民 参加人数:15名

(大分)

名称:学生生活と労働問題

実施内容:弁護士による法律講座

※大分大学の新入生を対象にオンラインにて実施

参加者:一般市民(大学生)

参加人数:308名(2回開催の合計人数)

(旭川)

名称:知っておきたい終活のはなし~相続と遺言・任意後見~(※成年後見 含te)

実施内容:弁護士による法律講座

※旭川地方事務所管轄内の市民を対象にオンライン形式・集合形式の併用に て実施

参加者:一般市民参加人数:66名

(山形)

名称:相続と遺言~この時代を生き生きと過ごすために~

実施内容:弁護士による法律講座

※老人クラブ会員を対象とした集合形式での法律講座

参加者:一般市民(高齢者等)

参加人数:56名

(愛媛)

も、試行錯誤しながら、企画回数及び参加人数のいずれにおいても高い水準を達成したものであって、良い成果を得られたものと考える。

また、大学との共催による企画を実施 することで若年層向けへの法教育の充実 を図ることができた。

以上から、所期の目標を上回る成果が得られたものと考える。

名称: SNSトラブルと法的問題

実施内容:弁護士による法律講座

※弁護士作成の動画を用いてオンラインにて実施

参加者:一般市民(大学生)

参加人数:114名(2回開催の合計人数)

(2) 法教育事業に関するホームページでの情報発信

支援センターのホームページ上に、法テラスが行う法教育についての説明や地 方事務所が実施を予定する法教育イベントの告知、イベント実施後の報告を掲載 した。

(3) 法教育実施事例集の作成と共有

法教育事業に関する計画に従い、地方事務所において、法教育企画を立案する際の参考とするために、地方事務所が令和3年度に実施した法教育企画の内容を取りまとめた「法教育実施事例集」の最新版を本部で作成し、地方事務所に共有した。今後も最新の事例を取りまとめ作成していく予定である。

(4) 法教育教材の製作と共有

地方事務所で実施する一般市民向け法教育での利用素材として、本部において 1本10分程度の動画を3本製作した(「ブラックバイト編」・「もうけ話編」・ 「消費者トラブル編」。公開は令和4年度以降。)。

また、札幌地方事務所と本部が共同で1本20分程度の動画を2本(「成年後見編」・「養育費編」)製作し、YouTubeで公開した。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書 (Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報						
2-8	民事法律扶助業務						
当該項目の重要度、	【重要度:高】改正総合法律支援法により新たに追加された特定援助対象者法	関連する政策評価・					
困難度	律相談援助及び司法ソーシャルワークは、関係機関との連携の下、法的問題を	行政事業レビュー					
	抱えているが法的サービスを自発的に求めることが期待できない高齢者・障害						
	者等を対象に実施するものであり、超高齢社会の到来を迎えることを踏まえる						
	と、重要度は高い。						

. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31/令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
福祉機関等との連携を契機とした法律相談援助件数について、中期目標期間を通じて増加させる	中期目標期間を通じて増加	6, 941件	6, 941件	6, 584件	5, 240件	5, 119件		
連携を契機とした 巡回・指定相談場 所相談件数		_	2,468件 ※	2,671件	1,282件	1,115件	(参考情報) ※ 前記「福祉機関との連携を契機とした法律相 談援助件数」の内数	
連携を契機とした出張相談件数	(参考指標)	_	1,373件 ※	1,357件	1,372件	•	(参考情報) 平成29年度:1,131件 ※ 同上	
特定援助対象者法 律相談援助実施件 数		_	570件	668件	743件	789件	(参考情報) 平成29年度(1月24日~3月31日):122件	
平成30年7月豪雨 に係る被災者法律 相談援助実施件数	(参考指標)	_	12, 905件	5, 677件	_		(参考情報) 平成30年度は平成30年7月14日から平成31年3月 31日まで	

							令和元年度は平成31年4月1日から令和元年6月 27日まで
令和元年台風第19 号に係る被災者法 律相談援助実施件 数	(参考指標)	_	_	16, 285件	19,042件	_	(参考情報) 令和元年度は令和元年10月18日から令和2年3月 31日まで 令和2年度は令和2年4月1日から令和2年10月 9日まで
令和2年7月豪雨 に係る被災者法律 相談援助実施件数	(参考指標)	_	_	_	4,077件	2,044件	(参考情報) 令和2年度は令和2年7月14日から令和3年3月 31日まで 令和3年度は令和3年4月1日から令和3年7月 2日まで
震災法律援助実施 件数	(参考指標)					代理:786件 書類:1件 法律相談: 490件	(参考情報) 平成29年度:代理:219件 書類:29件 法律相談:53,433件
電話等相談援助	(参考指標)	_	_	_	40,788件	54, 336件	(参考情報) 令和2年度は令和2年5月11日から令和3年3月 31日まで

中期目標 第4·2 民事法律扶助業務

福祉機関等との連携を強化し、改正総合法律支援法に基づく認知機能が十分でない高齢者・障害者等に対する新たな法的援助を適切に実施するとともに、全国的な取組として司法ソーシャルワークを推進し、高齢者・障害者をはじめ、自ら法的援助を求めることが期待できない者に対する適切な援助を行う。 また、より身近で利用しやすいものとなるよう、利用者の立場に立った運用を検討・実施する。なお、これらの実施に当たっては、司法修習を修了した者による社会還元を含む弁護士による公益活動との連携をも図るものとする。

【指標】

・福祉機関等との連携を契機とした法律相談援助件数について、中期目標期間を通じて増加させる。

中期計画 Ⅱ・2 民事法律扶助業務

(1) 高齢者・障がい者等に対する支援の充実

福祉機関等との連携について多角的に検討し、改正総合法律支援法に基づく認知機能が十分でない高齢者・障がい者等に対する新たな法的援助を適切に 実施するとともに、第3期中期目標期間において支援センターの新たな取組と位置付けた司法ソーシャルワークを全国的な取組として推進することによっ て、地方公共団体、福祉機関・団体との連携を契機とした法律相談援助等を効率的かつ効果的に実施する。

(2) 利用者の利便性の向上

民事法律扶助がより身近で利用しやすいものとなるよう、指定相談場所相談の活用や専門相談の充実など、利用者の立場に立った運用を検討・実施す る。

年度計画 Ⅱ·2 民事法律扶助業務

(1) 高齢者・障がい者等に対する支援の充実

改正総合法律支援法に基づく認知機能が十分でない高齢者・障がい者等に対する法的援助や司法ソーシャルワークの取組を通じた法的支援の実施状況 を把握し、担い手となる弁護士・司法書士を確保するとともに、司法書士の更なる活用を促進するなどして、実施体制の更なる充実を図る。

また、地方公共団体、福祉機関・団体に対し、改正総合法律支援法に基づく認知機能が十分でない高齢者・障がい者等に対する法的援助や司法ソーシ ャルワークの取組を周知する。

さらに、地方公共団体、福祉機関・団体の施設を指定相談場所に指定するほか、福祉機関等との連携を契機とした法律相談援助等を効率的かつ効果的 に実施する。

(2) 利用者の利便性の向上

民事法律扶助をより身近で利用しやすいものとするため、地域の実情や増加する外国人利用者のニーズに応じて、弁護士会や司法書士会と連携・協議 しつつ検討を行う。例えば、電話等法律相談援助の継続の検討や連携機関との間でのオンラインによる相談体制の構築、連携を通じた司法サービスへの アクセス困難者の対応、指定相談場所相談の活用、外国人利用者のためのタブレット型通信端末を利用した通訳サービスの提供などの方法により、相談 体制及び相談方法の充実を図る。

本年7月2日まで実施される令和2年7月豪雨の被災者に対する被災者法律相談援助について、引き続き万全を尽くすとともに、新たに自然災害が発 生した場合に備えて、同援助等の実施結果を把握する。

主な評価指標 民事法律扶助業務の質の向上に向けた取組状況						
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法	支援センター評価委員会は		
業務実績	自己評価		よる評価			
業務実績等報告書(資料編):なし	評定	В	評定			
1 高齢者・障がい者等に対する支援の充実	評定に至っ	った理由	評定に至った理由			
(1) 法的支援の実施体制の充実	令和3年	F度における「福祉機関等との				
ア 令和2年度から全国の地方事務所において実施している「地域戦略」(地域	連携を契機	とした相談件数」の総数は前				
の実情に応じ、司法アクセスに関する地域のニーズ、利用し得る支援センター	年度より1	21件減少したが、これは、新				
内外の資源を的確に把握した上で、関係機関との連携のもと、地域の司法アク	型コロナウ	ウイルスに感染した場合にリス				
セスに関する課題を効果的・効率的・持続的に解決していく取組)を継続する	クが高い高	高齢者・障がい者が利用を控え				
とともに、この取組を促進するため、司法アクセス拡充のための体制整備の結	る傾向にあ	らったことによるものと考えら				
果を測定することが可能な指標を検討した。また、司法アクセスに関する地域	れる。					
のニーズを的確に把握するための資料となる「地図で見る民事法律扶助」(市	しかし、	こうした状況下においても、				
町村別の民事法律扶助における人口当たりの件数を地図を用いて可視化したも	特定援助対象者法律相談援助は前年度よ					
の)を更新し、支援センター内で共有した。	りも46件増加したほか、指定相談場所に					
イ 組織内でのノウハウ共有によって地域戦略の実施を促進するため、積極的な	指定した地方公共団体、福祉機関・団体					
取組を行っている地方事務所の事例を題材とした意見交換会を開催(参加職員	は前年度よりも13か所増加した。					
数45名)したほか、地域の弁護士との具体的な連携方法についての座談会を開	弁護士会・司法書士会など関係機関と					
催し、その模様を支援センター内部のニュースレターに掲載した。	連携・協力	しながら、専門相談の充実を				
ウ 日本弁護士会連合会及び日本司法書士会連合会と定期的に協議を実施し、平	図るととも	っに、専門相談を標榜するか否				
成29年度に開始した特定援助対象者法律相談援助の実施状況を共有するととも	かにかかれ	つらず、相談内容に配慮した相				
に、担い手となる弁護士・司法書士の確保に努めた。	談運営を行					
(2) 地方公共団体、福祉機関・団体への周知	た通訳方式を導入するなど、利用者の利					
ア 認知機能が十分でない高齢者・障がい者等に対する法的援助や司法ソーシャ	便性の向上に努めた。					
ルワークの取組を解説する4種類のYouTube動画を作成・配信した(再生回数	被災者法律相談援助においても、令和					
2,207回)。	2年7月豪雨に継続して対応し、6,121					
イ 地方公共団体や福祉機関・団体の職員に多く読まれている雑誌に、各地にお	件の相談事	ミ績をあげた。				
ける司法ソーシャルワークの取組事例を紹介する記事を5回寄稿した。	新型コロ					
(3) 連携を契機とした法律相談援助の実施	り、面談による法律相談の実施が困難と					
ア 連携を契機とした法律相談援助を計5,119件実施した。	なったことから、令和2年5月から電話					

- イ 前記アの実施件数のうち、巡回・指定相談場所相談によるものは計1.115件で↓等相談援助を開始し、合和3年度は あった。また、指定相談場所に指定した地方公共団体、福祉機関・団体は、前 年度より13か所増え、計270か所に達した。
- ウ 前記アの実施件数のうち、出張相談は計1.500件であった。そのうち、特定援 助対象者法律相談援助は計789件であった。

2 利用者の利便性の向上

(1) 専門相談の実施

ア 弁護士会・司法書士会と連携・協力しつつ、専門相談の実施に努め、21地方 | とから、自己評価をBとした。 事務所(支部・出張所を含む。)(令和2年度20地方事務所(支部・出張所を 含む。)) において、DV、労働、女性、消費者、医療、外国人、高齢者・障 がい者等の問題に関する専門相談を実施した。

- イ 小規模地方事務所等、専門相談を設けるに至っていない地方事務所等におい ても、弁護士会・司法書士会との連携・協力等により専門名簿を作成して当該 名簿から弁護士・司法書士を紹介できる体制を取ったほか、弁護士・司法書士 の専門分野・取扱分野等の情報を蓄積して、相談内容に配慮した配点を行うな どの取組を実施した。
- ウ 増加する外国人利用者のニーズに応じて、自治体と相談窓口等に関する協議 を行い、自治体の外国人相談実施施設を指定相談場所に指定するなどした。ま た、通信端末を利用した通訳方式を導入して、相談体制の充実を図った。
- (2) 被災者法律相談援助の実施

令和2年7月豪雨に被災者法律相談援助が適用され、令和3年度も引き続き対 応した結果、適用開始(令和2年7月14日)から令和3年7月2日までの相談実 施件数は6,121件となった。

3 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者、相談担当者等の感染リスクを 回避するため、全国的に面談による法律相談を縮小・中止せざるを得ず、これに代 わる相談の仕組みを求められたことから、関係機関の協力を得て迅速に業務方法書 を改正し、令和2年5月から「音声及び動画による法律相談援助(電話等相談援 助) 」を実施した。令和3年度の相談実施件数は54,336件となった。

また、地方公共団体、福祉機関・団体に対し、対面での業務説明の実施を控える

54.336件の実績をあげた。

以上のことから、福祉機関等との連携 を契機とした相談件数は前年度より減少 したものの、連携を契機とした出張法律 相談件数及び特定援助対象者法律相談援 助実施件数は増加しており、所期の目標 はおおむね達成したものと考えられるこ

代わりに、オンラインによる業務説明会を実施したほか、支援センターの利用の方	
法や福祉と司法が連携するメリットについて分かりやすく解説した法テラス (公	
式)YouTubeチャンネル掲載用の動画を作成した。さらに、法的支援が新型コロナ	
ウイルス感染症の影響により生活困窮に至った方へのセーフティネットとして機能	
することを説明した分かりやすいチラシを、支援センターのホームページに掲載	
し、厚生労働省や全国社会福祉協議会を通じて福祉関係者へ周知を行った。	

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書(Ⅱ.提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
2 - 9	国選弁護等関連業務				
当該項目の重要度、 困難度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー			

2	. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31/令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
	被疑者国選弁護事件における24時間以内の指名通知の割合を前年度同水準とする	全地方事務所 ・支部 (61地方事務所)	99. 9%	99. 9%	99.9%	99.9%	99. 9%	(参考情報) 平成29年度:99.9%	
	被疑者国選弁護事 件の受理件数	(参考指標)	-	78, 780件	80, 145件	76, 073件	72, 308件	(参考情報) 平成29年度:63,839件	

中期目標 第4・3 国選弁護等関連業務

刑事訴訟法の改正に伴い被疑者国選弁護事件が大幅に増加することも踏まえ、各地方事務所・支部において、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で の協議を定期的に行うなどして、常勤弁護士の活用も図りつつ、迅速かつ確実に国選弁護人等の選任等が行われる態勢の確保を図る。

裁判所等からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所等に候補を通知するまでの時間について具体的な目標を設定し、迅速かつ適切な指名 通知を行う。

また、弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなどして、本部及び各地方事務所において、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁 護に関する各種の協議や研修の実施に努め、国選弁護等サービスの質の向上を図る。

【指標】

・被疑者国選弁護事件における24時間以内の指名通知の割合を前年度同水準とする。

中期計画 Ⅱ・3 国選弁護等関連業務

- (1) 迅速かつ確実に国選弁護人及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定が行われる態勢の確保を図るため、刑事訴訟法の改正に伴う被疑者 国選弁護の対象事件の拡大及び指名通知が困難な特殊な事案についても念頭に置いた上で、各地方事務所・支部単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士 会との間で、各年度に1回以上、定期的な協議を行う。
- (2) 裁判所からの国選弁護人等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補者を通知するまでの所要時間の短縮を図るため、地方事務所ごとに手続類型別の 目標時間を設定し、その目標時間内に適切な指名通知を行うよう努める。
- (3) 弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなどして、本部及び各地方事務所において、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に 関する各種の協議、法改正等の制度変更や裁判員裁判に関する研修等により、十分な知識・経験を有する国選弁護人の選任が行われるよう努める。

年度計画 II・3 国選弁護等関連業務

- (1) 各地方事務所・支部において、国選弁護人等の迅速かつ確実な選任態勢を確保するため、被疑者国選弁護の対象事件拡大後の受理件数の増加への対応状 況及び指名通知が困難になるおそれがある特殊事案を踏まえ、裁判所及び弁護士会を始めとする関係機関との間において、定期的な協議の場を1回以上設 ける。
- (2) 各地方事務所・支部において、裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間(被疑 者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等)を設定し、その目標時間内に適切な指名通知を行う。
- (3) 本部及び各地方事務所・支部において、弁護士会及び裁判所と連携・協力して、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に関する 各種の協議、法改正等の制度変更、裁判員裁判に関する研修等を実施することで、十分な知識・経験を有する国選弁護人の選任が行われるよう努める。

主な評価指標 国選弁護等関連業務に向けた取組状況					
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法	支援センター評価委員会に
業務実績	自己評価			よる評価	
業務実績等報告書(資料編):【資料29、50】	評定	_	A	評定	
1 迅速かつ確実な選任態勢に関する関係機関との協議	評定に至っ	た理由		評定に至	った理由
全地方事務所・支部において、指名通知が困難になるおそれがある特殊事案への	全地方事	再務所・支部に おりゅうしん	おいて、指名通		
対応、休日国選の指名通知態勢、新型コロナウイルス感染症の影響や災害により事	知までの適	通切な目標時間 を	が設定されてお		
務所閉鎖等が発生した場合における指名通知業務の継続等を議題として、裁判所及	り、被疑者	新国選弁護事件、	被告人国選弁		
び弁護士会等との間で、国選弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢に関	護事件、国	国選付添事件のい	ハずれについて		
する協議会を1回以上実施した。	も、おおも	rね設定された	目標時間内に指		
その延べ回数は460回(令和2年度448回)(個別事件に関する協議含む。)に及	名通知に至	至っている。			
んだ。	特に迅速	夏な選任が求め	られる被疑者国		
	選弁護事件	については、	対象事件の拡		
2 裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補者を通	大によって	「受理件数が高い	ハ水準を維持し		
知するまでの所要時間(指名通知)の目標時間の設定・実施	ている上、	新型コロナウィ	イルス感染症の		
(1) 目標時間の設定 (全地方事務所・支部)	影響への対応が求められたにもかかわら				
被疑者国選弁護事件:原則数時間以内、遅くとも24時間以内に設定	ず、24時間以内における指名通知の割合				
被告人国選弁護事件:原則24時間以内、遅くとも48時間以内に設定	が前年度に引き続き約99.9%という極め				
国選付添事件:原則数時間以内、遅くとも48時間以内に設定	て高い水準を維持することができたとこ				
(2) 目標時間の実施状況	ろ、これは	は、日々の指名i	通知業務を各地		
全地方事務所・支部において、被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件、国					
選付添事件のいずれについても、おおむね設定された目標時間内の指名通知の実					
施を達成した。	と裁判所等の関係機関との間で実施され				
なお、被疑者国選弁護事件における指名通知業務は、新型コロナウイルス感染	た協議会等の成果と運用の確実な定着に				
症の影響下においても継続して行い、業務時間終了間際あるいは業務時間外に指	よるところが大きい。				
名通知請求があったものを除き、ほとんどの事件について指名通知請求当日に指	さらに、刑事弁護等に関連した研修、				
名通知を実施した結果、全事件のうち24時間以内に指名通知が行われた割合は約			可開催し、国選		
99.9%であり、前年度と同様の高い水準を維持することができた。	弁護人等契	段約弁護士への名	知識付与を行っ		
	ている。				
3 刑事弁護に関する関係機関との連携・協力、協議等の実施			を上回る成果が		
40の地方事務所・支部において、刑事弁護に関連した研修、協議会ないし説明会	得られたも	のと考える。			
の場を設け(弁護士会等との共催含む。)、その延べ回数は112回に及んだ。開催					

された研修等は、捜査段階の弁護活動に特化したもの、裁判員裁判における法廷弁	
護の技術に関するもの、控訴審や少年事件の弁護活動に関するものなどがあった。	
また、本部においても、日本弁護士連合会と定期的に刑事弁護等に関する各種の	
協議を行った。	

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書 (Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
2-10	司法過疎対策業務					
当該項目の重要度、		関連する政策評価・				
難易度		行政事業レビュー				

2	 主要な経年データ 								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31/令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
	巡回法律相談件数	(参考指標)		1,553件	1, 121件	971件	844件	(参考情報) 平成29年度:1,044件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価 中期目標 第4・4 司法過疎対策業務 司法過疎地域事務所を設置していない地域における司法過疎対策について、関係機関等との連携を含め、効率的で効果的な方策を検討し、その実施を図 る。 中期計画 Ⅱ·4 司法過疎対策業務 司法過疎地域事務所を設置していない地域において、関係機関・団体が行う司法過疎対策との連携や巡回相談の実施など、効率的かつ効果的な形での司法 過疎対策を検討し、その実施を図る。 年度計画 Ⅱ·4 司法過疎対策業務 司法過疎地域事務所を設置していない地域における司法過疎対策として、関係機関・団体との連携や巡回相談の活用など、効率的かつ効果的な方策を検討 する。

主な評価指標 司法過疎地域事務所の設置以外の司法過疎対策				
支援センターの業務実績・自己評価	日本司法	支援センター評価委員会に		
業務実績	自己評価		よる評価	
業務実績等報告書(資料編):なし	評定	В	評定	
司法過疎地域事務所の設置以外の司法過疎対策	評定に至っ	た理由	評定に至	った理由
常勤弁護士及び一般契約弁護士による司法過疎地域での巡回法律相談を継続して	従前に引	き続き、関係機関・団体との		
実施するとともに、利用者の属性に着目した法的サービスの提供として、福祉機	協定に基づ	がく生活困窮者向けのものをは		
関、弁護士会及び支援センターとの間で締結した協定に基づく司法過疎地域の福祉	じめとする	巡回法律相談を新型コロナウ		
施設における生活困窮者向けの巡回法律相談や、精神科病院に入院されている方な	イルス感染	と症まん延防止に努めながら実		
ど、支援センター事務所から必ずしも遠い場所で生活しているわけではないが支援	施するとと	されて、巡回法律相談を開催し		
センター事務所まで法律相談に赴くことが難しい方を対象とした巡回法律相談など	ていた関係	孫機関・団体の施設を指定相談		
も継続して実施した(巡回法律相談件数:令和2年度971件、令和3年度844件)。	場所として	て法律相談を実施するなど、関		
前年度より巡回法律相談件数は減少したが、これは、関係機関・団体と連携し、	係機関・団	日体との連携を深めながら、司		
これまで巡回法律相談を実施していた施設等を指定相談場所としたことによって恒	法過疎対第	じの効率的かつ効果的な方策を		
常的に法律相談を実施する場所が増加し、その分巡回相談件数が減少したこと(指	実施した。			
定相談場所の数:令和3年1月31日時点653か所、令和4年1月31日時点724か所)	これらを	と踏まえれば、新型コロナウイ		
や、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月から電話等相談援助も	ルス感染症	Eの影響により、面談相談の実		
開始され、面談相談が控えられたことが原因と考えられる。	施が難しい	>状況が続く中においても、所		
このように、巡回法律相談を活用するとともに、関係機関・団体と連携すること	期の目標を	を達成したものと考える。		
により、司法過疎対策の効率的かつ効果的な方策を実施した。				

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書(Ⅱ.提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
2-11	適切な(犯罪被害者)支援・援助の実施				
当該項目の重要度、	【重要度:高】改正総合法律支援法により新たな法律相談援助が追加された	関連する政策評価・			
困難度	ほか、第3次犯罪被害者等基本計画をはじめ、犯罪被害者支援業務等を行う 支援センターに期待される役割は増しており、重要度は高い。	行政事業レビュー			

2.主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成29年度)	平成30年度	平成31/令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
精通弁護士を前年 度以上とする	前年度以上	3,736人	3, 723人	3, 781人	3,869人	3,925人	(参考情報) 平成29年度:3,736人
全地方事務所において、女性の精通 弁護士を複数名確 保する	全地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	(参考情報) 女性の精通弁護士数:971人(令和2年度 936 人) 全精通弁護士数:3,925人(令和2年度 3,869 人)
DV等被害者法律 相談援助実施件数	(参考指標)	指標) — 809件	832件	983件	972件	(参考情報) 平成30年度:809件(DV675件、ストーカー108件、児童虐待26件) 令和元年度:832件(DV705件、ストーカー108件、児童虐待19件) 令和2年度:983件(DV841件、ストーカー121件、児童虐待21件) 令和3年度:972件(DV857件、ストーカー76件、児童虐待39件)	

中期目標 第4・5(1) 適切な支援・援助の実施

第3次犯罪被害者等基本計画をはじめ、政府として取り組む犯罪被害者支援施策に適切に対応すべく、支援センターにおける対応事例の分析、犯罪被害者 等のニーズのくみ上げ等を行うとともに、これを踏まえた業務の改善、職員への周知等を実施し、犯罪被害者支援に携わる職員の能力向上を含めた適切な支 援体制を整備する。

弁護士会、警察等の関係機関等と連携し、改正総合法律支援法に基づくストーカー・DV・児童虐待の被害者に対する新たな法律相談援助をはじめ、犯罪 被害者等のニーズに応じた適切な援助を実施する。

各地方事務所において、当該地域におけるニーズを踏まえつつ、犯罪被害者支援に精通している弁護士を適切に紹介できる態勢を整備する。

【指標】

- 精通弁護士数を前年度以上とする。
- ・全地方事務所において、女性の精通弁護士を複数名確保する。

中期計画 Ⅱ・5(1) 適切な支援・援助の実施

- アー犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を設け、そのニーズ等をくみ上げるとともに、対応事例を分析するなどの取組も実施し、必要 に応じて業務の改善や職員の能力向上を図る。
- イ 改正総合法律支援法に基づくDV等被害者に対する新たな法律相談援助を適切に実施するとともに、経済的に余裕のない犯罪被害者がその後の手続を希 望した場合には、民事法律扶助制度等を確実に利用できるよう、弁護士会、警察等の関係機関等とも連携しながら、犯罪被害者等のニーズに応じた支援が 実施できる体制を整備する。
- ウ 弁護士会等と連携して犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保し、とりわけ、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士については、地方事務所単 位で複数名確保できるよう努める。

年度計画 Ⅱ・5(1) 適切な支援・援助の実施

- アー各地方事務所において、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を設け、聴取した意見等からニーズを酌み上げるほか、職員に対し、 支援センターにおける対応事例等を踏まえた二次的被害の防止のための方策等の研修を実施する。
- イ DV・ストーカー・児童虐待が重大な社会問題化していることを踏まえ、犯罪被害者等のニーズに応じた適切な支援を実施するため、DV等被害者に対 する電話等法律相談援助の継続の検討や連携機関との間でのオンラインによる相談体制の構築を図ることにより、法律相談援助を適切に実施する。また、 潜在化しやすいDV・児童虐待による被害への支援に関して、配偶者暴力相談支援センター等、関係機関との連携をより推進・強化するとともに、当事者 及びその支援者に対する制度周知の徹底を行い、支援体制の充実に取り組む。さらに、経済的に余裕のない犯罪被害者が希望した場合には民事法律扶助制 度を利用できるよう、弁護士会をはじめとする関係機関との連携関係の維持・強化を図る。
- ウ 弁護士会等の関係機関と連携して犯罪被害者支援に精通している弁護士の確保に努め、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士については、全地方事 務所で複数名確保する。

主な評価指標 犯罪被害者支援業務の質の向上に向けた取組状況						
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法	支援センター評価委員会に	
業務実績	自己評価			よる評価		
業務実績等報告書(資料編):【資料34】	評定		A	評定		
1 犯罪被害者等のニーズの把握と職員の質の向上	評定に至	った理由		評定に至	った理由	
(1) 犯罪被害者等や関係機関・団体からの意見聴取等	犯罪被	害者支援に携れ	つる関係機関・団			
地方事務所において、合計1,473の関係機関・団体を通じて聴取した意見・要望	体との連	携の維持・強作	比を図り、犯罪被			
から犯罪被害者等のニーズを把握するとともに、被害者支援連絡協議会やDV防	害者等か	らのニーズを批	2握する取組や職			
止法第9条の趣旨に基づき設置された地域ネットワークの中で開催される協議会	員研修を	実施した。				
への参加のほか、犯罪被害者週間のイベントへの協力等を通じ、犯罪被害者等の	新型コ	ロナウイルス原	感染症の影響下の			
ニーズの把握に努め、それに沿った取組を行った。	ニーズに	応えるべく、引	き続きDV等被			
また、地方事務所において、業務改善の参考とするため、犯罪被害者等からの	害者法律	相談援助におけ	ける電話等による			
意見や犯罪被害者支援に関する法制度等について、弁護士会等の関係機関との間	法律相談	を実施するなと	ごして、DV及び			
で、情報交換・事例検討を行った。	児童虐待	においては前年	F度を上回る相談			
(2) 二次的被害の防止をテーマとする研修の実施等	援助を実	施することがて	できたほか、本部			
児童虐待の被害者対応を適切に行うため、外部(NPO法人)講師による被虐	及び地方	事務所において	て、弁護士会等関			
待児への初期対応技術に関する研修(リフカー研修)を、九州ブロックの地方事	係機関に	対し、同援助を	とはじめとする犯			
務所から研修員を募り、福岡市において実施した。	罪被害者	支援制度等の第	養務説明や制度周			
性犯罪・性暴力被害者及びDV被害者に対する支援を適切に行うため、内閣府	知に努め、	、連携の維持・	・強化を図った。			
主催の「性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修」を受講し、	また、D	V等被害者に対	対する法律相談援			
全国の担当職員112名が延べ572講座を視聴した。	助の適切	な実施を図るた	とめ、引き続き内			
本部・コールセンターへ寄せられた犯罪被害者等からの意見等を本部関係課	閣府担当	部署と連携強	化を図るととも			
室、コールセンター及び地方事務所の間で共有し、犯罪被害者等の心情に配慮し	に、弁護	士会をはじめと	こする関係機関に			
た対応を検討した。	援助の実	施状況を共有し) 意見交換を行っ			
人事課主催の階層別研修において、犯罪被害者支援業務に関する講義を行い、	た。この	ほか、新たに狐	0罪被害者支援専			
二次的被害の防止を含めた被害者対応に関する資料を配布し、注意喚起を行うと	用のウェ	ブページを製作	作し、犯罪被害者			
ともに、本部及び地方事務所職員が犯罪被害者支援に取り組む関係機関が開催す	支援ダイ	ヤルへのアク	セス改善を図っ			
る研修等へ40回参加した(本部15回、地方事務所(支部含む)25回)。	た。					
	特に児	童虐待への対	応を強化するた			
2 関係機関との連携とDV等被害者法律相談援助の適切な実施等	め、DV	等被害者法律村	目談援助制度の概			
(1) 関係機関との連携	要を分か	りやすく記載し	したポスター等を			
ア 本部における取組	作成し、	小中学校を中心	いとした関係機関			

日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会、両性の平等委員会及び子どもの権│に掲示・配布を依頼するとともに、新た 利委員会との定期会議を開催し、DV等被害者法律相談援助に関する支援をテ ーマに意見交換を実施した。

日本弁護士連合会主催の犯罪被害者支援全国経験交流集会への出席、公益社Ⅰ取り組んだ。また、内部職員に向け、リ 団法人全国被害者支援ネットワーク主催の全国犯罪被害者支援フォーラムへの 出席等、関係機関との連携強化に努めた。

成年年齢の引下げに係るいわゆるアダルトビデオ出演強要問題に対し、内閣 府男女共同参画局担当部署と改めて組織的に連携・協力して対応することを確 認し、全国のワンストップ支援センターと地方事務所との連携・協力体制強化 の足掛かりとした。

イ 地方事務所における取組

弁護士会をはじめとする関係機関に対し、犯罪被害者支援に関する各種援助 制度を含む支援センターの業務説明を行い、必要に応じて協議や意見交換を行 った。

(2) DV等被害者法律相談援助の適切な実施等

令和元年度から、児童虐待についても法律相談援助を行っていることを児童向 けに分かりやすく説明したポスター及びポケットカードの作成・配布に努めてい るところ、令和3年度においては、10の県及び佐賀県下の2市内にある全小中学 │ ウェブページやアニメーション動画の制 校及び公立図書館等合計5.775施設へ配布して掲示を依頼し、さらに、児童虐待士作など新たな取組を開始したことによ をテーマにした制度周知用アニメーション動画を制作して、法テラス公式↓り、所期の目標を上回る成果が得られた YouTubeへ掲載するとともに動画広告として放映するなど、制度の周知に取り組上ものと考える。 んだ。

地方事務所において、それぞれ対応する弁護士会と定期的に協議を行いDV等 被害者法律相談援助の実施状況を共有し、また、本部においては、日本弁護士連 合会と協議を実施するなどして、同援助の適切な実施への協力を求めた。

DV等被害者法律相談援助の相談方法について、新型コロナウイルスの感染防 止に配慮し、令和2年5月11日から開始した電話等による相談を、令和3年度に おいても引き続き実施した。

令和3年度援助実施件数:972件(DV857件、ストーカー76件、児童虐待39 件)

DV等被害者法律相談援助の対象者を含む全ての犯罪の被害に遭われた方が、 支援センターの犯罪被害者支援をインターネット検索した際に、犯罪被害者支援

に制度周知用アニメーション動画を制 作・公開するなどして更なる制度周知に フカー研修を実施して体制の強化を図っ

加えて、犯罪被害者からの要望の多い 犯罪被害者支援に精通している女性弁護 士については、全地方事務所において複 数名確保した上、精通弁護士数は前年度 より56名増加しており、紹介に要した日 数は、2.1営業日となり、速やかに精通 弁護士への取次ぎを実施することができ

以上から、新型コロナウイルス感染症 の影響下においても状況やニーズに合わ せた方策を実施することに加え、専用の

ダイヤルへたどり着きやすくするための専用ウェブページを、法テラス公式ホー ムページとは別に制作し、携帯電話利用者向けにはダイヤルタップ機能を設ける など、アクセス改善を図った。 3 精通弁護士紹介熊勢の整備 犯罪被害者支援に精通している弁護士数は3,925名となった(令和2年度より56 名増加)。また、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士を全地方事務所におい て複数名確保し、その合計数は計971名となった(令和2年度より35名増加)。 精通弁護士紹介は、本年度を通じて1,181件(令和2年度は1,252件)、精通弁護 士紹介までに要する平均日数は2.1業務日となった。 コールセンターと共同で、犯罪被害者支援に精通している弁護士の紹介に至るケ ースを基に、地方事務所職員を対象とした二次的被害防止のためのロールプレイ研 修を行った。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書(Ⅱ.提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
2-12	被害者参加旅費等支給業務の適切な実施				
当該項目の重要度、 困難度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー			

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成29年度)	平成30年度	平成31/令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
	2週間以内の支給 割合を前年度同水 準とする	前年度と同水準	100%	99.9%	99.0%	97.9%	99.0%	(参考情報) 平成29年度:100% 令和2年度の請求中、新型コロナウイルス感染症 による影響により通常とは異なる判断を要する請 求を除いた支給割合は、99.4%	
	請求件数	(参考指標)	_	3, 111件	2,818件	2,758件	2,977件	(参考情報) 平成29年度: 2,685件	

3. 各事業	業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価
中期目標	第4・5(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施
	被害者参加旅費等支給業務について、裁判所との連携を図りながら、迅速かつ適切にその業務を遂行するよう努める。
	【指標】
	・2週間以内の支給割合を前年度同水準とする。
中田計画	II・5(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施
中期計画	
	公判期日に出席する被害者参加人に対する旅費等の支給については、裁判所と密接な連携を図りながら、受理から2週間以内で支給するよう努める。
年度計画	Ⅱ・5(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施
	被害者参加人に対する旅費等について、裁判所等と密接な連携を図りながら、請求の受理からおおむね2週間以内に支給する。

主な評価指標被害者参加旅費等支給業務の適切な実施に向けた取組状況				
支援センターの業務実績・自己評価	日本司法	日本司法支援センター評価委員会に		
業務実績	自己評価		よる評価	
業務実績等報告書(資料編):【資料57】	評定	В	評定	
1 裁判所等との連携	評定に至っ	った理由	評定に至っ	った理由
裁判所及び法務省と情報を共有し、迅速かつ適切な支給ができるよう、事前の支	裁判所や	や法務省と情報共有を行い、連		
給見込額の照会に対応したり、請求書提出後に追加の事情聴取が必要な案件につい	27 - 11. 7	ながら制度周知を図るなどし		
ては受付後に速やかに裁判所に対応を依頼したりするなどの工夫により、書類の追	,	な旅費等支給に取り組んだ結		
完等が必要な案件であっても当初の請求から2週間以内に旅費を支給できるよう努	214 <u></u>	水の99.0%について、請求の受		
めた。		おむね2週間以内に支給するこ		
また、被害者参加旅費等請求書及び聴取書兼申送り事項書の書式について、これ		-0		
までの運用状況から見えてきた改善点を反映させるべく、旅費支給業務に関するF		ら、所期の目標を達成したもの		
AQを整備して裁判所と共有するとともに、書式の見直しのための裁判所との協議 を開始した。	と考える。			
2 支給実績 (1) 請求件数と支給額				

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書(Ⅲ.業務運営の効率化に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	する基本情報
3-13	一般管理費及び事業費の効率化
当該項目の重要度、	【重要度: 高】支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人で 関連する政策評価・
難易度	あることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め 行政事業レビュー
	る必要があるところ、本項目は、効率化に関する項目の中でも、特に客観的
	かつ定量的なものであり、重要度は高い。

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (令和3年度予算額)	平成30年度	平成31/令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
	一般管理費 (千円)	前年度比3%削減	1, 882, 558 ※	1, 679, 017	1, 774, 141	1, 766, 273	1, 824, 429	(参考情報) 人件費、公租公課、新規・拡充分は対象外 ※ 令和2年度予算額を基に3%の効率化減を織り込んだもの	
	事業費 (千円)	前年度比1%削減	1, 293, 530 ※	1, 226, 894	1, 136, 193	1, 102, 047	1, 208, 632	(参考情報) 立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事 業経費、新規・拡充分は対象外 ※ 令和2年度予算額を基に1%の効率化減を織 り込んだもの	

中期目標 第5・1 一般管理費及び事業費の効率化

役職員の報酬及び給与について、引き続き、国家公務員に準じた給与体系の維持、柔軟な雇用形態の活用等による合理化・効率化を行う。 一般管理費及び事業費について、無駄を排除するとともに、調達方法の合理化を図り、全体として効率化に努める。

【指標】

- ・運営費交付金について、一般管理費(新規・拡充分、人件費及び公和公課を除く。)を前年度比で3パーセント以上削減する。
- ・運営費交付金について、事業費(新規・拡充分、立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。)を前年度比で1パーセント以上削減 する。

中期計画 Ⅲ・1 一般管理費及び事業費の効率化

- (1) 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び国家公務員の給与制度を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化 を図る。
- (2) 業務運営の効率化及び調達方法の合理化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの及び拡充分等を除外した上で、毎 年度、一般管理費(人件費及び公和公課を除く。)を前年度比3パーセント以上削減し、事業費(立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経 費を除く。)を前年度比1パーセント以上削減する。そのため、各種契約手続については、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行 う。また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行う。

年度計画 Ⅲ・1 一般管理費及び事業費の効率化

- (1) 人件費については、パートタイム雇用など業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び国家公務員の給与制度を踏まえた適切な給与体系の維持により、 経費の合理化・効率化を図る。
- (2) 支援センターの果たすべき役割が拡大する中で、司法に手が届きにくい人のニーズに応じた総合法律支援を的確に実施しながらも、業務運営の効率化及 び調達方法の合理化を図る。

具体的には、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの及び拡充分等を除外した上で、一般管理費(人件費及び公租公課を除 く。)を前年度比3パーセント以上削減し、事業費(立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。)を前年度比1パーセント以上削 減する。また、各種契約手続については、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行うこととし、少額随意契約による場合において も、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行うほか、入札手続において、より競争的になるよう、適切な入札資格要件の設定や提出書類の適正 化を図る。

主な評価指標 一般管理費及び事業費の効率化に向けた取組状況						
支援センターの業務実績・自己評価		日本司法	支援センター評価委員会に			
業務実績	自己評価			よる評価	よる評価	
業務実績等報告書(資料編):なし	評定	-	В	評定		
1 人件費の合理化・効率化	評定に至っ	った理由		評定に至	った理由	
業務内容に応じ、柔軟な雇用形態を活用して、休日国選対応の土日勤務を含めた	人件費に	こついて、労働	法規を考慮しつ			
パートタイム・フルタイムの非常勤職員の配置を行い、給与体系についても、労働	つ、国の制	制度に準じた内容	容の給与体系を			
法規を考慮しつつ、国の制度に準じた内容の給与規程を維持した。	維持し、引	引き続き経費の	合理化・効率化			
	を図った。					
2 一般管理費及び事業費の効率化	, , , , , ,		については、経			
(1) 一般管理費(人件費、公租公課、新規・拡充分を除く。以下同じ。)削減	. ,	. – , ,,, , ,–,	係数が織り込ま			
令和3年度の予算額は、中期計画で定めた「効率化係数3%」を織り込んだ			内で効率的な予			
1,882,558千円(前年度比41,237千円の減)とされたところ、執行額は1,824,429), p, i, v C K	_,,,				
千円となり、3%の効率化減が反映された予算の範囲内で効率的な予算執行(予						
算額より58,129千円下回る)を実現した。			が困難な案件を			
(2) 事業費(立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費、新規・拡充						
分を除く。以下同じ。)削減			法により契約手			
令和3年度の予算額は、中期計画で定めた「効率化係数1%」を織り込んだ		-0				
1,293,530千円(前年度比55,038千円の増)とされたところ、執行額は1,208,632			を達成したもの			
千円となり、1%の効率化減が反映された予算の範囲内で予算執行(予算額より	と考える。					
84,898千円下回る)を実現した。						
2. 友廷却始不体の華名地、美田地、八豆地の地口						
3 各種契約手続の競争性、透明性、公平性の確保 物品の購入、事務所・宿舎の賃借、工事の請負その他の契約を行うに当たり、い						
わゆる性質随意契約に該当するものを除き、一般競争入札等(総合評価落札方式や						
企画競争による随意契約を含む)の競争的手法を活用した。 随意契約に関しては、いわゆる少額随意契約の場合は、複数の業者から見積書を						
では、いわゆる少領随息关系の場合は、後数の乗るから見損害を 徴し、最も低額な見積金額を提示した業者と契約したほか、いわゆる性質随意契約						
あし、取りは領な兄債並領を使小した来ると笑がしたはか、いわゆる性質随意笑が の場合は、契約内容を十分精査し、見積内容に疑義がある場合は、再度見積書を徴						
の場合は、矢が内谷を「万相重し、兄惧内谷に無我がめる場合は、丹及兄惧者を徴するなどの工夫を行った。						
するなどの工犬を行った。 なお、令和3年度の契約の状況については、別紙4のとおりである。						
ある。 ロガロの ドスマン大小アンカハルローフィーでは、かかれてマンこもの テービの 切っ						

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書(Ⅲ.業務運営の効率化に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
3-14	情報提供業務(犯罪被害者支援業務の一部を含む。)					
当該項目の重要度、		関連する政策評価・				
難易度		行政事業レビュー				

2.	. 主要な経年データ							
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31/令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	応答率	90%以上	90%	95. 2%	91.9%	93.3%	93.4%	(参考情報) 平成29年度:95.8%
	①1コール当たり の運営経費(コー ルセンター:係数 を乗じたもの)	中期目標期間を通じて削減	795. 3円 (平成29年度)	747. 3円	714. 2円	815. 1円	758. 4円	(参考情報) コールセンターに係る全ての人件費を対応件数 (業務量を考慮した係数を乗じたもの)で除した 1コール当たりの運営経費 (参考数値:平成29年度 795.3円)
	②1コール当たり の運営経費(コー ルセンター:係数 を乗じていないも の)	中期目標期間を通 じて削減	880.7円 (平成29年度)	845. 2円	779. 7円	929. 3円	883. 3円	(参考情報) コールセンターに係る全ての人件費を対応件数で 除した1コール当たりの運営経費 (参考数値:平成29年度 880.7円)

中期目標 第5・2(1) 情報提供業務(犯罪被害者支援業務の一部を含む。)

コールセンターの運営に当たっては、必要なサービス内容や一定の応答率を維持しつつ、効率的で効果的な運営を行う。

【指標】

- ・応答率について、中期計画で定めた水準を維持する。
- ・1コール当たりの運営経費について、中期目標期間を通じて削減する。

中期計画 Ⅲ・2(1) 情報提供業務(犯罪被害者支援業務の一部を含む。)

コールセンターにおける情報提供について、利用者のニーズを踏まえたサービス内容や応答率90パーセント以上を維持しつつ、サービスに要したコストの 構造について不断の分析・検討を行い、効率的で効果的な業務運営方法を検討・実施する。

年度計画 Ⅲ・2(1) 情報提供業務(犯罪被害者支援業務の一部を含む。)

コールセンターの運営に当たっては、利用者のニーズを踏まえたサービス内容や90パーセント以上の応答率を維持しつつも、曜日別・時間帯別の受電傾向を分析するなどしてオペレーターの効率的な配置を行い、1コール当たりの運営経費の削減に努める。なお、1コール当たりの運営経費の算出に当たっては、サービス内容ごとに要する業務量も踏まえるものとする。

主な評価指標 情報提供業務(犯罪被害者支援業務の一部を含む。)の効率化に	こ向けた取組	 状況			
支援センターの業務実績・自己評価					会支援センター評価委員会を
業務実績	自己評価			よる評価	li di
業務実績等報告書(資料編):【資料7、8、43、44】	評定	В		評定	
1 オペレーターの効率的配置	評定に至っ	た理由		評定に至	でった理由
コールセンターの入電傾向を分析し、入電の多い平日午前中及び平日夕方に増員	話中電話	5及び無応答電話の3	ュールセン		
配置を行い、入電の少ない夜間・土曜日に減員配置を行うなどして、限られたオペ	ターへの自	動転送の継続、ナヒ	ビダイヤル		
レーター人員を効率的に配置し、業務の効率化を図った。	の音声自動	か応答によるコールも	アンターへ		
→ 入電の繁閑予測に合わせてオペレーターを配置することにより、オペレーター	の自動転送	きの拡大といった取約	且に加え、		
の無駄な配置を抑制しつつ、応答率90パーセント以上を維持するとともに、話中	スマートフ	フォン・携帯電話によ	こるメール		
電話(話中で応答できない電話)及び無応答電話(着信から一定時間内に応答で	問合せ対応	ぶなど、利用者の利係	更性の向上		
きない電話)をコールセンターに自動転送(話中転送及び無応答転送)する取組	に資する贫	É来からの取組も継続	売して実施		
を継続した。さらに、全国の地方事務所のナビダイヤルに、音声自動応答によっ	しつつ、曜	醒日別・時間帯別の受	を電傾向の		
てコールセンターに自動転送する機能を追加する取組を拡大し、コールセンター	変動を踏まえ、オペレーターを効率的に				
の業務範囲を拡大して受電件数を全体として増加させることで、効率的な業務運	配置し、サービスに要したコストの構造				
営を実施した。	について不断の分析・検討を行い、効率				
	的な業務運営方法を検討・実施した。				
2 1コール当たりの運営経費	令和2年	三度からオペレーター	-の待遇改		
(1) 運営経費等の考え方	善を図って	ており、令和元年度と			
コールセンター事業の効率化の状況を適切に計る指標とするため、平成27年度	は運営経費が増加しているものの、令和				
以降のコールセンター運営経費は、コールセンターに係る全ての人件費とした。	3年度は各種取組により対応件数を大幅				
対応件数については、電話による一般問合せとは異なる対応を要するメール問	に増やすことができたため、1コール当				
合せ対応、犯罪被害者案件(電話)、民事法律扶助業務の資力要件確認案件(電	たりの運営経費を前年度に比べて抑える				
話)につき、各業務量を考慮した係数(注)により調整した件数を算出した。	ことができた。				
(注) 通常の電話対応の平均対応時間を1とした場合のメール問合せ対応、犯	応答率については、前年度にほぼ近い				
罪被害者案件(電話)、民事法律扶助業務の資力要件確認案件(電話)の	93.4パーセントを達成することができ				
各平均対応時間(令和元年度・令和2年度・令和3年度の3か年度の平均	た。				
数値)は、それぞれ、1.23、1.63、1.62となる。	以上から	っすれば、所期の目標	票を達成し		
(2) 1コール当たりの運営経費	たものと考	きえる。			
1 コール当たりの運営経費は以下のとおりである。					
・コールセンターに係る全ての人件費を対応件数(業務量を考慮した係数を乗じ					
たもの)で除した1コール当たりの運営経費					

令和元年度 714.2円	
令和2年度 815.1円	
令和3年度 758.4円	
・コールセンターに係る全ての人件費を対応件数(業務量を考慮した係数を乗じ	
ていないもの) で除した1コール当たりの運営経費	
令和元年度 779.7円	
令和 2 年度 929. 3円	
令和3年度 883.3円	

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書(Ⅲ.業務運営の効率化に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	1.当事務及び事業に関する基本情報							
3-15	民事法律扶助業務							
当該項目の重要度、		関連する政策評価・						
難易度		行政事業レビュー						
			•					

2	2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31/令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		

3. 各事	業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価
中期目標	第5・2(2) 民事法律扶助業務
	審査の適正を確保しつつ、書面審査及び単独審査を活用するなどし、事務手続の合理化を図る。
中期計画	Ⅲ・2(2) 民事法律扶助業務
	審査の適正を確保しつつ、事務手続の平準化を行うとともに、全ての地方事務所において、書面審査の活用や、簡易な案件について単独審査とする取組を
	進め、事務手続の合理化を図る。
年度計画	
	審査の適正を確保しつつ、事務手続の平準化を行うとともに、書面審査の活用や、簡易な案件について単独審査とする取組を進め、事務手続の合理化を図る。

主な評価指標 民事法律扶助業務の効率化に向けた取組状況				
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法	支援センター評価委員会に
業務実績	自己評価		よる評価	
業務実績等報告書(資料編):なし	評定	В	評定	
事務手続の平準化・合理化の取組	評定に至っ	った理由	評定に至っ	った理由
専門審査委員を活用し、判断基準等の共有を図るなどして、審査の適正を確保し	専門審査	至委員の活用など、審査の適正		
つつ、事務手続の平準化を進めた。また、審査に関する課題等について、民事法律	を確保して	つつ、事務手続の平準化を行っ		
扶助業務担当副所長会議を開催し、意見交換を行った。	た。			
慎重な判断が求められる案件等では面談審査を行う一方、全ての地方事務所にお		民事法律扶助業務担当副所長会		
いて、書面審査の活用や簡易な案件について単独審査とする取組を進めている。特		、審査に関する課題等につい		
に書面審査については、全ての地方事務所において、単独審査に付すべき案件のほ		色を行った。		
ぼ100%を同審査で行った。	,	全ての地方事務所において書		
	るなど、事			
		b、所期の目標を達成したもの		
	と考える。			

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書(Ⅲ.業務運営の効率化に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
3-16	国選弁護等関連業務						
当該項目の重要度、		関連する政策評価・					
難易度		行政事業レビュー					

2	. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31/令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
	地方事務所限りの 再算定の件数	(参考指標)		41件	29件	9件	10件	(参考情報) 平成30年度の不服申立て件数:合計342件 令和元年度の不服申立て件数:合計291件 令和2年度の不服申立て件数:合計301件 令和3年度の不服申立て件数:合計250件		

中期目標 第5・2(3) 国選弁護等関連業務

国選弁護人等の報酬算定に対する不服申立てへの対応について、本部及び地方事務所の役割を明確にした上で、事務を適切に分担し、事務手続の合理化を 図る。

中期計画 Ⅲ·2(3) 国選弁護等関連業務

国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、引き続き、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件は地方事務所限りで処理するなど、本 部と地方事務所の役割を明確にした上で、適切な業務分担を行い、事務手続の合理化を図る。

年度計画 Ⅲ·2(3) 国選弁護等関連業務

国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、引き続き、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件は地方事務所限りで処理しつつ、算定 業務につき、今後の集約対象とする地方事務所について具体的な検討を進めるなどして、本部と地方事務所の適切な業務分担を行うとともに、事件数の変動 等を把握し、事務負担傾向を分析するなどして、適時に必要な事務手続の合理化を図る。

また、地方事務所で行っている被害者国選弁護の報酬算定業務について、段階的に本部に集約することにより、業務の合理化・効率化を図る。

主な評価指標 国選弁護等関連業務の効率化に向けた取組状況					
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法	支援センター評価委員会に	
業務実績	自己評価		よる評価		
業務実績等報告書(資料編):【資料45】	評定	В	評定		
国選弁護等関連業務の報酬・費用の算定は、平成25年度から本部で集約して行って	評定に至っ	った理由	評定に至っ	った理由	
いる。	国選弁護	護等関連業務では、令和3年度			
一方、不服申立てについては、その判断が容易であり、本部による判断が明らかに	において、	全体の不服申立件数が減少し			
必要でないと認めるときは、地方事務所(支部を含む。)においても再算定を可能と	た一方、均	也方事務所限りの再算定件数及			
しており、本部と地方事務所の適切な業務分担により事務手続の合理化を図ってい	び同件数の	り割合は、前年度と同水準であ			
る。	った。これ	lは、前年度以降、契約約款の			
令和3年度は、合計250件(令和2年度301件)の不服申立てのうち、10件(令和2	解釈を巡る	る不服など本部での処理が相当			
年度9件)が地方事務所限りの再算定で処理された。	といえる神	复雑な事例が大部分を占め、地			
地方事務所限りの再算定処理率 令和3年度:4.0%	方事務所例	艮りで処理することが相当とい			
令和2年度:約3.0%	える簡易な事例等がほぼ見当たらない状				
被害者国選弁護関連業務における報酬・費用の算定及び算定結果の通知(算定業	況となっている中、本部で処理すること				
務)は、全国を5ブロックに分けて段階的に本部へ業務集約することとし、令和3年		を件は本部で処理することによ			
2月から開始した集約は令和4年1月1日をもって完了した。	り、本部と地方事務所の適切な業務分担				
集約に際しては、事務手順を見直すことで地方事務所から本部へ人員を移すことな		てきた結果であり、事務手続の			
く実施したことから、地方事務所毎に行っていた算定業務分の事務負担が軽減され、		切られたといえる。			
本部における事務手続も一元化されたことにより効率化されたため、大幅な合理化に		皮害者国選弁護関連業務は、令			
つながった。		月1日をもって全国の報酬・費			
		及び算定結果の通知業務が本部			
		1、地方事務所の事務負担軽減			
		りによる業務の効率化が図られ			
	た。				
		ら、所期の目標を達成したもの			
	と考える。				

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書(IV. 財務内容の改善に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
4 - 17	自己収入の獲得等							
当該項目の重要度、 難易度	【難易度:高】寄附金収入については、市民の社会的関心や社会情勢が大きく影響すること、司法過疎地域事務所における有償事件の受任等による収入については、当該地域の景気動向が大きく影響し、かつ、総合法律支援法上、当該地域の一般の弁護士との関係では補完性が求められることから、いずれも支援センターの取組のみでその収入を増加させることが非常に困難であるため、難易度は高い。	行政事業レビュー						

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31/令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
	しょく罪寄附収入	(参考指標)	-	32, 582千円	40,791千円	25, 357千円	53,986千円	(参考情報) 平成29年度:36,935千円	
	一般寄附収入	(参考指標)	_	29, 497千円	4, 209千円	7,955千円	3,396千円	(参考情報) 平成29年度: 3,988千円	
	司法過疎地域事務 所における事業収 益	(参考指標)	_	223, 779千円	195, 217千円	190,904千円	168, 184千円	(参考情報) 平成29年度:173,721千円	

中期目標 第6・1 自己収入の獲得等

寄附金の受入れや有償事件の受任等により、自己収入の獲得・確保に努める。

また、支援センターの業務の実施に当たっては、国と地方の役割分担の観点を踏まえつつ、地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援の獲得・ 維持に努める。

中期計画 Ⅳ・1 自己収入の獲得

(1) 寄附金収入

寄附に関する広報や受入方法を工夫するなどして一般人からの寄附金の受入れを進めるなどし、寄附金収入の獲得に努める。

(2) 有償受任等による自己収入

司法過疎地域事務所において、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等による自己収入を確保する。

(3) 財政的支援の獲得

地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援(事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等)の獲得・維持に努める。

年度計画 IV・1 自己収入の獲得

(1) 寄附金収入

寄附金の受入れによる自己収入の獲得を図るため、寄附金の使途を分かりやすく例示して使途特定寄附につなげたり、税制上の寄附金控除制度を周知す るなど、工夫した広報を行う。

(2) 有償受任等による自己収入

司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保 する。

(3) 財政的支援の獲得

地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援(事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等)の獲得・維持に努める。

主な評価指標 自己収入の獲得等に向けた取組状況					
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法	:支援センター評価委員会に
業務実績	自己評価			よる評価	
業務実績等報告書(資料編):なし	評定	В		評定	
1 寄附金収入獲得への取組	評定に至っ	た理由		評定に至	った理由
・ 支援センターのホームページにて、寄附金に関する情報を発信	寄附金収	ス入獲得への取組につ	いては、		
・ 法テラス(公式)Twitterにて、寄附金募集の記事を掲載	支援セン	ターのホームペー	ージ及び		
・ しょく罪寄附に関するポスターを地方事務所及び支部に掲出	Twitterを	用いた寄附の呼び掛	けを実施		
・ しょく罪寄附に関する契約弁護士用のチラシを配布し、しょく罪寄附制度の周	するととも	に、地方事務所や支	部におい		
知を徹底	て、事務所	「内にしょく罪寄附制	度の活用		
<令和3年度実績>	に関するホ	ポスターを掲示したり	、契約弁		
しょく罪寄附 53,986千円(令和2年度 25,357千円)	護士用のチ	ラシを配布したりす	るなどし		
一般寄附 3,396千円(令和2年度 7,955千円)	て、同制度	この周知を図った。			
計 57,382千円(令和2年度 33,312千円)	令和3年度は、高額寄附の受領によ				
	り、しょく	罪寄附の金額が大幅	[に増加し		
2 有償受任等による自己収入	た。一般智	ド附の寄附金額は減少	したもの		
常勤弁護士に対し、研修等において、自己収入の確保の必要性や重要性について	の、寄附金額の合計額において令和2年				
認識させることにより、地域の実情に応じ、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事	度を大きく上回ったことから、今後も寄				
件に適切に対応した上で、有償事件に積極的に取り組むよう促し、自己収入の確保	附金収入獲得の取組について、更に充実				
に努めた。	させるべく検討する。				
令和4年3月31日までに設置した34か所の司法過疎地域事務所の受任件数は、民	有償受任	と 等による自己収入に	ついて、		
事法律扶助事件が942件(前年度比0.3%減)、国選弁護・付添事件が527件(前年	司法過疎地域事務所における事業収益は				
度比15.3%増)、有償事件が543件(前年度比0.5%減)となった。	前年度に比べて11.9%減少したが、その				
また、司法過疎地域事務所における有償事件の受任等による令和3年度事業収益	一方で、民事法律扶助事件の受任件数は				
は、168, 184千円となった(前年度190, 904千円)。	昨年度とほぼ同数で、国選弁護・付添事				
	件の受任件	数は大幅に増加して	いる。こ		
3 財政的支援の獲得	れを踏まえ	えれば、上記事業収	益の減少		
無償で貸与を受けている事務所について、それを継続した。		一画及び年度計画に掲			
(1) 事務所敷地の無償貸与(括弧内は地方公共団体)	り、まずは民事法律扶助事件、国選弁護				
・ 被災地出張所法テラス気仙 (大船渡市)	等関連事件に適切に対応し、その上で有				
(2) 事務所建物の無償貸与(括弧内は地方公共団体)	償事件の受	任等による自己収入	の確保に		
• 鹿角地域事務所(鹿角市)	取り組んだ	[結果と考えられる。			

16 NO 116 14 47 75 77 (16 NO 1199)	
・ 鰺ヶ沢地域事務所(鰺ヶ沢町)	地方公共団体その他関係機関・団体か
	らの財政的支援の獲得については、新規
	に開設した事務所がなかったため、無償
	で貸与を受ける事務所等の増加はなく、
	被災地出張所の閉鎖等により減少となっ
	たが、それ以外のこれまで無償提供を受
	けていた事務所については引き続きこれ
	を維持することができた。
	以上から、所期の目標を達成したもの
	と考える。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書 (IV. 財務内容の改善に関する事項に関する事項) 様式

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
4 - 18	民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等							
当該項目の重要度、	【重要度:高】償還金収入は、国費を除けば支援センターの収入の大半を占 関連する政策評価・							
難易度	め、業務運営の重要な財政的基礎となっている上、業務運営の自主性・自律 行政事業レビュー							
	性を高めるためにも、立替金債権を適切に管理し、償還金収入を確保するこ							
	とは極めて重要であることから、重要度は高い。							
	【難易度:高】立替金債権の回収については、資力の乏しい利用者からの返							
	済という困難性が制度的に内在することから、難易度は高い。							

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成29年度)	平成30年度	平成31/令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
	償還率	令和3年度におい て90%以上	_	89.0%	89.7%	91.6%	93.0%	(参考情報) 平成29年度: 88.1%	
	償還滞納率	前年度以下	37.0%	37. 3%	37.3%	33.1%		(参考情報) 平成29年度: 37.0% 平成28年度: 38.2%	

中期目標 第6・2 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等

引き続き、悪質な償還滞納者への対応を含め、被援助者の属性・滞納理由等に応じた効率的かつ効果的な立替金債権の管理・回収(免除等による償却処理 を含む。)を実施する。なお、免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、対象者が生活保護受給者ではない場合にはこれ に準ずる程度の資力であるかなど、免除要件の該当性について慎重に判断する。

回収見込みのある債権については、具体的な目標を設定した上で、高い償還率の維持に努める。

また、発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況や立替金債権の償還総額等に関するデータを業務実績報告書で開示する。

【指標】

- ・償還率(「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合)について、中期目標期間の最終年度において90パーセント以 上を目指す。
- ・償還滞納率(「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償還滞納額」の割合)について、前年度以下とする。

中期計画 IV・2 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収

- (1) 引き続き、被援助者の属性・滞納理由等に応じた効率的かつ効果的な督促を実施するとともに、悪質な償還滞納者に対しては法的手続を活用するなど統 一的な方針による対応を行い、償還金の回収に努め、償還率(「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合)につい て、中期目標期間の最終年度において90 パーセント以上を目指すとともに、償還滞納率(「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償 還滯納額」の割合)について、前年度以下とする。なお、督促の実施に当たっては、年度ごと、地方事務所ごとに立替金債権の管理・回収計画を策定し、 毎年度、その管理・回収状況について検証した上、不断に必要な見直しを行う。
- (2) 償還の見込みがある立替金債権については、具体的な目標を設定した上で、高い償還率の維持に努め、償還の見込みがない立替金債権については、免除 等による償却処理を含めた債権管理コストの削減を図るなど、効率的な債権管理を行う。なお、免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相 互扶助の観点から、対象者が生活保護受給者でない場合にはこれに準ずる程度の資力であるかなど、免除要件の該当性について慎重に判断する。
- (3) 発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況、立替金債権の償還総額等の基本的なデータについて、業務実績報告書で明らかにする。

年度計画 IV・2 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収

(1) 効率的かつ効果的な債権回収の実施

立替金債権の管理・回収について、引き続き、被援助者の属性・滞納状況等に応じた効率的かつ効果的な督促を実施する。具体的には、以下の取組によ り、償還率の向上に努め、償還滞納率の減少を図る。

ア 本部において、これまで実施してきた取組の効果を検証の上、全国一律の督促方針を立て、これに基づき、各地方事務所において、立替金債権の管 理・回収計画を策定する。なお、各地方事務所における管理・回収計画の策定に当たっては、これまでの管理・回収状況について検証し、必要な見直し を行うものとする。

イ 被援助者の償還に向けた意識付けを強化するため、援助開始時等の機会を捉えて、償還制度や償還方法のほか、償還を滞納すると新たな援助が受けら れなくなること等を説明する。

- ウ 償還滞納状態の長期化を防止するため、本部において、滞納の初期段階で集中的な督促を行う。
- エ 長期滞納者等に対しては、必要に応じて裁判所への支払督促の申立てを行う。

(2) 効率的な債権管理の実施

償還の見込みがない立替金債権については、償却も含めてその処理を検討するほか、処理手続の合理化により債権管理コストの削減を図る。なお、免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、対象者が生活保護受給者でない場合にはこれに準ずる程度の資力であるかなど、免除要件の該当性について慎重に判断する。

(3) 立替金債権の管理・回収状況の開示

発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況、償還総額等の基本的なデータについて、業務実績報告書で開示する。

主な評価指標 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等に向けた取組状				
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法	支援センター評価委員会に
業務実績	自己評価		よる評価	i
業務実績等報告書(資料編):【資料55】	評定	A	評定	
業務実績等報告書(資料編):【資料55】 1 効率的かつ効果的な債権回収の実施 立替金債権の管理・回収について、被援助者の属性・滞納状況等に応じた各種督 促を実施するとともに、債権回収をより効率的かつ効果的に実施するため、従来の 督促方法等の見直しを行った。具体的には、以下の取組により、償還率の向上に努 め、償還滞納率の減少を図った。 (費率93.0%(令和2年度比1.4%増)、償還滯納率30.6%(令和2年度 比2.5%減) (1) 地方事務所ごとの立替金債権管理回収計画の策定・実施 各地方事務所において、全国一律の督促方針に基づき地方事務所ごとの立替金債権の管理・回収計画を策定し、実施した。なお、地方事務所ごとの立替金債権の管理・回収計画を策定し、実施した。なお、地方事務所ごとの立替金債権の管理・回収計画を策定し、実施した。なお、地方事務所と本部との督促の重複をなくすため、令和2年度から、地方事務所が督促を行う対象を進行中の事 件の債権に限定した。 (2) 被援助者への償還の意識付け強化 被援助者に償還の必要性を意識付けるため、引き続き、援助開始時に「返済のご案内」を配布した。 (3) 生活口座登録の推進 継続的な償還を確保する上で有効な方策である生活口座からの自動引落を推進するため、援助開始時に被援助者に対して生活口座を登録するよう案内したほか、督促状に登録口座を変更できることを記載するなどし、生活口座の登録を促した。 (4) 償還率向上を図るための事務フロー見直し 被援助者から、援助申込時に立替金の引落口座に関する書類を提出させるなど償還に関する事務フローを見直し、償還率の向上を図った。 (5) 本部による集中的な督促 償還滞納状態を解消するため、本部において、以下のアないしウのとおり、集中的に督促を行った。ア 収納用紙の発送 初回滞納から12か月滞納までの被援助者にコンビニエンスストア用収納用紙(以下「コンビニ収納用紙」という。)を発送 690、596件発送、11億9784万円を回収 イ 督促状の発送 3か月以上滯納している被援助者にコンビニ収納用紙に加えて督促状を発送			評定に至	でのた理由

した。発送に当たっては、滞納ステージ等を考慮して督促の効果が高いと考えられる者を対象にするとともに、個々の対象者の属性(引落口座未手続者、振込入金者等)に応じた督促文面を用いた。

73.110件発送、4308万円を同収

ウ 引落停止に対する督促

ゆうちょ銀行以外の金融機関からの引落は3回連続で失敗すると引落が停止となるため、引落が停止された被援助者に対し、引落を再開する旨を通知する 督促状及びコンビニ収納用紙を発送した。

7,194件発送、1265万円を回収

(6) 支払督促の申立て

1年以上の長期滞納者に対しては、償還されない場合は法的手続を取る場合がある旨を通告し、なおも償還されない場合に裁判所へ支払督促を申立てていた。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、令和2年度から令和3年度の前半までは実施を取り止めていたものの、同感染症の感染拡大が落ち着いた令和3年度の後半には速やかに実施を再開し、20件の申立てを行った。

2 効率的な債権管理の実施

債権管理コストを削減するため、償還の見込みがない立替金債権について、償却 も含めてその処理を検討した。

免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、対象者が生活保護受給者でない場合にはこれに準ずる程度の資力であるかなど、免除要件の該当性を慎重に判断した。

通常の償却処理とは別に、10年間償還がなされていない債権等を対象として、本部による一括償却を実施した(3,590件、3億895万円)。

上記を含め、令和3年度は51億9366万円の免除・みなし消滅を実施した。

3 立替金債権の管理・回収状況の開示

発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況、償還総額等の基本的なデータは、 業務実績等報告書(資料)にて開示している。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書(IV. 財務内容の改善に関する事項に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	1.当事務及び事業に関する基本情報							
4-19	財務内容の公表							
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー						
2. 主要な経年データ								

2	. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31/令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事	業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価
中期目標	第6・3 財務内容の公表
	財務内容の一層の透明性を確保する観点から、セグメント情報等の決算情報の公表の充実を図る。
中期計画	IV・3 財務内容の公表
	財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、一定の事業等のまとまりごとに適切にセグメントを設定
	し、セグメント情報を開示する。
年度計画	IV・4 財務内容の公表 財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、一定の事業等のまとまりごとに適切にセグメントを設定
	対場的存に リーマ、

主な評価指標 財務内容の公表に向けた取組状況					
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法	日本司法支援センター評価委員会に	
業務実績	自己評価		よる評価		
業務実績等報告書(資料編):【資料56、58】	評定	В	評定		
1 セグメント情報の開示	評定に至っ	った理由	評定に至	った理由	
情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務等、センターの事業のま	業務実績	責等報告書に業務別セグメント			
とまりごとに財務諸表(附属明細)及び決算報告書を作成し、業務実績等報告書に	情報を記載	載することなどにより、財務内			
も同様の記載をした。	容について	ての透明性及び分かりやすさを			
		こ成果を継続できていることか			
2 各データの簡潔な説明	. ,,,,,,	の目標を達成したものと考え			
令和元年度から、平成30年9月3日付け「独立行政法人の事業報告に関するガイ	る。				
ドライン」に基づいて作成した事業報告書において、貸借対照表、行政コスト計算					
書、損益計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の各データに関					
する簡潔な説明を付して、決算情報を読み取りやすくする取組を実施しており、令					
和3年度も同様の取組を実施した。					

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書(V. その他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
5-20	業務運営の体制維持				
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー			

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31/令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
	職員数(常勤弁護 士を含む)	(参考指標)	-	930人 ※	935人 ※	943人 ※	899人 ※	(参考情報) 平成29年度:929人 ※ ※各年度3月31日現在	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年	度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価
中期目標 第7・1 業務運営の体制維持	
利用者のニーズに機動的かつ柔軟に対応し、	かつ、効率的で効果的な業務運営のために必要な人的・物的体制の維持を図る。
中期計画 IX・1 施設及び設備並びに人事に関する計	画
	加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。
年度計画 IX・1 施設及び設備並びに人事に関する計 既存業務の業務量の変動及び新規業務の追	画 加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。

主な評価指標業務運営の体制維持に向けた取組状況				
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法	支援センター評価委員会に
業務実績	自己評価		よる評価	
業務実績等報告書(資料編):なし	評定	В	評定	
1 施設・設備の確保	評定に至っ	た理由	評定に至っ	った理由
(1) 職員の配置、業務量の変動等に合わせ備品整備やレイアウト変更等を行った。	職員数又	は業務量の変動に応じた施設		
(2) 書類保管方法を工夫し、効率的なスペースの活用を行った。	や備品整備	前の見直しを行い、施設・設備		
	の確保を適	類に行った。		
2 人的体制の確保	1	終量の変動等を考慮しつつ、		
(1) 業務量の変動に応じた人員配置		から正式導入した国家公務員		
平成27年度に策定した大規模な人員の再配置計画に基づき、既存業務の業務量	/	制度に準じた評価制度に基づ		
の変動等を適切に把握した上、その妥当性について確認し、令和4年度4月期の		:人員配置を実施するととも		
人員配置を実施した。		はの変動等を更に適切に反映さ fたな人員再配置計画について		
また、人員配置において業務量の変動等を更に適切に反映させるため、令和4				
年度中の新たな人員再配置計画の策定に向けて検討、準備を行った。	検討した。			
(2) 能力主義に基づく的確な人員配置 平成30年度から正式導入した国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度に基		、所期の目標を達成したもの		
一	と考える。			
プログロ の				

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書(V. その他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
内部統制の確実な実施								
	関連する政策評価・							
	行政事業レビュー							
		内部統制の確実な実施						

2	2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31/令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
	理事長の招集によ る執行部会の開催 数	(参考指標)	_	21回	21回	22回	21回			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価

中期目標 第7・2 内部統制の確実な実施

(1) ガバナンスの強化

利用者に全国的に均質な法的サービスを提供すべく、本部が決定した業務に関する方針を迅速かつ的確に実施できる態勢の充実・強化を図るとともに、 理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたPDCAサイクルを機能させる。

(2) 監査の充実及びコンプライアンスの強化

国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、監査の充実を図るとともに、職員に対する法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。

中期計画 IX・4(1) 内部統制の確実な実施

アガバナンスの強化

- (ア) 支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有することに鑑み、理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたPDCAサイクルを機能させるため、本部においては、業務運営方針を迅速かつ適切に決定できる体制の充実・強化に努め、地方事務所においては、全国的に均質なサービスを提供すべく、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施できる体制の充実・強化に努める。
- (イ) 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務の公共性に鑑み、支援センターの業務運営方 針を理解して意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。
- イ 監査の充実及びコンプライアンス強化
 - (ア) 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、監査技術の向上を図るとともにフォローアップ監査を計画的に実施するなど、監査の充実を図る。
 - (イ) 監査結果等を踏まえ、内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに、研修の実施等により職員に対する法令・規程等の 周知を徹底することで、コンプライアンスの一層の推進を図る。

年度計画 IX・4(1) 内部統制の確実な実施

アガバナンスの強化

- (ア) 理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたPDCAサイクルを機能させるため、次のとおり組織運営を行う。
 - ① 本部において、執行部会を定期的に開催し、決定事項については、速やかに組織内に伝達する。
 - ② 本部方針を地方事務所に適切に周知するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議、全国地方事務所事務局長会議、ブロック別協議会等を開催する。
 - ③ 地方事務所において、随時、執行部会議を開催することにより、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施する。
- (イ) 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解した上、その実現のために意欲的に業務に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。

イ 監査の充実及びコンプライアンス強化

- (7) 外部研修機関が行う内部監査に係る専門研修等を活用することにより監査技術の向上を図り、業務執行部門の業務改善に役立つ指摘・助言等を行うとともに、過去の監査結果への対応状況に関するフォローアップ監査を計画的に実施する。
- (イ) 本部に設置している内部統制推進委員会主導の下、各種監査結果等の指摘事項等を分析し、リスクを評価した上、必要な措置について検討・実施 し、その実施状況をモニタリングするとともに、法令や規程に基づいた適正な業務運営を行うために、コンプライアンス・マニュアルを用いた研修や ニュースレターの発行等により、職員への法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。

主な評価指標 内部統制の確実な実施に向けた取組状況				
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法	:支援センター評価委員会に
業務実績	自己評価		よる評価	
業務実績等報告書(資料編):なし	評定	В	評定	
	評定に至っ	た理由	評定に至	った理由
(1) 組織運営等	本部には	らいては、執行部会を原則とし		
ア 執行部会の開催状況	て月2回開	昇催し、会議後速やかに決定事		
理事長の招集により執行部会(出席者:理事長、理事、監事、本部事務局長	項等を全界	戦員に伝達するとともに、執行		
等)を合計21回(7月・8月・12月は各1回、その他の月は各2回)開催し、	部会での打	指事項については課題解決に		
決定事項等を議事要旨にとりまとめ、本部役職員及び地方事務所職員へ伝達し	至るまで	関係課室において検討の上、執		
た。	行部会につ	て継続的に報告を行った。		
イ 本部開催会議の開催状況	また、金	と国地方事務所長会議等の本部		
① 全国地方事務所長会議・事務局長会議を開催(6月にオンライン形式、2	開催会議は	こおいては、出席者とのかっ達		
月に集合・オンライン併用形式で開催)	な意見交換	ぬを通じて、支援センター全体		
② ブロック別協議会を開催(10月及び11月に全国を4ブロックに分けてオン	や地方事務	务所ごとの実績及び課題につい		
ライン形式で各1回(計4回)開催)	て協議し、	本部と地方事務所との問題意		
ウ 地方事務所における執行部会議の開催状況	識の共有を	を図った。地方事務所において		
地方事務所において執行部会議(出席者:所長、副所長、事務局長等)を毎	も執行部分	会議を毎月開催し、本部が決定		
月開催した。	した業務道	軍営方針に基づいた迅速かつ的		
(2) 常勤弁護士の業務におけるガバナンス強化の取組	確な業務が	軍営を実施した。		
全法律事務所に配布済みの法律事務所の運営に係る規程集について、その追	常勤弁詞	雙士は、個別の法律事務につい		
加・差替え等の変更が生じた際には、各法律事務所へその旨を周知した。	て独立して	てその職務を行う者としての側		
また、法律事務所代表会議を開催し、法律事務所のマネジメント、各種規程と	面を持つ-	- 方、支援センターの職員とし		
手続について周知等を図った。同日、シニア常勤弁護士会議も開催し、若手常勤	て、法律事	事務所の運営などの業務に従事		
弁護士への支援体制の在り方と常勤弁護士の資質・能力の向上に向けた方策を検	する者とし	ての側面も併せ持つので、法		
討した。	律事務所の	D運営、規程等の遵守などをよ		
さらに、以下の研修を実施し、常勤弁護士の業務におけるガバナンスの強化に	り一層図る	るための取組を行った。		
取り組んだ。	監事監査	室は、監事が全国の業務執行状		
① 赴任を控えた養成常勤弁護士を対象とした赴任前研修	況等を把払	屋しつつ、理事長との意見交換		
法律事務所のマネジメント講習、各種規程と手続に関する研修を実施	を通じて	意志疎通を図りながら実施さ		
② 赴任4年目の常勤弁護士を対象とする業務研修	れ、監査約	吉果等が報告された。内部監査		
法テラスの組織概論及び法律事務所マネジメントに関する研修を実施	及び情報	Zキュリティ監査は、事前の予		

③ 法律事務所職員を対象とした法律事務所職員研修

常勤弁護士の業務を補助する法律事務所職員を対象として、法律事務所特有の会計事務、遵守すべきコンプライアンスについて特に留意すべき事項の周知を図る研修を実施することにより、常勤弁護士の業務におけるガバナンスの強化を図った。

2 監査の充実及びコンプライアンス強化

(1) 監査の実施

ア 監事監査(本部及び6地方事務所)

監事監査は、業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的として、令和3年度監事定期監査計画に基づき実施した。監事は、本部執行部会等の重要な会議へ随時出席して意見を述べるとともに、本部課室の業務執行に関するヒアリングを実施し、地方事務所往査では、関係法令及び業務方法書その他諸規程等の遵守状況などを確認し、それらの結果を理事長へ報告した。

イ 内部監査 (フォローアップ監査含む) (本部及び30地方事務所等)

内部監査は、令和3年度内部監査計画に基づき、業務運営の実情を調査し、 その効率的、効果的な執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期 することを目的として実施した。

実施に当たっては、実効ある内部監査とするため、事前の予備調査を網羅的に行い、リスクが高いと判断した事項を重点的に検証するというリスク・アプローチによる実地監査を行った。その結果は、理事長、本部事務局長及び担当部長へ報告したほか、監査対象事務所へも通知し、改善事項が認められた事務所には改善結果の報告を求め、その確認を行った。

また、3地方事務所を対象に、過年度の監査結果を踏まえたフォローアップ 監査として、改善方策の取組状況についての実地監査を行った。

ウ 情報システム監査

当センターの情報システムにおいて、より適切なリスクコントロールを実現させることを目的として、令和3年度情報システム監査計画に基づき情報システム監査を実施した。

実施に当たっては、高度な専門知識と実務経験が必要となるため、一般競争入札により、府省あるいは自治体等を対象とした情報システム監査実績を有す

備調査を網羅的に行うことで業務実態を 把握し、効率的に実施するとともに、新 型コロナウイルス感染症対策の観点から、一部の監査対象事務所についてはオ ンラインによる監査方式により対応した。いずれの監査においても、指摘事項 のうち支援センター全体としての対応が 必要な事項は、執行部や本部課室において対応方針等の検討を行い、監査対象事 務所における個別の指摘事項も各事務所 において改善を図っており、監査結果等 が業務改善に役立てられている。

また、会計監査人監査との連携強化を 図るとともに、監査室員が専門機関の実 施する研修を複数回受講するなど、前年 度に引き続き監査技術の向上を図る取組 も実施した。

内部統制強化の取組については、業務管理小委員会において、内部監査結果の指摘事項のモニタリングを行い、その結果を本部関係課室と共有するなどして、業務改善の取組を推進した。また、コンプライアンス小委員会では、コンプライアンス強化週間の設定、チェックシートによるコンプライアンス・マニュアルに対する理解度テストの実施、定期的なコンプライアンス情報の発信等、様々な取組によりコンプライアンスの推進を図った。

以上から、所期の目標を達成したものと考える。

る事業者を選定し業務委託した。監査人の所見によれば、各システムの運用保守プロセス等に関し、重大な指摘事項は検出されなかったが、監査後に行われた報告会には執行部及び情報システム管理課職員の参加を求め、監査結果の共有を行った。

エ 情報セキュリティ監査(本部及び16地方事務所等)

情報セキュリティ監査は、情報セキュリティ関連規程の遵守状況等を確認することを目的として、令和3年度情報セキュリティ監査計画に基づき実施した。

情報セキュリティ監査については、平成28年度から、監査の効率化のため内部監査と同機会に実施する方針としており、内部監査と同様、監査対象事務所に対して監査調書を事前に送付して回答を受け、その回答に基づいて、実地監査において詳細なヒアリング等を行うことにより業務実態を把握し、必要な指摘等を行った。

その結果は、支援センター情報セキュリティ最高責任者である常務理事へ報告したほか、監査対象事務所へも通知し、改善事項が認められた事務所に改善結果の報告を求め、それを確認した。

オ オンラインによる監査方式の一部導入

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、8地方事務所、11地域事務所及びコールセンターにおける内部監査・情報セキュリティ監査は、実地監査に代え、書面監査とオンラインによる聴取を組み合わせた方式により実施した。当該方式による監査の対象事務所には、従前より多くの資料の事前提出を求め、予備調査に時間を掛けることで、可能な限り実地監査に近い監査を行えるよう努めた。

(2) 監査技術の向上

監事及び監査室は、会計監査人から監査計画概要説明や地方往査結果報告、財務諸表等の監査報告を受けるなどして、情報共有の場を複数回設けて会計監査人 監査との連携強化を図り、監査全体を効果的に実施できるよう努めた。

さらに、監査室長を含む監査室員は、外部機関主催による監査技術の向上のための研修を7回受講した。

(3) 内部統制強化のための取組及びコンプライアンスの推進

本部事務局長を委員長とする内部統制推進委員会の下部組織として設置した以下の各小委員会において内部統制を強化する取組を実施するとともに、コンプラ

イアンスの一層の推進を図った。

ア業務管理小委員会

令和2年度に実施した各種監査結果の指摘事項を分析し、その改善状況をモニタリングするとともに、令和2年度までに検討した結果、引き続き改善の必要があると判断した項目についてフォローアップした。

イ コンプライアンス小委員会

- ① コンプライアンス・マニュアルの改訂
- ② コンプライアンス・マニュアルの理解度チェックの実施(全職員対象)
- ③ コンプライアンスのケース検討動画の作成
- ④ 新規採用者研修において、コンプライアンスに関する講義を設定・実施
- ⑤ 定期的なコンプライアンス情報の発信(2回)
- ⑥ コンプライアンス強化週間の設定によるコンプライアンスの周知・意識向 上の推進

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書(V. その他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
5 -22	情報セキュリティ対策						
当該項目の重要度、 難易度	【重要度:高】支援センターが取り扱う個人情報は、法的紛争に関係する極 めて機密性が高い情報が多く、外部へ流失した場合には重大な影響が生じる おそれがあり、情報セキュリティ対策の必要性が特に強く求められることから、 重要度は高い。						

2	. 主要な経年データ							
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31/令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事	業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価
中期目標	第7・3 情報セキュリティ対策
	支援センターが取り扱う情報の機密性に鑑み、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を実施する。
中期計画	IX・4(2) 情報セキュリティ対策
	支援センターの業務の特性及びこれまでの情報セキュリティ対策の実施状況を踏まえて、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリテ
	ィ対策を講じる。
年度計画	IX・4(2) 情報セキュリティ対策
	「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティに関する体制を更に整備するとともに、標的型攻撃を含む新たな脅 威に対応するための各種情報セキュリティ対策を充実させる。
	MCAND STEW CHARACTES.

主な評価指標 情報セキュリティ対策に向けた取組状況				
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法	支援センター評価委員会に
業務実績	自己評価		よる評価	
業務実績等報告書(資料編):なし	評定	В	評定	
1 情報セキュリティ対策基準の改正	評定に至っ	た理由	評定に至	った理由
令和3年7月の「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の	情報セキ	ニュリティ対策基準及び関連す		
改正を受け、改正点の整理を行う等、情報セキュリティ対策基準及び関連する規程	る規程の改	文正準備をするとともに、CS		
の改正準備を進めた。また、情報セキュリティインシデントに迅速かつ適切に対応	I R T の割	2置要綱の見直しを行い、情報		
するためのCSIRT(情報セキュリティインシデントに迅速かつ適切に対応する	セキュリラ	「ィに関する体制を整備した。		
緊急即応チーム)の設置要綱を改定し、より実効性のある体制を整備した。	各種研修	教育は、情報セキュリティ		
	に関する意	意識向上策の充実を図るため、		
2 情報セキュリティ対策の実施	公的機関へ	の標的型攻撃の実例及び支援		
昨今の公的機関への標的型攻撃の実例及び支援センターとしての対策を盛り込ん	センターと	しての対策を盛り込んだもの		
だ研修、訓練及び教育を実施した。	とし、標的	力型攻撃の訓練メールの発信に		
(1) 研修	より職員に	ご注意喚起を行うとともに、全		
情報セキュリティに関する研修につき、4級昇格者研修受講者に対して、最新	職員を対象	ととした情報セキュリティ教育		
の情報セキュリティ対策を盛り込んだ講義を実施した。	及びチェッ	ノクシートによる自己点検等を		
(2) 標的型攻撃メール対策訓練	実施するな	こどした。		
任意の職員を対象に、昨今の標的型攻撃の実例を踏まえた標的型攻撃メールの	以上から	、所期の目標を達成したもの		
対策訓練を3回実施したほか、全職員を対象に、標的型攻撃を含む不審メールの	と考える。			
適切な理解及びそれらへの防御策等の理解を促進するため、事務連絡を発出して				
注意喚起を徹底した。				
(3) 教育・自己点検				
職員の情報セキュリティ意識向上のため、統一的な教育資料を作成・配布した				
上、全職員を対象とした情報セキュリティ教育を実施し、チェックシートを利用				
した自己点検を行わせ、その結果を本部において取りまとめた。				

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書(V. その他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
5 -23	業務内容の周知を図る取組の充実						
当該項目の重要度、 難易度	【重要度:高】支援センターの提供する情報や法的サービスが、それを必要 関連する政策評価・とする国民等に利用されるためには、支援センターの業務内容が認知される ことが前提となることから、重要度は高い。						

2	. 主要な経年データ							
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31/令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	業務認知度	中期目標期間を 通じて増加	15.2% (平成29年度)	16. 7%	16.3%	16.4%	14. 5%	(参考情報) 平成28年度:16.1% 平成27年度:14.6% 平成26年度:13.3%
	ホームページの年 間ページビュー数	第3期中期目標期 間中の年間平均 以上	17, 988, 257PV	14, 313, 022PV	16, 692, 509PV	18, 503, 418PV	18, 640, 040PV	
	名称認知度	(参考指標)	ı	58.0%	56.3%	52.8%	52.1%	(参考情報) 平成29年度:54.9% 平成28年度:56.4% 平成27年度:50.6% 平成26年度:55.8%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価

中期目標 第7・4 業務内容の周知を図る取組の充実

支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの業務内容を認知できるよう、地方公共団体等との連携を図りつつ、様々な媒体を活 用し、効率的で効果的な方法により、業務内容の周知を図る。

【指標】

- ・認知度調査における業務認知者の割合について、中期目標期間を通じて増加させる。
- ・ホームページの年間ページビュー数を第3期中期目標期間中の年間平均以上とする。

中期計画 IX・4(3) 業務内容の周知を図る取組の充実

支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの業務内容を認知できるよう、本部において策定した広報活動方針及びこれを踏まえ て各地方事務所において策定した広報計画に基づき、地方公共団体等との連携を図りつつ、様々な媒体を活用した効率的で効果的な広報活動を行う。 なお、広報活動に要した費用及びその効果について事後に分析・検証し、その結果を広報活動方針等に反映させる。

年度計画 X・4(3) 業務内容の周知を図る取組の充実

ア 広報活動方針及び広報計画の策定

本部において広報活動方針を策定し、各地方事務所においてこれを踏まえた広報計画を策定した上で、これらに基づき、効率的かつ効果的な広報活動に 取り組む。

なお、広報活動方針の策定に当たっては、これまでの広報活動に要した費用及びその効果について、アンケート調査結果等を参考に分析・検証し、その 結果を反映させる。

イ 効果の高い広報活動の実施

認知経路として上位を占めるホームページやインターネット広告に加えて、テレビCMなど広報効果の高い媒体及び訴求力の高い動画を活用し、支援セ ンターの業務内容等に関する情報を時世に即し、効果的に提供・発信する。

ウ 関係機関を通じた広報活動の実施

支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が関係機関を通じて支援センターの存在や役割を認知できるよう、地方公共団体、福祉機関・団体 等の関係機関に対し、支援センターの業務内容等を的確に伝え、その認識・理解を深めさせる広報活動に取り組む。

主な評価指標業務内容の周知を図る取組の充実に向けた取組状況						
支援センターの業務実績・自己評価	日本司法支援センター評価委員					
業務実績	自己評価		よる評価	į		
業務実績等報告書(資料編):【資料26、27】	評定	В	評定			
1 広報活動方針及び広報計画の策定	評定に至っ	た理由	評定に至	った理由		
(1) 本部において策定した令和2年度・3年度の広報活動方針及び地方事務所が同	令和元年	F度の広報活動の効果分析に基				
方針を踏まえて策定した担当地域における広報計画に従い、本部・地方事務所の	づいて策算	定した複数年度にわたる広報活				
広報活動を可能な限り連動させることにより、支援センターを十分に認知してい	動計画に征	芷い、地方事務所と連携して、				
ない年齢層などを重点的なターゲットとして継続的かつ計画的に効果的な広報活	同計画を料	青力的に実施した。 広く国民に				
動を実施した。	認知され、	必要な時に支援センターを想				
(2) 令和2年度に引き続き、認知経路として割合の高いインターネット媒体を通じ	起して問行	合せにつながることを目指し、				
た情報発信を活発に進めた。	特に、支持	爰センターの業務内容について				
	の認知度	(業務認知度) を上げることに				
2 効果の高い広報活動の実施	重きを置	いた広報活動を実施した。特				
様々な広報媒体を活用することによる相乗的な広報効果を狙うとともに大規模な	に、現在の	の若年層における認知度の低さ				
テレビCMや新聞広告を実施し、法的サービスを必要とする方々に支援センターの 業務が理解してもらえるように努めた。	が、将来にわたって全体の認知度を更に					
「米房が達牌してもらんるように劣めた。	減退させる	る要因とならないように、この				
アーインターネット広告	層を対象。	とした広報策を講じた。				
インターネットによる広報では、リスティング広告(検索サイトで法的トラ	認知度に	こついては、令和3年度は、名				
ブルに関連するキーワードで検索すると検索結果画面に支援センターの広告が	称認知度	は52.1%(前年度比0.7ポイン				
表示されるサービス)やディスプレイ広告(サイトやアプリ上の広告枠に支援	ト減)、美	業務認知度は14.5%(前年度比				
センターの画像バナー広告が表示されるサービス)を実施し、支援センターの	1.9ポイン	ト減)と若干の低下がみられ				
存在を認知していない方や、法的トラブルを抱えているがそのことを明確に認識しておらず支援センターの利用につながっていない方に向けて、支援センタ	た。現に、	他の関係機関の認知度も同様				
一の存在や制度内容の周知を行った。	の傾向が見	見られ、新型コロナウイルス感				
特に、インターネット広告で使用するバナー(コロナ版)やランディングペ	染症の影響	響による外出抑制などの生活意				
ージ(広告文や画像バナー広告からリンクするページ)については、引き続	識・行動の	の変化、関係機関への業務説明				
き、配色や配置・イラスト等について目を引くデザインとしつつ、また自分ご	や連携の植	幾会が激減したことなどが要因				
とと感じられるような事例を掲載するなどして、支援センターのホームページ	の一つと	して考えられる。前年度から続				
や問合せへの誘導を図り、適切な情報へのアクセスが容易になるよう工夫した。	くこのよう	うな状況の中で、これまで効果				
た。また、ディスプレイ広告の出稿先については、お悩み相談の掲示板などに 重点的に配信することで、支援センターの潜在的利用者層への訴求を高め、効	を挙げてい	いた広報活動については、オン				
	ライン等を	を活用してできる限り維持しつ				
犯罪被害者支援専用のランディングページを新たに作成し、その一部を児童	つ、その。	ような環境の中でも有効と思わ				

虐待をテーマにした小中学生向けのコンテンツとするなど、DV・ストーカー・児童虐待に関連するキーワードからの問合せやホームページ、法テラス(公式)YouTubeチャンネルへの誘導を図った。

イ YouTubeを利用した広報

特に若年層への広報効果が高いと考えられるYouTubeを利用した情報発信として、15秒動画1本、6秒動画3本を作成し、適宜組み合わせる方法で広告を実施した。さらに、犯罪被害者支援の制度周知を目的として作成されたアニメーション動画「カプセルガチャの部屋」(全体編3分、ダイジェスト編15秒3本)と、常勤弁護士のドキュメンタリー動画「知られざる弁護士の道」2本とダイジェスト版1本を法テラス(公式)YouTubeチャンネルにて公開した。

また、法テラスの使い方や債務整理、離婚、養育費についての解説動画(3 分で解説シリーズ)や、関係機関の方向けの解説動画(福祉と司法の連携シリ ーズ)も公開し、役立つ情報を発信した。

ウ ホームページでの情報発信

令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言や まん延 防止措置の発出以降は、トップページに「重要なお知らせ」として新型コロナウイルス感染症の関連情報を、各地方事務所のページには各地の実情に応じた相談体制等の「お知らせ」を、それぞれ即時に掲載したことで、利用者に迅速に情報を提供した。

また、引き続きコロナ関連のQ&Aを掲載した特設ページへ誘導するための回転バナーを掲載し、効果的な情報配信の継続に努めた。

令和4年4月の成年年齢引下げに向けて、特設ページを作成した。

さらに、法テラスの業務紹介ページ(民事法律扶助業務・犯罪被害者支援業務・情報提供業務)について、従来は英語版ページしかなかったものを、日本語・英語を母国語としない利用者に対する利便性をより高めるため、令和2年度から令和3年度にかけて、英語以外の9言語による多言語化を行い、公開した。

エ その他

法律関連情報やイベント情報などをメールマガジン(月1回ないし2回程度配信)や法テラス(公式)Twitter(毎日1回ないし3回程度配信)で間断なく配信したところ、Twitterのフォロワー数は、前年度から1,376人増加し、令和4年3月末日現在で15,362人にのぼっている。

デジタルサイネージ広告の代替として、若年層への広報効果が高いと考えられるSpotify(世界中のクリエイターによる音楽やビデオを楽しめるデジタル配信サービス。35歳未満のユーザーが55.9%を占める)における音声広告を利

れる広報活動を実施した。

例えば、令和3年4月から5月にかけて全国的なテレビCMや、全国紙を含む新聞広告を実施した。実際、令和3年度認知度調査では、インターネット及びいるため、これらの広報については今後なお有効と考える。また、これまで記知のあるまた、これまで記知のがでは、でで視聴なる動画を複数作成したり、LINEなどもあり、LINEなどものいたがでは、電話等法律相談を活った事所においては、電話等法律相談を活った事務所もあった。

ホームページの年間ページビュー数に ついては、18,640,040PV (前年度比 136,622PV増、0.74%増)となってお り、基準値を超えて向上がみられた。

外国語話者向けに、従来の英語版に加えて9言語による法テラスの業務紹介ページを作成・公開したところ、PV数は大きく増加した。

このように、従来の広報活動に加え新 しいアプローチ手法による広報活動の充 実・強化に努めてきたため、全体として は、所期の目標を達成したものと考え る。 用して広報を行った。

(2) プレスリリースの実施

本部において、支援センターの取組などに関するプレスリリースを14回実施した(そのうち7回は職員の新型コロナウイルス感染情報)。また、令和3年11月に、報道機関に対して、支援センターの業務の現状を幅広く説明する機会として支援センターと記者との懇談の場を設けて情報発信を行った。地方事務所においても、地方の報道機関に対するプレスリリースを行い、地方事務所独自の取組についての情報を発信した。

【取組事例】

「法テラスの日」(4月10日)において、令和2年度業務実績(速報値)に関するプレスリリースを実施し、これに連動して多くの地方事務所においても、地域ごとの広報活動の企画(相談会等)についてのイベント告知に併せたプレスリリースを実施した。

(3) テレビ広告の実施

全国114局において、「情報提供・無料法律相談編」及び「新型コロナウイルス対応編」の2本のテレビ広告を合計751本放映した。

(4) 新聞広告の掲載

法テラス設立15周年の周知を図るとともに、新型コロナウイルス感染症に関する支援情報を全国紙・地方紙合計40紙にそれぞれ掲載し、利用促進を図った。

(5) イベント

ア 若年層向けイベントへの参加

東京ガールズコレクション(観覧者・視聴者のうち29歳以下が74%を占める。)に2回(令和3年9月・令和4年3月)協賛し、インフォマーシャル等を通じて情報提供業務・犯罪被害者支援業務に関する周知を行った。本イベントは本来有観客とオンライン(LINEライブ)で実施するところ、令和3年9月は完全オンラインで実施されたが、生配信の総視聴者数は227万人(延べ)に上った。イベント後のイベント公式SNS(LINE、Instagram、Twitter、Facebook)での法テラス情報の発信は、総フォロワー数150万人にアプローチできた。

令和4年3月は、観客1万2000人とオンライン配信(バーチャル、LINEライブ、TikTok、Twitter)で実施され、総参加人数は過去最高の400万人(延べ)を超えた。イベント後のイベント公式SNSの発信は、総フォロワー数170万人にアプローチできた。

また、法テラス公式Twitterのフォロワー数も、イベント終了後の約一週間で650人(通常の年間増加数と同程度)以上増加した。

イ 15周年記念イベント

令和4年3月に「全国一斉養育費お困りダイヤル」として、常勤弁護士による養育費に関する電話による情報提供イベントを実施し、44件の問合せがあっ

た。

(6) その他

ア デジタルサイネージ広告の配信

これまでの認知度調査において、認知度が低い層をターゲットとしたデジタルサイネージ広告を毎年実施していたが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度に引き続き、外出先で視聴することとなる同広告の実施は見送ることとした。

イ 鉄道広告

一般社団法人日本民営鉄道協会を通じて、全国64社の鉄道会社の駅施設等に合計3,596枚のポスター(1社はデジタルサイネージ)を無料で掲出した。

- 3 関係機関との連携を通じた広報活動の実施
- (1) 法務省のイベント(全国矯正展、子ども霞が関見学デー、法の日フェスタ)に 出展を予定していたが、全国矯正展については新型コロナウイルス感染症の影響 により中止となった。子ども霞が関見学デーと法の日フェスタについては、オン ラインでできるクイズや動画放映などを出展した。
- (2) 政府広報

政府広報の企画募集に対して積極的に応募をし、その結果、首相官邸メールマガジン及びLINEに、それぞれ複数回にわたり、令和2年7月豪雨の被災者に対する被災者法律相談援助や新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの方に対する無料法律相談を案内する記事などが無料で掲載された。特に、新型コロナウイルス感染症の影響に関する記事については、令和3年4月から8月にかけて8回掲載された。その他テレビ(BS朝日)とラジオ(FM東京)で情報提供業務や犯罪被害者支援業務に関する放送がなされた。

- (3) 下記刊行物を関係機関、地方公共団体、大学、図書館等に配布ア 法テラス白書 (10月発行・613か所)
 - イ 広報誌「ほうてらす」(年3回発行・各回約3,700か所)
- (4) 多くの地方事務所において、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施している関係機関との各種協議会、職員向け研修会、イベントなどにおける業務内容の周知活動について、令和2年度同様に縮小・中止を余儀なくされたが、令和3年度は、多くの地方事務所がオンライン開催(集合との併用を含む)を実施したり、開催を複数回に分けるなど感染対策を講じて集合形式で実施したりと、柔軟な対応を行った。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書(V. その他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
5-24	報酬・費用の立替・算定基準		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2	. 主要な経年データ							
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31/令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価

中期目標 第7・5 報酬・費用の立替・算定基準

民事法律扶助業務に係る報酬及び費用の立替基準並びに国選弁護人等に支払う報酬及び費用の算定基準について、多角的視点から検討を行い、その結果の 適切な反映を図る。

中期計画 IX・4(4) 報酬・費用の立替・算定基準

民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務の報酬・費用については、国費支出をより適正なものとすること、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・ 公平に反映させること等の多角的な視点から、立替・算定基準について検討を行い、その結果の適切な反映を図る。

年度計画 IX・4(4) 報酬・費用の立替・算定基準

国費支出をより適正なものとすること、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、①民事法律扶助業務 の報酬・費用については、その立替基準について検討を引き続き進め、②国選弁護等関連業務の報酬・費用については、その算定基準について検討を行い、 その結果の適切な反映を図る。

主な評価指標 報酬・費用の立替・算定基準検討結果の適切な反映に向けた取組	l状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法	支援センター評価委員会に
業務実績	自己評価		よる評価	
業務実績等報告書(資料編): なし	評定	В	評定	
1 民事法律扶助業務の報酬・費用の立替基準についての検討状況	評定に至っ	った理由	評定に至	った理由
立替基準の問題点について、集積した事例を基に、日本弁護士連合会との間で課	民事法律	は 大助の報酬・費用の立替基準		
題を共有した上で、同会と定期的に議論し、検討を進めた。	についてに	は、課題を共有した上で、日本		
また、日本司法書士会連合会とは、書類作成援助の立替基準について、勉強会を	弁護士連合	合会と定期的に協議したほか、		
2回実施した。	日本司法書	書士会連合会と勉強会を実施す		
	るなどして	て、検討を進めた。		
2 国選弁護等関連業務の報酬・費用の算定基準についての検討状況		護等関連業務の報酬・費用の算		
契約弁護士からの報酬・費用の算定に対する不服申立ての内容を分析するととも	,	ついては、契約弁護士からの報		
に、日本弁護士連合会との間で課題を共有した上で、算定基準について、同会と定		の算定に対する不服申立ての内		
期的に議論し、検討を進めた。		けるとともに、日本弁護士連合		
その結果、被疑者釈放後の国選弁護人の復路交通費に係る取扱いを変更した。		りに協議するなどして、検討を		
		R、算定基準の取扱変更につな		
	がった。			
		ら、所期の目標を達成したもの		
	と考える。			

令和3事業年度 決算報告書

(単位:百万円)

法人単位

2		情報提供業務	業務		田	民事法律扶助業務	業務	<u>m</u>	国選弁護等関連業	爭関連業務		犯罪被	犯罪被害者支援業務	寰業務	Ē	司法過疎対策業務	策業務		EEX	受託業務			州	ূ			卓		
Z d	予算額	決算額	差額	備考予	予算額決	決算額 差	差額 備考	予算額	員 決算額	差額	備考 予:	予算額決	決算額 差	差額 備考	予算額	決算額	差額 備	備考予算	草額 決算	〔額 差額	頂備考	子 算額	1 決算額	美額	[備考	予算額	決算額	差額	備老
収入																													
前年度繰越金	ı		I		-		-	1				-	-		ı		I		-	· 	1	-	3,106	6 3,106	(注2)		3,106	3,106	(注2)
運営費交付金	1,035	1,080	45	-	11,133	11,133	-	-				339	341	2	748	748	I		-	· 	1	4,682	2 1,890	0 \ 2,791	(注6)	17,936	15,191	△ 2,745 ((9世)
受託収入	ı	I	I		ı	I	-	13,967	13,704	4 🛆 263		168	191	9 \(\nabla	835	828	7 \		196	811 🛆 118	50 (注4)	1,588	8 1,483	3 △ 106	91	17,519	16,987	△ 532	
補助金等収入	ı	I	I		ı	I	-	-				-	-	-		ı	I		-	· 	1	8	87 62	62 🛆 29	25 (注7)	87	79	Δ 25 ((注2)
事業収入	I	I	I	-	11,966	11,497	468	'		I		0	0	0 \(\neq \)	182	209	28 ()	(注3)	ı	·	ı	'				12,147	11,707	△ 441	
事業外収入	I	I	I		I	I	ı	'		I		I	I	I	I	I	I		ı	·	ı	4	44 97	97 52	52 (注8)	44	16	52	(3世)
111111111111111111111111111111111111111	1,035	1,080	45	2	23,098 2	22,630 △	468	13,967	13,704	4 🛆 263		207	505	∇ 5	1,764	1,785	21		196	811 🛆 118	150	6,401	1 6,638	8 236	9.	47,733	47,149	△ 584	
英田																													
事業経費	422	406	D 16	2	20,835	16,960 △ 3	△ 3,875 (注2)	12,939	12,597	7 🛆 342		169	162	7 \	41	43	3		806	751 🛆 13	53 (注4)				1	35,309	30,918	0 4,391	(注2)
一般管理費	I		Ι		-		1	1	_			-	-		I	ı	I		1	· 		4,582	2 3,786	967 🛆 9	(6葉) 9	4,582	3,786	967 △	(6世)
人件費	613	697	84 ((注1)	2,264	2,751	488 (注1)	1,029	1,266	237	(注1)	338	411	73 (注1)	1,723	1,750	27		58	- 28		1,819	9 2,141	1 321	:1 (注1)	7,843	6,073	1,230	(世)
+ =	1,035	1,103	89	2	23,098	19,711 \alpha 3,387	3,387	13,967		13,862 🛆 105		207	573	99	1,764	1,793	29		196	808	153	6,401		5,926 \triangle 475	2	47,733	43,777	△ 3,957	

(注1) 人件費の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注2) 事業経費の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注3) 事業収入の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注4) 受託収入及び事業経費の予算額と決算額の差は、日弁連委託援助の収入及び支出が減少したことによる。

(注5) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分2, 745百万円、前中期目標期間繰越積立金10百万円及び政府出資金351百万円である。

(注6) 運営費交付金の予算額と決算額の差は、運営費交付金の繰越分2,745百万円との差額である。

(注7) 補助金等収入の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注8) 事業外収入の予算額と決算額の差は、雑益が増加したことによる。

(注9) 一般管理費の予算額と決算額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたこと等による。

令和3事業年度 決算報告書

(単位:百万円)

一意想所

\frac{1}{2}	_	情報提供業務	業務		出	民事法律扶助業務	助業務		犯罪被	犯罪被害者支援業務	援業務		司法過	司法過疎対策業務	業務		受託業務	美務			世				和		
k M	予算額	決算額	差額	= 非	予算額	決算額	差額 (備考予	予算額決	決算額	差額備	備考 予:	算額 決算額		差額 備考	予算額	決算額	差額	備光	予算額 決	7 算額	差額	備考予	予算額決	決算額	差額(備考
拟入																											
前年度繰越金	ı	Ι	Ι		I	I	I		I	I	I		I	I	Т			I		I	3,106	3,106	(注2)	1	3,106	3,106	(注5)
運営費交付金	1,035	1,080	45		11,133	11,133	I		339	341	2		748	748	I	ı		l		4,682	1,890	△ 2,791	(注6) 17,	936 1	5,191	2,745	(9拱)
受託収入	I	I	I		Ι	I	I		I	1	I		I	I	I	961	811	△ 150	(洪4)	I	I	1		961	811	150	(注4)
補助金等収入	I	I	I		I		I		I	1	I		I	I	I	ı		I		87	62	△ 25 (3	(注2)	87	7 29	Δ 25 ((注7)
事業収入	_		I		11,966	11,497	△ 468		0	0	0 \(\nabla		182	209	28 (注3)		 	1			I		1.	12,147 1	11,707	441	
事業外収入	ı		I		Ι				I	-					-		-	-		44	85	41	(注8)	44	85	41 ((注8)
†	1,035	1,080	45		23,098	22,630	△ 468		339	341	2		929	957	28	961	811	△ 150		4,813	5,143	330	3	31,175 3	30,961	214	
支出																											
事業経費	422	406	D 16		20,835	16,960 △ 3,875) 3,875	(注2)	12	12	0		8	7 8	0 \(\nabla	903	751	△ 153	(注4)	ı			22	22,180	18,136	△ 4,044 ((注2)
一般管理費	_		-		Ι				I		Ι									3,568	3,227	△ 341	.,	3,568	3,227	341	
人件費	613	697	84	(注1)	2,264	2,751	488	(注1)	328	398	71 (3	(1世)	921	890	. 31	58	58			1,245	1,466	221	(注1)	5,427	6,260	833 ((注1)
+-	1,035	1,103	89		23,098	19,711	△ 3,387		339	410	71		929	888	. 31	961	808	△ 153		4,813	4,693 4	△ 120	3	31,175 2	27,623	3,553	

(注1) 人件費の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注2) 事業経費の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注3) 事業収入の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注4) 受託収入及び事業経費の予算額と決算額の差は、日弁連委託援助の収入及び支出が減少したことによる。

(注5) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分2. 745百万円、前中期目標期間線越積立金10百万円及び政府出資金351百万円である。

(注6) 運営費交付金の予算額と決算額の差は、運営費交付金の繰越分2,745百万円との差額である。

(注7) 補助金等収入の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注8) 事業外収入の予算額と決算額の差は、雑益が増加したことによる。

決算報告書 令和3事業年度

国選弁護人確保業務等勘定

備考 (注2) △ 455 (注3) 398 (洋1) (単位:百万円) 12 370 △ 404 12,782 △ 346 16,176 △ 382 差額 ◁ 空背 559 16,154 16,188 2,813 12 決算額 16,558 16,558 13,129 予算額 1,014 2,416 16,558 (注3) (世出) 備考 (注2) D 106 455 100 355 12 94 差額 4 à ◁ 共通 1,483 1,234 1,495 559 675 12 決算額 1,588 1,588 1,588 予算額 1,014 574 備考 司法過疎対策業務 7 7 က 58 60 差額 ◁ ◁ 828 828 860 895 35 決算額 835 835 802 835 予算額 33 (世出) 備考 犯罪被害者支援業務 7 9 9 2 差額 ◁ ◁ ◁ 4 150 163 決算額 13 161 161 予算額 168 168 157 10 168 備考 (川川) 国選弁護等関連業務 237 105 263 13,704 △ 263 12,597 △ 342 差額 ◁ ◁ 13,862 13,704 1,266 決算額 13,967 13,967 12,939 13,967 予算額 1,029 事業外収入 一般管理費 盂 盂 区公 受託収入 事業経費 人件費 为出 坛入

⁽注1) 人件費の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

事業外収入の予算額と決算額の差は、共通勘定の収益を配賦したことによる。 (注2)

一般管理費の予算額と決算額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたこと等による。 (定世)

令和3事業年度 収支計画

(単位:百万円)

法人単位

	ĺ		情報提供業務	t業務		民事法律扶助業務	功業務		国選弁割	国選弁護等関連業	務	犯	犯罪被害者支援業務	支援業務		司法	司法過疎対策業務	業務		受託	受託業務			半通			,-	合計	
	ĮK M	計画額	実績額	差額 備考	5 計画額	美橋額	差額備考	盂	画額 実績額	青額 差額	[備考	計画額	実績額	差額(備考計	画額	実績額 差	差額 備考	5 計画額	頁 実績額	差額	備考計	画額実	実績額 差	差額 備	備考計画額	額 実績額	額 差額	6 備考
費用	費用の部	1,035	1,103	89	23,098	19,711	△ 3,387	13,6	13,967 13,8	13,862 \triangle 105	S	507	573	99		1,764	1,793	29	961		808 🛆 153	9	6,401 5	5,926 △	475	47,733	777,8	77 △ 3,957	57
級	経常費用	1,035	1,103	89	23,098	19,711	△ 3,387	13,5	13,967 13,8	13,862 \Q 105	ū	507	573	99		1,764	1,793	29	961		808 🛆 153	9	6,401 5	5,926	475	47,733	733 43,777	77 △ 3,957	57
	事業経費	422	406	D 16	20,835	16,960	△ 3,875 (注2)		12,939 12,5	12,597 🛆 342	5	169	162	Δ 7		41	43	က	903	13 751	△ 153	(注4)	I	I	I	35,309	309 30,91	18 △ 4,391	91 (注2)
	一般管理費	I	I	I	1	1	I		I		1	I	Ī	Ι		I	I	I	'	' 	I	4	4,582 3	3,786 △	型) 96/	(注5) 4,5	,582 3,7	3,786 🛆 7	796 (注5)
	人件費	613	697	84 (注1)	2,264	4 2,751	488 (注1)		1,029	1,266 23	7 (注1)	338	411	73	(1)	1,723	1,750	27	ш)	58 5	- 28	-	1,819 2	2,141	321 (注	(注1) 7,8	,843 9,0	9,073 1,230	(注1)
	減価償却費	I		I		I	Ι		I		ı	I	I	I		Ι	I	I	<u> </u>	' 	1		I	I	I		I	·	
	財務費用	I	I	I	'		I		1		-		Ι	I		I	I	I	'				ı	I	I		I	·	1
超	臨時損失	I		I	1		I		I		-	ı	ı	I		I	I	I	'		I		1	I	I		I	· 	
拉	収益の部	1,035	1,080	45	23,098	22,630	△ 468	13,6	13,967 13,7	13,704 🛆 263	3	207	502	Δ 5		1,764	1,785	21	961	11 811	1 \(\tau \) 150	9	6,401 6	6,638	236	47,733	733 47,149	◁	584
	前年度繰越金	I		I	I	-	I		-		-	ı		I		I		I	1	_			3	3,106 3,	3,106	(注6)	3,1	3,106 3,106	(9∓()
	運営費交付金	1,035	1,080	45	11,133	3 11,133	I		-		-	339	341	2		748	748		1			4	4,682	△ 068,1	△ 2,791 (注	(注7) 17,936	15,191	91 △ 2,745	45 (注7)
	受託収入	I		I	-	 	I	13,9	13,967 13,7	13,704 🛆 263	3	168	161	9 🗸		835	828	7 \	1961	11 811	△ 150	(注4)	1,588 1	1,483	106	17,5	17,519 16,987	◁	532
	補助金等収入	I		I	-		I		-		-	ı		I		I		I	1				87	62	25	(注8)	87	62 🛆 :	25 (注8)
	事業収入	I		I	11,966	11,497	△ 468		-		-	0	0	0 \(\nabla \)		182	209	28 (注3)					ı		Ι	12,1	12,147 11,707	07 \ \ \ 441	н
	事業外収入	Ι			1	 	I						T			Ι	Τ		'	<u> </u>			44	97	55 (注	(年3)	44	97	52 (注9)
維利斯	排		△ 23	△ 23	1	2,919	2,919			∆ 158 \ ∆ 158	8		D 71	D 71		I	6 🗸	6 🗸	'		3		-	711	711		3,3	3,372 3,372	72
目的	目的積立金取崩額	Ι		Ι	ı	_	Ι		-		ı		Ι			Ι	I	-	-		1		I	-	Ι			· 	1
総利益	排回	I	△ 23	△ 23		2,919	2,919		4	∆ 158 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	8	1	D 71	D 71	\vdash	I	6 🗸	6 🗸	_		3		Ι	711	711		3,3	3,372 3,372	12

(注1) 人件費の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注2) 事業経費の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注3) 事業収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注4) 事業経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の支出及び収入が減少したことによる。

(注6) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分2、745百万円、前中期目標期間繰越積立金10百万円及び政府出資金351百万円である。 (注5) 一般管理費の計画額と実績額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたこと等による。

(注7) 運営費交付金の予計画額と実績額の差は、運営費交付金の繰越分2,745百万円との差額である。

(注8) 補助金等収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注9) 事業外収入の計画額と実績額の差は、雑益が増加したことによる。

令和3事業年度 収支計画

(単位:百万円)

令和3

一般勘定

ţ M		情報提供業務	業務		民事法律	民事法律扶助業務	務	犯罪	犯罪被害者支援業務	接業務		司法避	司法過疎対策業務	業務		受託業務			無無			合計	
	計画額	実績額	差額備	備考 計画額	額	額 差額	頁 備考	計画額	実績額	差額 備	析	計画額	実績額 差	差額 備考	를 計画額	実績額	差額 備考	計画額	実績額 差額	備考	計画額	実績額	差額 備考
費用の部	1,035	1,103	89	23,098	19,711	11 \alpha 3,387	87	339	410	71		929	868	. 31	961	∇ 808	153	4,813	4,693 🛆 120	0;	31,175	27,623	3,553
経常費用	1,035	1,103	89	23,098	11,711	11 △ 3,387	87	339	410	7.1		929	868	. 31	1961	808	153	4,813	4,693 🛆 120	0;	31,175	27,623	3,553
事業経費	422	406	D 16	20,835	35 16,960	60 △ 3,875	(注2)	12	12	0		80	7 8	0 \(\nabla	803	751	153 (注4)				22,180	18,136	4,044 (注2
一般管理費	ı	I	I	•	· 	' 		I	I	I		1	1	I			1	3,568	3,227 🛆 341	=	3,568	3,227	341
人件費	613	269	84 (注	(注1) 2,264	64 2,751		488 (注1)	328	398	71 (3)	(1世)	921	∇ 068	. 31	58	3 58	1	1,245	1,466 221	(計) [計]	5,427	6,260	833 (注1)
減価償却費	l	I	I	•	<u> </u>	' 		I	I	I		Ι	1	I	I		ı	ı	I	ı	I	I	Ι
財務費用		Ι	Ι		· 	<u>'</u>		Ι	Ι	I		Ι	-						-		Ι	Ι	Ι
臨時損失	I	Π	Ι					Ι	Ι	Ι		Τ	1								Π		<u> </u>
収益の部	1,035	1,080	45	23,098	98 22,630	◁	468	339	341	2		929	957	28	961	811 △	150	4,813	5,143 330	08	31,175	30,961	2 214
前年度繰越金	ı	I	I			<u>'</u>		I	I	I		Ι	-	I			1		3,106 3,106	(注2)	I	3,106	3,106 (注5)
運営費交付金	1,035	1,080	45	11,133	33 11,133	33 -		339	341	2		748	748	I				4,682	1,890	91 (注6)	17,936	15,191	2,745 (注6)
受託収入					· 	<u>'</u>		Ι	Ι	I		Ι			961	811	150 (注4)		-		961	811	150 (注4)
補助金等収入		I	Ι	-	· 	<u>'</u>		Ι	ı	I		Τ	-	-	ı			87	62 \ \ \ 2	25 (注7)	87	62	△ 25 (注7)
事業収入	l	I	ı	11,966	66 11,497	◁	468	0	0	0 \(182	209	28 (注3)				I	1		12,147	11,707	2 441
事業外収入		I	-	-	· 	<u>'</u> 		I	Ι	-		-		-	ı			44	85 4	41 (注8)	44	85	41 (注8)
純利益		△ 23	△ 23		2,9	,919 2,919	19	I	69 🗸	69 ▽		Τ	29	29		- 3	3		450 45	450	ı	3,339	3,339
目的積立金取崩額	I	I				<u>'</u>	-	I	Ι	I								ı			I	I	
総利益	Ι	△ 23	₽ 53		2,919	19 2,919	19	Τ	69 🗸	69 ▽			29	29		- 3	3		450 45	450	Ι	3,339	3,339

(注1) 人件費の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注2) 事業経費の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注3) 事業収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注4) 事業経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の支出及び収入が減少したことによる。 (注5) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分2, 745百万円、前中期目標期間繰越積立金10百万円及び政府出資金351百万円である。

(注6)運営費交付金の予計画額と実績額の差は、運営費交付金の繰越分2, 745百万円との差額である。

(注7) 補助金等収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注8) 事業外収入の計画額と実績額の差は、雑益が増加したことによる。

令和3事業年度 収支計画

(単位:百万円)

国選弁護人確保業務等勘定

Ì																					
	ઇ	H	国選弁護等関連業務	関連業別	Ķπ	犯事	犯罪被害者对	者支援業務	L/		司法過疎対策業務	策業務			州				包		
	K A	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考
費用の部	部	13,967	13,862	△ 105		168	163	△ 5		835	895	09		1,588	1,234	△ 355		16,558	16,154	7 404	
松	経常費用	13,967	13,862	△ 105		168	163			835	895	09		1,588	1,234	Δ 355		16,558	16,154	7 404	
 -	事業経費	12,939	12,597	△ 342		157	150	7 \		33	35	က			I	I		13,129	12,782	△ 346	
	-般管理費	I				I	I	I				I		1,014	559	△ 455	(注2)	1,014	559	△ 455	(注2)
~	人件費	1,029	1,266	237	(1世1)	10	13	2	(川川)	802	860	58		574	675	100	(1世)	2,416	2,813	398	(出)
!!!	減価償却費	I				l	I			I	I	I						I	I	I	
監	財務費用			l		ı	I	I				I			l	I			I	I	
臨時	臨時損失																				
収益の部	部	13,967	13,704	△ 263		168	161	9 🗸		835	828	Δ 7		1,588	1,495	△ 94		16,558	16,188	∆ 370	
BIX	受託収入	13,967	13,704	△ 263		168	161	9 🗸		835	828	Δ 7		1,588	1,483	△ 106		16,558	16,176	△ 382	
#	事業外収入														12	12	(注3)		12	12	(注3)
純利益			△ 158	△ 158			Δ 2	Δ 2			79 ∇	∨ 67			261	261			34	34	
目的積五	目的積立金取崩額						I														
総利益			△ 158	△ 158			Δ 2	Δ 2			79 ∇	∨ 67			261	261			34	34	

(注1) 人件費の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

⁽注2) 一般管理費の計画額と実績額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたこと等による。

⁽注3) 事業外収入の計画額と実績額の差は、共通勘定の収益を配賦したことによる。

令和3事業年度 資金計画

(単位:百万円)

法人単位

Ç		情報提供業務	業務	出	民事法律扶助業務		国選弁	選弁護等関連業務	Mr.	犯罪被	犯罪被害者支援業務	援業務	刊品	司法過疎対策業務	業務		受託業務	警			并通			仁	
K	計画額	実績額	差額 備考	計画額	実績額 差額	備考計	画	実績額 差額	備考言	計画額	実績額	差額 備考 [計画額	実績額	差額 備考	号 計画額	実績額	差額 (備考計	画額	実績額 差	差額 備考	計画額	実績額	差額 備考
資金支出	1,035	1,103	89	23,098	19,711 △ 3,387	-	13,967 13	13,862 △ 105		207	573	99	1,764	1,793	59	961	808	△ 153	9	6,401 5	5,926	△ 475	47,733	43,777	△ 3,957
経常費用	1,035	1,103	89	23,098	19,711 △ 3,387	-	13,967 13	13,862 △ 105		207	573	99	1,764	1,793	59	961	808	△ 153	9	6,401 5	5,926 △	475	47,733	43,777	△ 3,957
業務活動による支出	1,035	1,103	89	23,098	19,711 △ 3,387 (注1)		13,967 13	13,862 🛆 105		202	573	(注1)	1,764	1,793	29	961	808	D 153	(定型)	6,401 5,	926	475	47,733	43,777	△ 3,957
投資活動による支出	I	I	I	ı	I		I	1		I	I	I	I	I	I	I	I	I		I	I	I	ı	l	I
財務活動による支出		I	I	ı	-		I			I	I	1	I	I	Ι	ı		1			-	-	ı		I
次期中期目標の期間への繰越金	I	Ι	I	ı	I		I	1		I	Ι	I	I	Ι	Ι	ı	I	I		I	I	I	ı		I
資金収入	1,035	1,080	45	23,098	22,630 △ 468		13,967 13	13,704 △ 263		207	505	∇ 5	1,764	1,785	21	961	811	△ 150	9	6,401 6	6,638	236	47,733	47,149	△ 584
前年度繰越金		I	I	ı			Ι	_		I	Ι		Ι	Ι	1	-				3	3,096 3,0	3,096 (注4)	-	960'8	3,096 (注4)
業務活動による収入	1,035	1,080	45	23,098	23,098 22,630 \triangle 468		13,967	13,704 🛆 263		202	502	∇ 5	1,764	1,785	21	961	811	△ 150	9	6,401 3,	3,531 △ 2,870	.870	47,733	44,043 △ 3,691	∆ 3,691
運営費交付金による収入	1,035	1,080	45	11,133	11,133 —		ı			339	341	2	748	748		-			4	1,682	1,890 △ 2,791	(注5)	17,936	15,191	△ 2,745 (注5)
受託収入	I	I	I	ı	I	-	13,967 13	13,704 △ 263		168	191	9 \(\nabla \)	835	828	7 4	961	811	D 150 ○	(注3)	1,588	1,483	106	17,519	16,987	△ 532
その他の収入		I	I	11,966	11,497 🛆 468		Ι			0	0	0 \(\nabla \)	182	509	28 (注2)	(2				131	159	27 (注6)	12,279	11,865	△ 413
投資活動による収入		ı	I	l	I		ı			I	ı		I	I	T			1		-	-	-			ı
財務活動による収入		I	I	ı	-		I			I	I	1	I	I	Ι	ı		1			-	-	ı		I
前期中期目標の期間よりの繰越金	I	I	Ι	Ι	1						-		Ι		Τ	-	ı	I		1	10	10		10	10

(注1) 業務活動による支出の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注2) その他の収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注3) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の支出及び収入が減少したことによる。

(注4) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分2,745百万円及び政府出資金351百万円である。

(注5) 運営費交付金による収入の計画額と実績額の差は、運営費交付金の繰越分2,745百万円との差額である。

(注6) その他の収入の計画額と実績額の差は、雑益が増加したことによる。

令和3事業年度 資金計画

令和3事

一般勘定																									**	(単位:百万円)	Э Н)
77 12		情報提供業務	業務		民	民事法律扶助業務	:助業務		犯罪	犯罪被害者支援業務	援業務		司法	司法過疎対策業務	(業務			受託業務			#	并			和		
2	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	美額	備考	計画額	実績額	差額(備考計	画額	実績額	差額(備考計	画額	実績額 差額	頂備考	計画	額実績額	預 差額	[備考	計画額	実績額	差額	備考
資金支出	1,035	1,103	89		23,098	19,711 \alpha 3,387	△ 3,387		339	410	71		929	7 868	∆ 31		961	808	153	4,813	4	693 🛆 120	0:	31,175	27,623	△ 3,553	
経常費用	1,035	1,103	89		23,098	19,711 △ 3,387	△ 3,387		339	410	11		929	7 868	∆ 31		961	808 🛆 1	153	4,813	4	693 🛆 120	0.	31,175	27,623	△ 3,553	
業務活動による支出	1,035	1,103	89		23,098	19,711	△ 3,387	(1世)	339	410	71 ((計1)	929	7 868	D 31		961	808 🛆 1	153 (注3)	4,813	4	693 🛆 120	0.	31,175	27,623	△ 3,553	(洋1)
投資活動による支出	I	I	I		I	I	I		Ι	I	I		I	I	I		I	I	ı	'	<u>'</u>			I	I	I	
財務活動による支出	_	I	I		Ι				Ι	Ι	I			Ι			-	I	1	'		<u>'</u>		_	-	I	
次期中期目標の期間への繰越金		I	Ι		I	I			Ι	I	-			Ι	Ι			I		'	<u>'</u>		1	Ι	I	I	
資金収入	1,035	1,080	45		23,098	22,630	∀ 468		339	341	2		929	957	28		961	811 🛆 1	150	4,813	13 5,143	330	0	31,175	30,961	△ 214	
前年度繰越金		ı			Ι	_	—		ı		I				Ι			-	-	'	3,096	3,096	(注4)	-	3,096	3,096	(注4)
業務活動による収入	1,035	1,080	45		23,098	22,630	△ 468		339	341	2		929	957	28		961	811 🛆 1	150	4,813	13 2,037	37 △ 2,776	9,	31,175	27,855	△ 3,320	
運営費交付金による収入	1,035	1,080	45		11,133	11,133			339	341	2		748	748	-		-			4,682	1,890	197 △ 2,791	1 (注5)	17,936	15,191	△ 2,745	(注5)
受託収入	_	ı	I						I	-	I		-	-	I		961	811 🛆 1	(注3)	,	<u>'</u>		1	961	811	△ 150	(注3)
その他の収入		ı			11,966	11,497	△ 468		0	0	0 \(\nabla \)		182	209	28 (3	(注2)		-	-	13	31 14	147 1	(注6)	12,279	11,853	△ 425	
投資活動による収入		I	I		-	I	_		I	I	I				I			I	1	'			-	I	ı	I	
財務活動による収入	_	I	I						I	I	Ι				I				_	'					I		
前期中期目標の期間よりの繰越金	_	I	I		-		—		Ι	Ι	I		I	I	I		-	Ι	1	'	_	10 1	10	-	10	10	
				1																				•		l	١

(注1) 業務活動による支出の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注2) その他の収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて予算配分を見直したことによる。

(注3) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の支出及び収入が減少したことによる。

(注4) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分2,745百万円及び政府出資金351百万円である。

(注5) 運営費交付金による収入の計画額と実績額の差は、運営費交付金の繰越分2,745百万円との差額である。

(注6) その他の収入の計画額と実績額の差は、雑益が増加したことによる。

令和3事業年度 資金計画

(単位:百万円)

国選弁護人確保業務等勘定

l																				Ī
	\(\frac{1}{2}\)	囲	巽弁護等	国選弁護等関連業務	L1=	犯罪	犯罪被害者支援業務	5 接業務		司法過疎対策業務	讨策業系	XF		井				中		
		計画額	実績額	差額	備考言	計画額	実績額	差額 備考	5 計画額	頁 実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考
資	資金支出	13,967	13,862	∆ 105		168	163	□ 2	835	5 895	09		1,588	1,234	△ 355		16,558	16,154	7 404	
	経常費用	13,967		13,862 \triangle 105		168	163	□ 2	835	5 895	09		1,588	1,234	Δ 355		16,558	16,154	7 404	
	業務活動による支出	13,967		13,862 \triangle 105		168	163	□ 2	835	5 895	09		1,588	1,234	△ 355	(江江)	16,558	16,154	7 404	
	投資活動による支出	I	-	I		1	Ι	I	I				-		I		I	1		
	財務活動による支出	I	Ī	I		I	I	I	1		-		ı		I		I	I	I	
	次期中期目標の期間への繰越金	I		I			Ι	I	1						I		I		I	
資	資金収入	13,967		13,704 \alpha 263		168	161	9 \(\nabla \)	835	5 828	7 \ \	4	1,588	1,495	△ 94		16,558	16,188	078 △	
	業務活動による収入	13,967		13,704 \(\triangle 263 \)		168	161	9 \(\tau \)	835	5 828	◁	7	1,588	1,495	△ 94		16,558	16,188	∆ 370	
	受託収入	13,967		13,704 \alpha 263		168	161	9 \(\tau \)	835	5 828	◁	7	1,588	1,483	∆ 106		16,558	16,176	△ 382	
	その他の収入	I		I			Ι	I	I		-		l	12	12	(注2)	I	12	12 (3	(注2)
	投資活動による収入	I					1	I	ı						I		I			
	財務活動による収入	I		I			Ι	I	'				l		I		I	I	I	
	前期中期目標の期間よりの繰越金							I	1		ı				I		I	I	I	

(注1) 業務活動による支出の計画額と実績額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたこと等による。

⁽注2) その他の収入の計画額と実績額の差は、共通勘定の収益を配賦したことによる。

令和3年度日本司法支援センター契約状況表

(令和4年3月31日現在)

		件	数	金	Į
		件	%	円	%
競争性のあ	5る契約	53	30.1%	871,960,569	33.0%
	うち一般競争入札	50	28.4%	759,595,569	28.8%
	うち総合評価方式	1	0.6%	21,835,000	0.8%
	うち企画競争	2	1.1%	90,530,000	3.4%
競争性のな	い随意契約	123	69.9%	1,767,331,025	67.0%
	事務所・宿舎の賃貸借契約	83	47.2%	229,672,523	8.7%
	会計監査人契約	1	0.6%	17,380,000	0.7%
	官報公告契約	1	0.6%	2,542,320	0.1%
	他との互換性がない契約	35	19.9%	1,511,660,222	57.3%
	その他の契約	3	1.7%	6,075,960	0.2%
	숌 計	176	100%	2,639,291,594	100%

※随意契約	の主な内訳		随契に占め る割合(%)		随契に占め る割合(%)
事務所•宿	事務所・宿舎の賃貸借契約 83件			229,672,523円	13.0%
システム関	システム関係契約 23件		18.7%	1,424,495,562円	80.6%
合	計	106件	86.2%	1,654,168,085円	93.6%

(参考) 令和2年度

		件	数	金額	Į
		件	%	円	%
競争性のあ	競争性のある契約		21.5%	646,980,709	42.0%
	うち一般競争入札	30	19.0%	385,963,406	25.1%
	うち総合評価方式	0	0.0%	0	0.0%
	うち企画競争	4	2.5%	261,017,303	17.0%
競争性のな	競争性のない随意契約		78.5%	892,700,460	58.0%
	事務所・宿舎の賃貸借契約	99	62.7%	249,706,734	16.2%
	会計監査人契約	1	0.6%	17,380,000	1.1%
	官報公告契約	1	0.6%	2,860,110	0.2%
	他との互換性がない契約	20	12.7%	407,596,597	26.5%
	その他の契約	3	1.9%	215,157,019	14.0%
	숨 計	158	100%	1,539,681,169	100%

※小数点第四位で四捨五入している関係から、一部整合しない場合がある。

一般競争による契約一覧表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	日本司法支援センター本部自動車運行管 理業務請負契約	R3.4.12	4,752,220	入札	7,283,100	65.24%	東京都中央区日本橋富沢町5-4 株式会社トーケイ	
2	戸籍附票又は住民票の写しの取得代行業務一式	R3.4.28	1,750,000	入札	3,773,000	46.38%	東京都品川区南大井6-3-7 株式会社審調社	単価契約
3	令和3年度情報提供業務の応対品質向上 のための調査委託業務一式	R3.5.12	1,960,900	入札	2,610,300	75.12%	東京都中央区睛海1-8-11 株式会社ベルシステム24	
4	令和2年度版「法テラス白書」印刷・製本・電 子データ作成・発送業務一式	R3.6.21	1,156,320	入札	1,921,700	60.17%	福井県敦賀市衣掛町413 若越印刷株式会社	
5	日本司法支援センター全国法律事務所用 PC端末等の更改一式	R3.7.7	74,114,865	入札	127,196,300	58.26%	東京都品川区北品川1-19-5 アルファコンピュータ株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1 株式会社JECC	
6	日本司法支援センター広報誌印刷・発送業務一式	R3.7.7	3,804,900	入札	4,514,400	84.28%	島根県出雲市平田町993 株式会社報光社	
7	法律事務所業務の用に供するオンラインス トレージに係る調達一式	R3.7.26	7,218,802	入札	9,423,700	76.60%	東京都千代田区大手町2-6-2 株式会社パソナテック	
8	モバイルPC 端末及びソフトウェアライセンス の購入並びに設定一式	R3.7.30	3,552,296	入札	5,544,000	64.07%	東京都港区芝浦3-4-1 リコージャパン株式会社	
9	日本司法支援センターメンテナンス付 き自動車リース契約	R3.7.19	2,178,000	入札	2,707,100	80.45%	東京都千代田区外神田4-14-1 日本カーソリューションズ株式会社	
10	デジタルフルカラー複合機116台プリンタ33 台保守付リース契約一式	R3.8.3	237,814,500	入札	254,892,000	93.30%	東京都港区芝浦3-4-1 リコージャパン株式会社 東京都千代田区紀尾井町4-1 リコーリース株式会社	一部単価契約
11	日本司法支援センター令和3年度情報システム監査業務に係る調達一式	R3.8.25	1,727,000	入札	3,979,800	43.39%	神戸市中央区三宮町1-4-9 株式会社ブレインワークス	
12	日本司法支援センター法人文書システムー 式	R3.9.1	32,866,746	入札	33,042,710	99.46%	東京都港区芝浦3-4-1 リコージャパン株式会社	
13	熊本県内及び近隣の県における自動車運 行管理業務一式	R3.9.8	1,755,600	入札	2,449,265	71.67%	東京都調布市調布ヶ丘3-6-3 大新東株式会社	
14	日本司法支援センター福島地方事務所ふたば出張所移転(C工事含む)及び什器・ 備品の調達一式	R3.9.15	4,015,000	入札	4,062,806	98.82%	東京都港区虎/門1-1-24 株式会社オカモトヤ	
15	令和3年度認知状況等調査業務	R3.9.30	1,650,000	入札	2,346,300	70.32%	東京都新宿区西新宿3-20-2 株式会社クロス・マーケティング	
16	弁護士賠償責任保険契約一式	R3.10.15	1,356,470	入札	1,422,893	95.33%	東京都新宿区西新宿1-26-1 損害保険ジャパン株式会社	単価契約
17	民事法律扶助業務に係る法律相談援助の Web予約受付システム及び運用等業務一 式	R3.10.27	7,671,400	入札	10,309,963	74.40%	東京都港区東新橋2-12-1 株式会社インサイト	
18	日本司法支援センター長崎地方事務所雲 仙地域事務所事務所移転工事一式	R3.12.7	10,758,000	入札	12,579,699	85.51%	長崎県長崎市田中町587-1 株式会社イシマル	
19	日本司法支援センターリーフレット等作成・ 印刷・発送業務一式	R3.12.7	2,659,855	入札	3,272,500	81.28%	熊本県宇城市松橋町豊崎1959 敷島印刷株式会社	
20	AI-OCR及びRPAシステム導入検討に係る 検証環境構築及び検証支援業務一式	R3.12.15	4,383,390	入札	6,802,983	64.43%	東京都港区芝浦3-4-1 リコージャパン株式会社	
21	法制度情報「よくある質問と答え(FAQ)」に 係る翻訳業務一式	R3.12.22	4,504,500	入札	7,761,600	58.03%	東京都渋谷区恵比寿3-1-3 株式会社イデア・インスティテュート	
22	民事法律扶助業務に関する各種書類の翻訳業務一式	R3.12.22	2,037,750	入札	5,955,950	34.21%	東京都品川区東五反田1-6-3 株式会社Swimmy	
23	日本司法支援センター本部用自動車メンテ ナンス付リース契約一式	R3.12.23	4,023,360	入札	4,319,890	93.13%	東京都港区西新橋1-3-1 三菱HCキャピタルオートリース株式会社	

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
24	日本司法支援センターコールセンター事務 用椅子更新一式	R4.1.7	11,473,660	入札	11,978,846	95.78%	東京都港区虎ノ門1-1-24 株式会社オカモトヤ	
25	日本司法支援センター本部情報提供課に おけるヘッドセット及び変換ケーブル購入 一式	R4.1.12	2,420,000	入札	2,979,508	81.22%	東京都港区東新橋1-5-2 富士通Japan株式会社	
26	「民事法律扶助業務の解説」印刷・発送業務一式	R4.1.17	2,142,526	入札	2,415,688	88.69%	東京都新宿区東榎町10-3 音羽印刷株式会社	
27	日本司法支援センター本部情報提供課に おける簡易筆談器及び卓上型対話支援シ ステム購入一式	R4.1.18	11,664,180	入札	12,974,138	89.90%	愛媛県松山市久万ノ台1195 四国医療サービス株式会社	
28	日本司法支援センターYouTube広告業務 一式	R4.1.19	2,200,000	入札	2,618,000	84.03%	東京都中央区銀座7-13-20 株式会社日本経済社	
29	日本司法支援センター防災用品購入一式	R4.1.19	6,740,000	入札	7,216,000	93.40%	東京都港区虎ノ門1-1-24 株式会社オカモトヤ	金額は 税抜価格
30	社会福祉推進事業に係るアンケート調査業 務一式	R4.1.20	1,793,000	入札	2,069,830	86.63%	東京都荒川区西日暮里2-40-10 株式会社サーベイリサーチセンター	
31	令和4年度日本司法支援センター職員採 用試験における採用事務業務一式	R4.1.28	4,807,000	入札	5,255,415	91.46%	東京都港区六本木6-10-1 テクノブレーン株式会社	
32	シュレッダー33台購入一式	R4.1.28	16,387,800	入札	18,733,154	87.48%	東京都港区虎/門1-1-24 株式会社オカモトヤ	
33	日本司法支援センター個室ワークブース設置工事 一式	R4.2.14	27,280,000	入札	31,904,400	85.50%	東京都港区虎/門1-1-24 株式会社オカモトヤ	
34	日本司法支援センター岩手地方事務所官 古地域事務所移転に伴う間仕切・設備エ 事、什器の調達 一式	R4.2.14	14,300,000	入札	19,420,500	73.63%	東京都港区虎/門1-1-24 株式会社オカモトヤ	
35	令和4年度多言語情報提供サービス業務 委託一式	R4.2.22	10,124,400	入札	17,922,168	56.49%	東京都渋谷区代々木4-30-3 ランゲージワン株式会社	
36	日本司法支援センター本部事務用什器の購入等一式	R4.2.25	24,530,000	入札	30,887,444	79.41%	東京都港区虎ノ門1-1-24 株式会社オカモトヤ	
37	日本司法支援センター法律事務所用コピーボード等購入一式	R4.2.25	30,519,390	入札	34,169,696	89.31%	東京都港区虎ノ門1-1-24 株式会社オカモトヤ	
38	令和4年度社会保険労務士との業務委託 一式	R4.2.25	3,168,000	入札	4,221,536	75.04%	東京都足立区千住1-26-1 社会保険労務士法人 同友	
39	法テラス法律事務所グループウェアライセン スの購入一式	R4.3.2	2,605,680	入札	2,977,920	87.50%	東京都港区芝浦3-4-1 リコージャパン株式会社	
40	戸籍附票又は住民票の写しの取得代行業務委託一式	R4.3.8	2,348,500	入札	2,356,200	99.67%	東京都品川区南大井6-3-7 株式会社審調社	単価契約
41	日本司法支援センター東京地方事務所書棚増移設等一式	R4.3.10	11,440,000	入札	14,342,183	79.76%	東京都港区虎ノ門1-1-24 株式会社オカモトヤ	
42	令和4年度産業医業務等委託 一式	R4.3.10	2,865,500	入札	3,429,113	83.56%	東京都品川区大崎2-1-1 株式会社エムステージ	一部単価契約
43	第四世代インフラ共通基盤等更改に伴う工 程管理及び技術支援業務一式	R4.3.10	57,147,970	入札	63,386,400	90.15%	東京都港区愛宕2-5-1 三井情報株式会社	
44	日本司法支援センター東京地方事務所事務用椅子更新一式	R4.3.14	2,911,480	入札	3,256,770	89.39%	東京都港区虎/門1-1-24 株式会社オカモトヤ	
45	日本司法支援センター民事法律扶助立替金集金代行等業務一式	R4.3.16	77,694,045	入札	78,435,669	99.05%	岐阜県岐阜市日置江1-58 株式会社電算システム	一部単価契約
46	令和4年度リサイクルPPC用紙(単価契約)	R4.3.16	3,405,930	入札	3,610,361	94.33%	東京都港区赤坂1-11-30 日商岩井紙パルプ株式会社	単価契約
47	日本司法支援センター和歌山地方事務所事務業務に関する人材派遣 一式	R4.3.22	1,714,928	入札	1,725,075	99.41%	大阪市中央区道修町4-1-1 株式会社パソナ関西営業本部	単価契約
48	日本司法支援センター岐阜地方事務所中 津川地域事務所事務業務に関する人材派 遺 一式	R4.3.22	2,999,106	入札	3,127,410	95.89%	長野県松本市宮田18-21 株式会社エイムス	単価契約

別紙4 第2表の1

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
49	令和4年度福島地方事務所自動車運行管 理業務一式	R4.3.29	3,689,400	入札	3,696,000		福島県郡山市虎丸町2-11 株式会社セノン福島支社	
50	令和4年度岩手地方事務所自動車運行管 理業務一式	R4.3.29	3,511,200	入札	3,529,812	99.47%	東京都調布市調布ケ丘3-6-3 大新東株式会社	
	合 計		759,595,569					

総合評価による契約一覧表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	令和3年度日本司法支援センター動画コン テンツ等作成業務一式	R3.10.27	21,835,000	入札(総合評 価落札方式)	26,456,819	82.53%	京都府向日市森本町戌亥5-3 佐川印刷株式会社	
	合 計		21,835,000					

企画競争による契約一覧表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	令和4年度日本司法支援センターインターネット広告出稿業務一式	R4.2.28	87,450,000	随意 (企画競争)	87,450,000	100.00%	東京都中央区銀座7-13-20 株式会社日本経済社	
2	令和4年度日本司法支援センター広報誌 「ほうてらす」制作業務一式	R4.3.28	3,080,000	随意 (企画競争)	3,080,000		福岡市中央区天神2-14-8 株式会社第一エージェンシー	
	合 計		90,530,000					

随意契約一覧表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名
1	業務統合管理システム再構築遅延原因分析に係る外部業務委託契約	R3.4.12	1,485,000	随意	1,485,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-52-5 シティライツ法律事務所
2	日本司法支援センター東松島臨時出張所 設置業務及び建物賃貸借(変更契約)	R3.5.24	1,452,000	随意	1,452,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都千代田区飯田橋2-18-2 大和リース株式会社東京本店
3	本部借上宿舎賃貸借契約	R3.5.25	2,083,800	随意	2,083,800	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都東大和市高木3-293 有限会社增栄商事
4	Web会議用端末保守及びソフトウェアライセンス等更新一式	R3.6.9	2,574,528	随意	2,574,528	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都千代田区飯田橋2-18-4 株式会社大塚商会
5	ふたば出張所定期建物賃貸借契約	R3.6.9	8,529,437	随意	8,529,437	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	仙台市青葉区木町通1-4-7 清水建設株式会社東北支店
6	拠点事務所用IP電話システム更改等に係る 業務委託契約一式(変更契約)	R3.6.21	6,181,864	随意	6,181,864	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通lapan株式会社 東京都千代田区神田練塀町3 東京センチュリー株式会社
7	情報提供システムのクラウド対応・機能強化業務一式	R3.6.30	17,816,700	随意	17,816,700	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区新橋1-5-2 富士通Japan株式会社
8	業務統合管理システム再構築遅延原因分析に係る外部業務委託契約	R3.7.1	1,485,000	随意	1,485,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-52-5 シティライツ法律事務所
9	福島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.7.13	1,553,460	随意	1,553,460	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都新宿区西新宿6-11-3Dタワー西新 宿8階 大和リビングマネジメント株式会社
10	業務統合管理システム等の機能追加支援 業務	R3.8.18	30,138,075	随意	30,138,075	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社
11	全国拠点ルータの更改に係る導入役務、機器賃貸借及び保守業務委託契約一式(変 更契約)	R3.8.25	1,090,056	随意	1,090,056	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社 東京都港区虎ノ門1-2-6 みずは東芝リース株式会社
12	広野みらいオフィス2階(E区画)入居に伴う 対応工事	R3.8.25	9,350,000	随意	9,350,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	仙台市青葉区木町通1-4-7 清水建設株式会社東北支店
13	東京ガールズコレクションへの協賛に伴う業務一式	R3.8.27	18,150,000	随意	18,150,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都渋谷区神宮前5-28-5 株式会社 W TOKYO
14	日本司法支援センター福島地方事務所ふ たば出張所非常通報システムの設置及び 警備業務委託一式	R3.9.2	1,168,200	随意	1,168,200	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区元赤坂1-6-6 綜合警備保障株式会社
15	本部借上宿舎賃貸借契約	R3.9.10	1,197,000	随意	1,197,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住 宅本部
16	福岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.9.10	1,659,900	随意	1,659,900	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	福岡市中央区大名1-7-3 株式会社モダンプロジェ
17	令和3事業年度日本司法支援センター会計 監査業務契約	R3.9.14	17,380,000	随意	20【4事業年度分)	法務大臣が選任するため(総合法律支援法第48条において準用する独立行	規程第18条第1 項第1号	東京都新宿区津久戸町1-2 有限責任 あずさ監査法人
18	京都地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.9.16	1,823,400	随意	1,823,400	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
19	令和2事業年度財務賭表官報公告	R3.9.21	2,542,320	随意	2,542,320	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都千代田区神田錦町1-2 東京官書普及株式会社
20	データ保全センター賃借等契約一式(延 長)	R3.9.21	2,600,400	随意	2,600,400	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通Japan株式会社
21	業務統合管理システム再構築遅延原因分析に係る外部業務委託契約	R3.10.1	1,485,000	随意	1,485,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-52-5 シティライツ法律事務所
22	業務統合管理システム機能追加改修業務 一式	R3.10.7	110,112,222	随意	110,112,222	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社
23	人事・給与・勤怠管理システムにおけるユー ザー作業支援に関する業務委託	R3.10.13	10,395,000	随意	10,395,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区赤坂1-12-32 株式会社Works Human Intelligence
24	インフラ共通基盤等更改に伴う業務統合管 理システムソフトウェア改修事前調査業務一 式	R3.10.20	165,904,480	随意	165,904,480	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクサンリューションズ株式会社

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名
25	ホームページシステム上「メールフォーム・ア ンケートフォーム」の改修業務一式	R3.10.27	5,783,580	随意	5,951,187	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都品川区南大井6-26-3 株式会社日立社会情報サービス
26	Microsoft365 Business standard 110ライセンス更新及び保守業務一式	R3.11.6	3,792,360	随意	3,792,360	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都千代田区飯田橋2-18-4 株式会社大塚商会
27	函館地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.12.6	1,305,000	随意	1,305,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
28	新潟地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.12.7	1,246,600	随意	1,246,600	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	新潟県佐渡市河原田本町103-2 有限会社サン・シティ
29	静岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.12.7	2,082,900	随意	2,082,900	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
30	日本司法支援センター宮古地域事務所仮 移転業務 一式	R3.12.7	1,650,000	随意	1,650,000	緊急の必要により競 争入札によることが できないため。	規程第18条第1 項第2号	東京都港区虎ノ門1-1-24 株式会社オカモトヤ
31	長崎地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.12.8	1,084,000	随意	1,084,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
32	函館地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.12.9	1,528,350	随意	1,528,350	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	北海道檜山郡江差町字椴川町243 株式会社宏栄商事
33	熊本地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.12.20	1,708,704	随意	1,708,704	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都新宿区西新宿6-11-3 大和リビングマネジメント株式会社
34	福岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.12.20	2,029,500	随意	2,029,500	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区新橋1-18-1 日本リート投資法人
35	旭川地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.12.20	1,172,025	随意	1,172,025	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	北海道旭川市宮下通10左1 株式会社湯浅
36	富山地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.12.20	1,365,120	随意	1,365,120	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
37	奈良地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.12.20	1,426,300	随意	1,426,300	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都新宿区西新宿6-11-3 大和リビングマネジメント株式会社
38	島根地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.12.20	1,142,720	随意	1,142,720	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
39	鹿児島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.12.20	1,170,000	随意	1,170,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
40	第四世代シンクライアントシステムにおける OS等変更による情報提供業務システムの 非互換検証作業一式	R3.12.23	11,440,000	随意	11,440,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通Japan株式会社
41	業務統合管理システム再構築遅延原因分析に係る外部業務委託契約	R4.1.1	1,485,000	随意	1,485,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-52-5 シティライツ法律事務所
42	新潟地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.1.6	1,270,600	随意	1,270,600	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	新潟県佐渡市市野沢130 越前工務店株式会社
43	秋田地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.1.7	1,728,600	随意	1,728,600	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
44	釧路地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.1.7	1,692,925	随意	1,692,925	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	北海道釧路市鶴ヶ岱3-7-16 株式会社中野左官店
45	島根地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.1.14	975,000	随意	975,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
46	埼玉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.1.14	1,768,650	随意	1,768,650	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1 株式会社ハウスメイトパートナーズ
47	宮古地域事務所賃貸借契約	R4.1.18	9,538,560	随意	9,538,560	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	岩手県盛岡市中央通2-10-20 株式会社中央住宅産業
48	長野地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.1.20	1,917,900	随意	1,917,900	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	長野県長野市中御所3-5-2 株式会社高橋製作所
49	日本司法支援センター長崎地方事務所雲 仙地域事務所非常通報システムの設置及 び警備業務 一式	R4.1.24	1,289,200	随意	1,289,200	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区元赤坂1-6-6 綜合警備保障株式会社
50	情報提供業務分析システム改修作業一式	R4.1.25	7,580,320	随意	7,580,320	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名
51	岐阜地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.2.2	1,974,100	随意	1,974,100	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	名古屋市中村区平池町4-60-9 大和リビング株式会社東海支店
52	香川地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.2.7	2,257,040	随意	2,257,040	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	香川県丸亀市大手町1-3-11 株式会社和田コーポレーション
53	岩手地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.2.9	1,596,953	随意	1,596,953	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
54	仙台コールセンター事務所賃貸借契約(変 更契約)	R4.2.15	8,408,700	随意	8,408,700	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都中央区八重洲1-4-16 東京建物株式会社
55	高知地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.2.16	1,766,700	随意	1,766,700	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	高知県高知市大原町67 有限会社昭寿産業
56	滋賀地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.2.17	1,437,470	随意	1,437,470	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
57	福岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.2.21	896,700	随意	896,700	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
58	犯罪被害者支援ダイヤルフリーダイヤル回 線のシステム組込作業一式	R4.2.24	3,146,000	随意	3,146,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通Japan株式会社
59	山口地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.2.25	1,249,730	随意	1,249,730	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
60	日本司法支援センターコールセンターレイ アウト変更工事(B工事)一式	R4.3.3	3,520,000	随意	3,520,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都墨田区太平4-1-3 東京不動産管理株式会社
61	本部事務所賃貸借契約(変更契約)	R4.3.4	2,125,848	随意	2,125,848	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都千代田区大手町1-1-1 ジャパンリアルエステイト投資法人
62	日本司法支援センター広島法律事務所防音工事一式	R4.3.4	3,850,000	随意	3,850,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	大阪市北区梅田1-3-1 東宝ビル管理株式会社
63	東京ガールズコレクションへの協賛に伴う業務一式	R4.3.9	17,050,000	随意	17,050,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都渋谷区神宮前5-28-5 株式会社 W TOKYO
64	日本司法支援センター岩手地方事務所宮 古地域事務所非常通報システムの設置及 び警備業務	R4.3.16	1,461,020	随意	1,461,020	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都渋谷区神宮前1-5-1 セコム株式会社
65	第三世代シンクライアントシステムの構築委託契約一式(変更契約)	R4.3.18	110,275,726	随意	110,275,726	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社 東京都港区虎ノ門1-2-6 みずほ東芝リース株式会社
66	第三世代シンクライアントシステムの改修等 業務契約一式(変更契約)	R4.3.18	18,543,140	随意	18,543,140	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社 東京都港区虎ノ門1-2-6 みずほ東芝リース株式会社
67	電気通信サービスの提供料金に関する契 約	R4.3.25	23,847,120	随意	23,847,120	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都千代田区富士見2-10-2 株式会社NTTドコモ東京支店
68	業務統合管理システム等の運用保守(変更 契約)	R4.3.28	2,811,661	随意	2,811,661	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社
69	インフラ共通基盤等更改に伴う業務統合管理システム等改修業務及びソフトウェア製品の調達・保守一式	R4.3.29	859,872,294	随意	859,872,294	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社 東京都港区港南2-15-3 NECキャピタルソリューション株式会社
70	「判例秘書INTERNET」利用契約	R4.3.29	3,821,400	随意	3,821,400	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー
71	「TKCローライブラリー」利用契約	R4.3.29	2,921,160	随意	3,584,935	競争入札によること が不利と認められる ため。	規程第18条第1 項第3号	東京都新宿区揚場町2-1 株式会社TKC
72	Westlaw Japan利用契約	R4.3.29	2,205,720	随意	2,648,448	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区西新橋3-16-11 ウエストロー・ジャパン株式会社
73	D1-Law.com利用契約	R4.3.29	1,504,800	随意	1,504,800	競争入札によること が不利と認められる ため。	規程第18条第1 項第3号	東京都港区南青山2-11-17 第一法規株式会社
74	業務統合管理システム等アプリケーションの 運用保守一式	R4.3.30	48,497,156	随意	48,497,156	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社
75	京都地方事務所·京都法律事務所賃貸借 契約	R4.3.31	83,557,776	随意	83,557,776	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都品川区大崎1-2-2 株式会社第一ビルディング
76	兵庫地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.3	1,588,890	随意	1,588,890	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
76	兵庫地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.3	1,588,890	随意	1,588,890			

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名
77	兵庫地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.7	1,544,430	随意	1,544,430	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	神戸市中央区海岸通6-1-13 株式会社竹内屋
78	大分地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.8	1,659,900	随意	1,659,900	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	大分県大分市府内町2-2-1 府内産業株式会社
79	群馬地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.8	982,000	随意	982,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
80	釧路地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.10	1,432,475	随意	1,432,475	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	北海道釧路市鶴ヶ岱3-7-16 株式会社中野左官店
81	三重地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.10	1,547,400	随意	1,547,400	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
82	埼玉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.10	1,704,855	随意	1,704,855	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
83	福島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.10	1,469,195	随意	1,469,195	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
84	山形地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.10	1,251,840	随意	1,251,840	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	仙台市青葉区一番町4-4-33 株式会社久保田本店
85	静岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.10	1,746,200	随意	1,746,200	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	静岡市葵区東静岡1-1-39 株式会社エクストデザイン
86	群馬地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.10	982,000	随意	982,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
87	愛媛地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.14	1,016,900	随意	1,016,900	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
88	岡山地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.14	1,362,000	随意	1,362,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	岡山市北区奉還町3-4-7 和幸産業株式会社
89	福井地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.14	1,342,600	随意	1,342,600	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
90	宮崎地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.14	894,300	随意	894,300	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都板橋区東山町27-13 有限会社アリタ・スペイスコーポレーション
91	和歌山地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.14	1,161,800	随意	1,161,800	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	和歌山県海南市下津町方1084 株式会社オク
92	新潟地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.15	1,686,000	随意	1,686,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	新潟市中央区上近江4-1-3 日生不動産株式会社
93	宮城地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.15	1,933,480	随意	1,933,480	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	京都市下京区烏丸通仏光寺上ル二帖半敷 町661 塚喜商事株式会社
94	本部借上宿舎賃貸借契約	R4.3.15	2,103,600	随意	2,103,600	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都西東京市下保谷3-19-27 有限会社 髙
95	大阪地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.16	1,862,400	随意	1,862,400	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都中央区日本橋1-4-1 合同会社日本賃貸住宅
96	栃木地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	1,602,000	随意	1,602,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
97	コールセンター借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	1,906,950	随意	1,906,950	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
98	山形地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	1,650,680	随意	1,650,680	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	山形県山形市桜田東4-9-23 日本管理センター株式会社代理株式会社 西王不動産
99	青森地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	1,398,900	随意	1,398,900	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	青森県弘前市大字北瓦ヶ町13-1 株式会社東日本不動産
100	札幌地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	1,621,380	随意	1,621,380	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
101	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	1,373,150	随意	1,373,150	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都調布市国領町7-73-17 有限会社まつや商店
102	宮城地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	1,616,700	随意	1,616,700	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	新潟市中央区上大川前通6番町1178-1 東光商事株式会社

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名
103	本部借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	1,668,300	随意	1,668,300	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
104	福岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	1,250,400	随意	1,250,400	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
105	奈良地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	1,467,250	随意	1,467,250	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区赤坂2-5-1 株式会社リブマックスプロパティマネジメント
106	静岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	1,842,300	随意	1,842,300	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	静岡県下田市武ガ浜6-43 有限会社宝生
107	京都地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	1,417,500	随意	1,417,500	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
108	福岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	1,478,700	随意	1,478,700	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
109	石川地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	947,040	随意	947,040	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	石川県金沢市西念4-24-21 株式会社クラスコ・ホールディングス
110	静岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.18	1,488,400	随意	1,488,400	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都千代田区丸の内3-4-2 日本管理センター株式会社
111	福岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.18	1,872,300	随意	1,872,300	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都千代田区丸の内3-1-1 日光152アントゥール薬院合同会社
112	島根地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.22	1,031,440	随意	1,031,440	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
113	香川地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.23	1,223,300	随意	1,223,300	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
114	鹿児島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.23	1,454,100	随意	1,454,100	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	鹿児島県鹿児島市易居町10-4 有限会社ビリケン
115	本部借上宿舎賃貸借契約	R4.3.23	1,512,000	随意	1,512,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都千代田区大手町2-6-1 ApamanProperty株式会社
116	大分地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.23	1,018,320	随意	1,018,320	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
117	熊本地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.24	1,464,400	随意	1,464,400	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	熊本県熊本市中央区中央街4-22 合同会社新都不動産
118	釧路地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.25	1,222,500	随意	1,222,500	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	北海道釧路市白金町2-3 上見ビル有限会社
119	埼玉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.25	1,520,450	随意	1,520,450	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	埼玉県幸手市北1-13-20 株式会社ミールケアサービス
120	コールセンター借上宿舎賃貸借契約	R4.3.25	1,664,700	随意	1,664,700	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	仙台市青葉区本町1-2-20 株式会社長谷エライブネット仙台支店
121	本部借上宿舎賃貸借契約	R4.3.28	1,973,100	随意	1,973,100	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都練馬区下石神井2-33-29 一般社団法人MTC
122	札幌地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.28	1,736,100	随意	1,736,100	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	札幌市中央区北1条西6-1-2 NTTアーバンバリューサポート株式会社
123	京都地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.28	1,706,430	随意	1,706,430	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区新橋2-6-2 株式会社CNCエンタープライズ
	合 計		1,767,331,025					

随意契約一覧表(事務所及び借上宿舎)

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名
1	本部借上宿舎賃貸借契約	R3.5.25	2,083,800	随意	2,083,800	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都東大和市高木3-293 有限会社增栄商事
2	ふたば出張所定期建物賃貸借契約	R3.6.9	8,529,437	随意	8,529,437	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	仙台市青葉区木町通1-4-7 清水建設株式会社東北支店
3	福島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.7.13	1,553,460	随意	1,553,460	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都新宿区西新宿6-11-3Dタワー西新 宿8階 大和リビングマネジメント株式会社
4	本部借上宿舎賃貸借契約	R3.9.10	1,197,000	随意	1,197,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住 宅本部
5	福岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.9.10	1,659,900	随意	1,659,900	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	福岡市中央区大名1-7-3 株式会社モダンプロジェ
6	京都地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.9.16	1,823,400	随意	1,823,400	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
7	函館地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.12.6	1,305,000	随意	1,305,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
8	新潟地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.12.7	1,246,600	随意	1,246,600	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	新潟県佐渡市河原田本町103-2 有限会社サン・シティ
9	静岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.12.7	2,082,900	随意	2,082,900	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
10	長崎地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.12.8	1,084,000	随意	1,084,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
11	函館地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.12.9	1,528,350	随意	1,528,350	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	北海道檜山郡江差町字椴川町243 株式会社宏栄商事
12	熊本地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.12.20	1,708,704	随意	1,708,704	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都新宿区西新宿6-11-3 大和リビングマネジメント株式会社
13	福岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.12.20	2,029,500	随意	2,029,500	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区新橋1-18-1 日本リート投資法人
14	旭川地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.12.20	1,172,025	随意	1,172,025	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	北海道旭川市宮下通10左1 株式会社湯浅
15	富山地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.12.20	1,365,120	随意	1,365,120	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
16	奈良地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.12.20	1,426,300	随意	1,426,300	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都新宿区西新宿6-11-3 大和リビングマネジメント株式会社
17	島根地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.12.20	1,142,720	随意	1,142,720	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
18	鹿児島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R3.12.20	1,170,000	随意	1,170,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
19	新潟地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.1.6	1,270,600	随意	1,270,600	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	新潟県佐渡市市野沢130 越前工務店株式会社
20	秋田地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.1.7	1,728,600	随意	1,728,600	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
21	釧路地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.1.7	1,692,925	随意	1,692,925	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	北海道釧路市鶴ヶ岱3-7-16 株式会社中野左官店
22	島根地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.1.14	975,000	随意	975,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
23	埼玉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.1.14	1,768,650	随意	1,768,650	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1 株式会社ハウスメイトパートナーズ
24	宮古地域事務所賃貸借契約	R4.1.18	9,538,560	随意	9,538,560	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	岩手県盛岡市中央通2-10-20 株式会社中央住宅産業

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名
25	長野地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.1.20	1,917,900	随意	1,917,900	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	長野県長野市中御所3-5-2 株式会社高橋製作所
26	岐阜地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.2.2	1,974,100	随意	1,974,100	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	名古屋市中村区平池町4-60-9 大和リビング株式会社東海支店
27	香川地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.2.7	2,257,040	随意	2,257,040	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	香川県丸亀市大手町1-3-11 株式会社和田コーポレーション
28	岩手地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.2.9	1,596,953	随意	1,596,953	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
29	仙台コールセンター事務所賃貸借契約(変 更契約)	R4.2.15	8,408,700	随意	8,408,700	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都中央区八重洲1-4-16 東京建物株式会社
30	高知地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.2.16	1,766,700	随意	1,766,700	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	高知県高知市大原町67 有限会社昭寿産業
31	滋賀地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.2.17	1,437,470	随意	1,437,470	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
32	福岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.2.21	896,700	随意	896,700	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
33	山口地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.2.25	1,249,730	随意	1,249,730	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
34	本部事務所賃貸借契約(変更契約)	R4.3.4	2,125,848	随意	2,125,848	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都千代田区大手町1-1-1 ジャパンリアルエステイト投資法人
35	京都地方事務所·京都法律事務所賃貸借契約	R4.3.31	83,557,776	随意	83,557,776	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都品川区大崎1-2-2 株式会社第一ビルディング
36	兵庫地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.3	1,588,890	随意	1,588,890	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
37	兵庫地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.7	1,544,430	随意	1,544,430	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	神戸市中央区海岸通6-1-13 株式会社竹内屋
38	大分地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.8	1,659,900	随意	1,659,900	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	大分県大分市府内町2-2-1 府内産業株式会社
39	群馬地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.8	982,000	随意	982,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
40	釧路地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.10	1,432,475	随意	1,432,475	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	北海道釧路市鶴ヶ岱3-7-16 株式会社中野左官店
41	三重地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.10	1,547,400	随意	1,547,400	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
42	埼玉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.10	1,704,855	随意	1,704,855	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
43	福島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.10	1,469,195	随意	1,469,195	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
44	山形地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.10	1,251,840	随意	1,251,840	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	仙台市青葉区一番町4-4-33 株式会社久保田本店
45	静岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.10	1,746,200	随意	1,746,200	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	静岡市葵区東静岡1-1-39 株式会社エクストデザイン
46	群馬地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.10	982,000	随意	982,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
47	愛媛地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.14	1,016,900	随意	1,016,900	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
48	岡山地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.14	1,362,000	随意	1,362,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	岡山市北区奉還町3-4-7 和幸産業株式会社
49	福井地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.14	1,342,600	随意	1,342,600	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
50	宮崎地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.14	894,300	随意	894,300	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都板橋区東山町27-13 有限会社アリタ・スペイスコーポレーション

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名
51	和歌山地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.14	1,161,800	随意	1,161,800	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	和歌山県海南市下津町方1084 株式会社オク
52	新潟地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.15	1,686,000	随意	1,686,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	新潟市中央区上近江4-1-3 日生不動産株式会社
53	宮城地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.15	1,933,480	随意	1,933,480	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	京都市下京区烏丸通仏光寺上ル二帖半敷 町661 塚喜商事株式会社
54	本部借上宿舎賃貸借契約	R4.3.15	2,103,600	随意	2,103,600	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都西東京市下保谷3-19-27 有限会社 高
55	大阪地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.16	1,862,400	随意	1,862,400	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都中央区日本橋1-4-1 合同会社日本賃貸住宅
56	栃木地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	1,602,000	随意	1,602,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
57	コールセンター借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	1,906,950	随意	1,906,950	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
58	山形地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	1,650,680	随意	1,650,680	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	山形県山形市桜田東4-9-23 日本管理センター株式会社代理株式会社 西王不動産
59	青森地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	1,398,900	随意	1,398,900	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	青森県弘前市大字北瓦ヶ町13-1 株式会社東日本不動産
60	札幌地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	1,621,380	随意	1,621,380	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
61	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	1,373,150	随意	1,373,150	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都鵬布市国領町7-73-17 有限会社まつや商店
62	宮城地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	1,616,700	随意	1,616,700	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	新潟市中央区上大川前通6番町1178-1 東光商事株式会社
63	本部借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	1,668,300	随意	1,668,300	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
64	福岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	1,250,400	随意	1,250,400	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
65	奈良地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	1,467,250	随意	1,467,250	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区赤坂2-5-1 株式会社リブマックスプロバティマネジメント
66	静岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	1,842,300	随意	1,842,300	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	静岡県下田市武ガ浜6-43 有限会社宝生
67	京都地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	1,417,500	随意	1,417,500	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
68	福岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	1,478,700	随意	1,478,700	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
69	石川地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.17	947,040	随意	947,040	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	石川県金沢市西念4-24-21 株式会社クラスコ・ホールディングス
70	静岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.18	1,488,400	随意	1,488,400	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都千代田区丸の内3-4-2 日本管理センター株式会社
71	福岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.18	1,872,300	随意	1,872,300	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都千代田区丸の内3-1-1 日光152アントゥール薬院合同会社
72	島根地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.22	1,031,440	随意	1,031,440	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
73	香川地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.23	1,223,300	随意	1,223,300	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人
74	鹿児島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.23	1,454,100	随意	1,454,100	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	鹿児島県鹿児島市易居町10-4 有限会社ビリケン
75	本部借上宿舎賃貸借契約	R4.3.23	1,512,000	随意	1,512,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都千代田区大手町2-6-1 ApamanProperty株式会社
76	大分地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.23	1,018,320	随意	1,018,320	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	個人

別紙4 第3表(内訳1)

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名
77	熊本地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.24	1,464,400	随意	1,464,400	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	熊本県熊本市中央区中央街4-22 合同会社新都不動産
78	釧路地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.25	1,222,500	随意	1,222,500	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	北海道釧路市白金町2-3 上見ビル有限会社
79	埼玉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.25	1,520,450	随意	1,520,450	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。		埼玉県幸手市北1-13-20 株式会社ミールケアサービス
80	コールセンター借上宿舎賃貸借契約	R4.3.25	1,664,700	随意	1,664,700	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	仙台市青葉区本町1-2-20 株式会社長谷エライブネット仙台支店
81	本部借上宿舎賃貸借契約	R4.3.28	1,973,100	随意	1,973,100	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都練馬区下石神井2-33-29 一般社団法人MTC
82	札幌地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.28	1,736,100	随意	1,736,100	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	札幌市中央区北1条西6-1-2 NTTアーバンバリューサポート株式会社
83	京都地方事務所借上宿舎賃貸借契約	R4.3.28	1,706,430	随意	1,706,430	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区新橋2-6-2 株式会社CNCエンタープライズ
	合 計		229,672,523					

随意契約一覧表 (会計監査)

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名
1	令和3事業年度日本司法支援センター会計 監査業務契約	R3.9.14	17,380,000	随意	75,733,920 (4事業年度分)			東京都新宿区津久戸町1-2 有限責任 あずさ監査法人
	合 計		17,380,000					

随意契約一覧表(官報公告)

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名
1	令和2事業年度財務賭表官報公告	R3.9.21	2,542,320	随意	2,542,320	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都千代田区神田錦町1-2 東京官書普及株式会社
	合 計		2,542,320					

随意契約一覧表(互換性なし)

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名
1	業務統合管理システム再構築遅延原因分 析に係る外部業務委託契約	R3.4.12	1,485,000	随意	1,485,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-52-5 シティライツ法律事務所
2	日本司法支援センター東松島臨時出張所 設置業務及び建物賃貸借(変更契約)	R3.5.24	1,452,000	随意	1,452,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都千代田区飯田橋2-18-2 大和リース株式会社東京本店
3	Web会議用端末保守及びソフトウェアライセ ンス等更新一式	R3.6.9	2,574,528	随意	2,574,528	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都千代田区飯田橋2-18-4 株式会社大塚商会
4	拠点事務所用IP電話システム更改等に係る 業務委託契約一式(変更契約)	R3.6.21	6,181,864	随意	6,181,864	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通lapan株式会社 東京都千代田区神田練塀町3 東京センチュリー株式会社
5	情報提供システムのクラウド対応・機能強化業務一式	R3.6.30	17,816,700	随意	17,816,700	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区新橋1-5-2 富士通Japan株式会社
6	業務統合管理システム再構築遅延原因分析に係る外部業務委託契約	R3.7.1	1,485,000	随意	1,485,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-52-5 シティライツ法律事務所
7	業務統合管理システム等の機能追加支援 業務	R3.8.18	30,138,075	随意	30,138,075	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社
8	全国拠点ルータの更改に係る導入役務、機 器賃貸借及び保守業務委託契約一式(変 更契約)	R3.8.25	1,090,056	随意	1,090,056	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社 東京都港区虎/門1-2-6 みずほ東芝リース株式会社
9	広野みらいオフィス 2 階(E区画)入 居に伴う対応工事	R3.8.25	9,350,000	随意	9,350,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	仙台市青葉区木町通1-4-7 清水建設株式会社東北支店
10	東京ガールズコレクションへの協賛に伴う業 務一式	R3.8.27	18,150,000	随意	18,150,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都渋谷区神宮前5-28-5 株式会社 W TOKYO
11	日本司法支援センター福島地方事務所ふ たば出張所非常通報システムの設置及び 警備業務委託一式	R3.9.2	1,168,200	随意	1,168,200	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区元赤坂1-6-6 綜合警備保障株式会社
12	データ保全センター賃借等契約一式(延 長)	R3.9.21	2,600,400	随意	2,600,400	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通Japan株式会社
13	業務統合管理システム再構築遅延原因分析に係る外部業務委託契約	R3.10.1	1,485,000	随意	1,485,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-52-5 シティライツ法律事務所
14	業務統合管理システム機能追加改修業務一式	R3.10.7	110,112,222	随意	110,112,222	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社
15	人事・給与・勤怠管理システムにおけるユー ザー作業支援に関する業務委託	R3.10.13	10,395,000	随意	10,395,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区赤坂1-12-32 株式会社Works Human Intelligence
16	インフラ共通基盤等更改に伴う業務統合管 理システムソフトウェア改修事前調査業務一 式	R3.10.20	165,904,480	随意	165,904,480	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社
17	ホームページシステム上「メールフォーム・ア ンケートフォーム」の改修業務一式	R3.10.27	5,783,580	随意	5,951,187	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都品川区南大井6-26-3 株式会社日立社会情報サービス
18	Microsoft365 Business standard 110ライセ ンス更新及び保守業務一式	R3.11.6	3,792,360	随意	3,792,360	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都千代田区飯田橋2-18-4 株式会社大塚商会
19	第四世代シンクライアントシステムにおける OS等変更による情報提供業務システムの 非互換検証作業一式	R3.12.23	11,440,000	随意	11,440,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通Japan株式会社
20	業務統合管理システム再構築遅延原因分析に係る外部業務委託契約	R4.1.1	1,485,000	随意	1,485,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-52-5 シティライツ法律事務所
21	日本司法支援センター長崎地方事務所雲 仙地域事務所非常通報システムの設置及 び警備業務 一式	R4.1.24	1,289,200	随意	1,289,200	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区元赤坂1-6-6 綜合警備保障株式会社
22	情報提供業務分析システム改修作業一式	R4.1.25	7,580,320	随意	7,580,320	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社
23	犯罪被害者支援ダイヤルフリーダイヤル回 線のシステム組込作業一式	R4.2.24	3,146,000	随意	3,146,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通Japan株式会社
24	日本司法支援センターコールセンターレイ アウト変更工事(B工事)一式	R4.3.3	3,520,000	随意	3,520,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都墨田区太平4-1-3 東京不動産管理株式会社

別紙4 第3表(内訳4)

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名
25	日本司法支援センター広島法律事務所防音工事一式	R4.3.4	3,850,000	随意	3,850,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	大阪市北区梅田1-3-1 東宝ビル管理株式会社
26	東京ガールズコレクションへの協賛に伴う業 務一式	R4.3.9	17,050,000	随意	17,050,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都渋谷区神宮前5-28-5 株式会社 W TOKYO
27	日本司法支援センター岩手地方事務所宮 古地域事務所非常通報システムの設置及 び警備業務	R4.3.16	1,461,020	随意	1,461,020	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都渋谷区神宮前1-5-1 セコム株式会社
28	第三世代シンクライアントシステムの構築委託契約一式(変更契約)	R4.3.18	110,275,726	随意	110,275,726	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社 東京都港区虎/門1-2-6 みずほ東芝リース株式会社
29	第三世代シンクライアントシステムの改修等 業務契約一式(変更契約)	R4.3.18	18,543,140	随意	18,543,140	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社 東京都港区虎/門1-2-6 みずほ東芝リース株式会社
30	電気通信サービスの提供料金に関する契約	R4.3.25	23,847,120	随意	23,847,120	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都千代田区富士見2-10-2 株式会社NTTドコモ東京支店
31	業務統合管理システム等の運用保守(変更 契約)	R4.3.28	2,811,661	随意	2,811,661	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社
32	インフラ共通基盤等更改に伴う業務統合管理システム等改修業務及びソフトウェア製品の調達・保守一式	R4.3.29	859,872,294	随意	859,872,294	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社 東京都港区港南2-15-3 NECキャピタルソリューション株式会社
33	「判例秘書INTERNET」利用契約	R4.3.29	3,821,400	随意	3,821,400	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー
34	Westlaw Japan利用契約	R4.3.29	2,205,720	随意	2,648,448	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区西新橋3-16-11 ウエストロー・ジャパン株式会社
35	業務統合管理システム等アプリケーションの 運用保守一式	R4.3.30	48,497,156	随意	48,497,156	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社
	合 計		1,511,660,222					

随意契約一覧表 (その他)

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名
	日本司法支援センター宮古地域事務所仮 移転業務 一式	R3.12.7	1,650,000	随意	1,650,000	緊急の必要により競 争入札によることが できないため。	規程第18条第1 項第2号	東京都港区虎ノ門1-1-24 株式会社オカモトヤ
2	「TKCローライブラリー」利用契約	R4.3.29	2,921,160	随意	3,584,935	競争入札によること が不利と認められる ため。		東京都新宿区揚場町2-1 株式会社TKC
3	D1-Law.com利用契約	R4.3.29	1,504,800	随意	1,504,800	競争入札によること が不利と認められる ため。		東京都港区南青山2-11-17 第一法規株式会社
	合 計		6,075,960					

随意契約一覧表 (システム関係)

※内訳4から抽出

								※内訳4から抽出
	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名
1	業務統合管理システム再構築遅延原因分析に係る外部業務委託契約	R3.4.12	1,485,000	随意	1,485,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-52-5 シティライツ法律事務所
2	Web会議用端末保守及びソフトウェアライセンス等更新一式	R3.6.9	2,574,528	随意	2,574,528	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都千代田区飯田橋2-18-4 株式会社大塚商会
3	拠点事務所用IP電話システム更改等に係る 業務委託契約一式(変更契約)	R3.6.21	6,181,864	随意	6,181,864	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通Japan株式会社 東京都千代田区神田練塀町3 東京センチュリー株式会社
4	情報提供システムのクラウド対応・機能強化 業務一式	R3.6.30	17,816,700	随意	17,816,700	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区新橋1-5-2 富士通Japan株式会社
5	業務統合管理システム再構築遅延原因分析に保る外部業務委託契約	R3.7.1	1,485,000	随意	1,485,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-52-5 シティライツ法律事務所
6	業務統合管理システム等の機能追加支援 業務	R3.8.18	30,138,075	随意	30,138,075	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社
7	全国拠点ルータの更改に係る導入役務、機器賃貸借及び保守業務委託契約一式(変更契約)	R3.8.25	1,090,056	随意	1,090,056	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社 東京都港区虎/門1-2-6 みずほ東芝リース株式会社
8	データ保全センター賃借等契約一式(延 長)	R3.9.21	2,600,400	随意	2,600,400	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通Japan株式会社
9	業務統合管理システム再構築遅延原因分析に係る外部業務委託契約	R3.10.1	1,485,000	随意	1,485,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-52-5 シティライツ法律事務所
10	業務統合管理システム機能追加改修業務一式	R3.10.7	110,112,222	随意	110,112,222	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社
11	人事・給与・勤怠管理システムにおけるユー ザー作業支援に関する業務委託	R3.10.13	10,395,000	随意	10,395,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区赤坂1-12-32 株式会社Works Human Intelligence
12	インフラ共通基盤等更改に伴う業務統合管理システムソフトウェア改修事前調査業務一式	R3.10.20	165,904,480	随意	165,904,480	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社
13	ホームページシステム上「メールフォーム・ア ンケートフォーム」の改修業務一式	R3.10.27	5,783,580	随意	5,951,187	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都品川区南大井6-26-3 株式会社日立社会情報サービス
14	Microsoft365 Business standard 110ライセンス更新及び保守業務一式	R3.11.6	3,792,360	随意	3,792,360	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都千代田区飯田橋2-18-4 株式会社大塚商会
15	第四世代シンクライアントシステムにおける OS等変更による情報提供業務システムの 非互換検証作業一式	R3.12.23	11,440,000	随意	11,440,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通Japan株式会社
16	業務統合管理システム再構築遅延原因分析に係る外部業務委託契約	R4.1.1	1,485,000	随意	1,485,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-52-5 シティライツ法律事務所
17	情報提供業務分析システム改修作業一式	R4.1.25	7,580,320	随意	7,580,320	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社
18	犯罪被害者支援ダイヤルフリーダイヤル回 線のシステム組込作業一式	R4.2.24	3,146,000	随意	3,146,000	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通Japan株式会社
19	第三世代シンクライアントシステムの構築委 託契約一式(変更契約)	R4.3.18	110,275,726	随意	110,275,726	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社 東京都港区虎ノ門1-2-6 みずほ東芝リース株式会社
20	第三世代シンクライアントシステムの改修等 業務契約一式(変更契約)	R4.3.18	18,543,140	随意	18,543,140	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区芝浦4-9-25 東京町港区芝浦4-9-25 東京町港区虎ノ門1-2-6 みずほ東芝リース株式会社
21	業務統合管理システム等の運用保守(変更 契約)	R4.3.28	2,811,661	随意	2,811,661	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社
22	インフラ共通基盤等更改に伴う業務統合管 理システム等改修業務及びソフトウェア製品 の調達・保守一式	R4.3.29	859,872,294	随意	859,872,294	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社 東京都港区港南2-15-3 NECキャピタルソリューション株式会社
23	業務統合管理システム等アプリケーションの 運用保守一式	R4.3.30	48,497,156	随意	48,497,156	契約の性質又は目 的が競争に適しない ため。	規程第18条第1 項第1号	
	숌 카		1,424,495,562					
						<u>, </u>	·	

「令和3年度日本司法支援センター契約状況表」附属説明書

1 契約件数及び金額の状況

日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)における全ての契約のうち、いわゆる少額随意契約(注)が可能な金額を超える(額を支払う)契約の件数と金額については、第1表記載のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

- (注) いわゆる少額随意契約が可能な金額については、国の規定上の金額と同じである(契約事務取扱細則(平成18年細則第2号)第23条)。
- (1) 「競争性のある契約」について(第2表の1ないし3)

競争性のある契約は53件で、全体件数に占める割合は30.1%であり、令和2年度の21.5%と比較して、8.6%増加した。一方で、契約金額については、全体金額に占める割合は33.0%と令和2年度の42.0%と比較して、9.0%減少している。

なお、一者応札案件については、令和3年度は19件で、令和2年度の9件と 比較して10件増加している。一者応札の要因は、以下のとおりである。

ア 金額面によるもの (第2表の1 No.2、No.15 及びNo.40) 初度入札の入札状況や現行の契約金額を踏まえ、利益性がない案件であると 判断され応札を見送られたものと考えられる。

イ 入札手続によるもの (第2表の1 No.14 及びNo.34)

他律的な事情により入札公告期間が短期間によらざるを得なかったことから、見積書を徴した者以外のものの入札準備が困難であったものと考えられる。

ウ 事業者側の手続の遺漏によるもの (第2表の1№16)

もともと応札可能な者が限定される業務であったところ、声掛けを行った業者において、入札関係書類の提出期限を失念していたため。

エ 仕様内容や仕様書に定める資格要件によるもの (第2表の1No.30、No.35、No. 48及びNo.50)

履行地域や通訳業務における言語数などの仕様内容、仕様書に定める資格要件などにより、応札可能な者が些少であったものと考えられる。

オ 物品や人員の確保の困難性によるもの(第2表の1No.9、No.24、No.29、No.33、No.36、No.37、No.41、No.44及びNo.45)

原材料の不足や納期の短さによる物品調達の困難性、時期よる履行体制の確保の困難性などにより、一者応札になったものと考えられる。

(2) 「競争性のない随意契約」について(第3表)

競争性のない随意契約は123件で、全体件数に占める割合は69.9%であり、 令和2年度の78.5%と比較して、8.6%減少した。一方で契約金額については、 全体金額に占める割合は67.0%と令和2年度の58.0%と比較して、9.0%増加し ている。

2 随意契約の内容等

(1) 事務所・宿舎の賃貸借契約(第3表(内訳1))

随意契約の件数比率が高い要因の一つとして、①事務所、②職員用の借上宿舎に係る建物の賃貸借契約件数が挙げられ、令和3年度は、83件であり、契約全体 (176件)の47.2%、随意契約全体(123件)の67.5%を占めている。

これらの賃貸借契約は、①については、支援センターが国民に身近な司法の実現を目指しており、これを達成するため、国民が支援センターを利用しやすい場所にある必要があり、かつ業務量に見合う床面積を確保する必要があること等を考慮しなければならないこと、②については、支援センター職員の能率的な業務遂行を確保するため、当該職員が勤務する事務所からの通勤の利便等を考慮しなければならないほか、賃貸借契約に係る費用を低減させるため、契約対象物件を原則として敷金・礼金のない独立行政法人都市再生機構が管理する物件又はこれに準じる条件である物件としていることを考慮しなければならないことから、いずれも賃貸借を行う建物の所在地等が制限され、結果としてその所在地等において賃貸借を行っている者と契約することになるため、「その場所でないと業務の目的が達し得ない等との理由から供給者が特定されるもの」(総務省行政管理局「独立行政法人における随意契約の見直し状況について」で示された基準)として随意契約を行っている。

なお、対象物件によって賃料が異なるが、これらの賃貸借契約を行うに当たり、 ①については、複数物件の中から利用者の利便性、面積、賃料等の条件を総合的 に勘案し、②についても、同様に複数物件の諸条件を総合的に勘案した上で物件 を選定している。

- (2) 会計監査人契約及び官報公告契約(第3表(内訳2及び3)) これらの契約については、契約の相手方が限定されていることから、随意契約 によったものである。
- (3) 他との互換性がない契約

第1表の「競争性のない随意契約」中、「他との互換性がない契約」の全体件数は第3表(内訳4)のとおり35件で全体の19.9%、契約金額にして約15億1,166万円で全体の57.3%となっている。これらの主な案件について、随意契約とした理由は以下のとおりである。

ア 工事請負契約 (第3表 (内訳4) No. 9、No.24 及びNo.25)

工事請負契約のうち、電気設備、消防設備等を設置、移設する場合は、入居するビル管理会社が指定した業者が行うこととされていることから、随意契約によったものである。

イ 東京ガールズコレクションへの協賛に伴う業務(第3表(内訳4) №10 及び No.26) 協賛契約及びこれに付随する業務は、当該イベントの運営を行う者が契約の 相手方として限定されていることから、随意契約によったものである。

ウ 機械警備業務 (第3表 (内訳4) No.11、No.21 及びNo.27)

事務所が入居する貸室の専有部分の警備業務については、施設が既に契約している建物全体の警備業務の契約者と契約するよう管理会社から求められたことから、随意契約によったものである。

- エ 判例検索等データベースの利用契約(第3表(内訳4)No.33及びNo.34) これらのサービスの利用契約は、契約の相手方が限定されていることから、 随意契約によったものである。
- オ システム関係業務委託契約(第3表(内訳6))

現行の情報システムに係る改修業務や運用保守業務については、システム設計を熟知した者が行う必要があり、契約の相手方が構築事業者に限定されるため、リース機器やソフトウェア製品の再リース等の契約については、契約の相手方が原契約事業者に限定されるため、業務統合管理システムに関する助言・支援に関する業務については、当該システムに関する一連の経緯を熟知し、これまでの求償等交渉を行い、調停の申立人代理人を受任している者と契約する必要があることから、それぞれ随意契約によったものである。

(4) その他の契約

第1表の「競争性のない随意契約」中、「その他の契約」の全体件数は第3表 (内訳5)のとおり3件で全体の1.7%、契約金額にして約608万円で全体の0.2%となっている。これらの案件について、随意契約とした理由は以下のとおりである。

- ア 日本司法支援センター宮古地域事務所仮移転業務(第3表(内訳5) No. 1) 事務所賃貸人から明渡期限を約1か月後とする唐突な解約予告がなされ、同者と明渡期日の後ろ倒しなどについて調整を行ったものの調わず、移転方針及び移転日を決定することができたのが移転日の数日前となり、履行日が極めて近接していたことから、競争入札の方法を採った場合、契約の目的を達することができないと判断したため、緊急随意契約によったものである。
- イ 判例検索等データベースの利用契約(第3表(内訳5)No.2及びNo.3) これらのサービス利用契約は、サービス提供者と契約した場合、時価と比して 著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあったため、随意契約 によったものである。
- 3 契約に係る情報(予定価格及び落札率)の公表について

支援センターでは、契約事務取扱細則第 23 条の規定に基づくいわゆる少額随意 契約を除く随意契約については、ホームページにおいて、契約の目的、金額、日付、 相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表してきたところ、平 成 21 年度からは、予定価格及び落札率も公表事項として追加するとともに、競争 入札分についても同様に公表を開始し、平成 22 年度以降はこれらを毎月公表する ことにより、調達の適正化に努めている。

4 契約に関する規程等の整備について

契約に関する規程として、会計規程及び契約事務取扱細則を定めているところ、 これら規程等において、契約手続を行う場合の原則的な取扱いを一般競争入札と し、例外的に指名競争あるいは随意契約によることができるものとしている。

なお、平成 22 年度において、複数年契約の適正な運用が図られるよう、同契約を締結する場合の契約期間に関する規定を設けており、以降、当該規定に基づいた 運用が行われている。

※ 会計規程(平成18年規程第1号)

(期間の定めのない契約及び複数年契約)

- 第 14 条 理事長は、電気、ガス若しくは水の供給を受け、又は電気通信役務の提供を受け る契約に限り、期間の定めのない契約を締結することができる。
- 2 理事長は、次の各号に掲げる契約に限り、契約期間が1年を超える契約を締結すること ができる。この場合において、契約の期間は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 不動産の賃貸借契約 3年以内
- (2) 工具、器具、備品若しくはソフトウェアの賃貸借契約又はこれらの保守契約 7年以内
- (3) その他1年を超える契約期間とすることが合理的と認められる契約 5年以内

5 契約事務に係る執行体制について

契約に関する事務については、前記4のとおり契約手続の原則的な取扱いを一般 競争入札によることとしており、事務担当者が一般競争入札手続に関する決裁を起 案し、財務会計課内の決裁を経た上で、金額に応じて総務部長以上の決裁を受ける ことにより、その適正性を担保している。

また、性質的に随意契約とならざるを得ないもの又はいわゆる少額随意契約によるものについては、事務担当者において、必要性、妥当性及び相当性を判断した上で、金額に応じて同様に決裁を受けるものとしている。

※ 文書決裁規程(平成 18 年規程第6号)別表に基づき、予定価格が50万円未満の契約は財務会計課長、50万円以上300万円未満のものは総務部長、300万円以上1,000万円未満のものは事務局長、1,000万円以上のものは理事長決裁となっている。